

平成30年6月定例会

# 浪江町議会会議録

平成30年6月 6日 開会

平成30年6月13日 閉会

浪 江 町 議 会

# 平成30年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（6月6日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	12
渡邊泰彦君	12
佐々木勇治君	30
馬場 績君	41
山本幸一郎君	65
石井悠子君	82
散会の宣告	90

## 第 2 号（6月7日）

議事日程	91
出席議員	93
欠席議員	93
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
職務のため出席した者の職氏名	93
開議の宣告	95
議事日程の報告	95
請願・陳情の付託	95
承認第1号から議案第52号の一括上程、説明	95
延会について	125
延会の宣告	126

### 第 3 号 (6月12日)

議事日程	1 2 7
出席議員	1 2 9
欠席議員	1 2 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 9
職務のため出席した者の職氏名	1 2 9
開議の宣告	1 3 1
議事日程の報告	1 3 1
承認第1号の質疑、討論、採決	1 3 1
承認第2号の質疑、討論、採決	1 3 7
承認第3号の質疑、討論、採決	1 3 8
承認第4号の質疑、討論、採決	1 3 8
承認第5号の質疑、討論、採決	1 3 9
承認第6号の質疑、討論、採決	1 3 9
承認第7号の質疑、討論、採決	1 4 0
承認第8号の質疑、討論、採決	1 4 1
承認第9号の質疑、討論、採決	1 4 2
承認第10号の質疑、討論、採決	1 4 7
議案第53号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第54号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第55号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第56号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第57号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第58号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第59号の質疑、討論、採決	1 5 4
議案第60号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第61号の質疑、討論、採決	1 5 5
議案第62号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第63号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第64号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第65号の質疑、討論、採決	1 5 7
同意第1号の質疑、採決	1 6 2
報告第1号の質疑	1 6 4
報告第2号の質疑	1 6 4
報告第3号の質疑	1 6 4
散会の宣告	1 6 5

#### 第 4 号 (6月13日)

議事日程	1 6 7
出席議員	1 6 8
欠席議員	1 6 8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 8
職務のため出席した者の職氏名	1 6 8
開議の宣告	1 7 0
議事日程の報告	1 7 0
町長馬場有君の退職の件	1 7 0
請願・陳情審査報告	1 7 1
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 3
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	1 7 4
副町長あいさつ	1 7 4
閉会の宣告	1 7 6

浪江町告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成30年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年5月10日

浪江町長 馬場 有

1 日 時 平成30年6月6日（水） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木榮勇君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

平成30年浪江町議会6月定例会

議 事 日 程 (第1号)

平成30年6月6日(水曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問



出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	宮口勝美君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------

書

記

小澤 亜希子

書

記

鎌田 典太郎

---

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から7年3カ月が過ぎようとしております。6月定例議会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々をはじめ、長期にわたる避難生活により、お亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても趣旨をご理解ください。なお、暑い方は、上着を脱いでも結構です。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますのでご了承ください。

また、報道機関から撮影等の申し出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

---

### ◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年浪江町議会6月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、1番、石井悠子君、2番、高野武君、3番、半谷正夫君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、配布のとおり本日から13日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日までの8日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。6日、7日、12日及び13日を本会議とし、8日から11日までは委員会等のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

なお、町長には諸般の報告のとおり出席要求をしましたが、体調不良により欠席する旨の届出がありましたので、ご了承願います。

---

### ◎行政報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は、宮口副町長からお願いします。

宮口副町長。

〔副町長 宮口勝美君登壇〕

○副町長（宮口勝美君） おはようございます。議長から報告のあったとおり、本日、町長出席できませんので、代わって行政報告をさせていただきます。

本日ここに、平成30年浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ちまして、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

はじめに、行政区長の委嘱について、ご報告いたします。

4月26日、地域スポーツセンターにおいて、浪江町行政区長の委嘱状交付式を行いました。

交付式では、全行政区を代表して、1区行政区長の佐藤秀三様に委嘱状を交付し、今後2年間の行政区長の活動をお願いしたところでございます。

各行政区長の皆様には、地区住民同士の絆の維持や地域コミュニティ活動の促進等を図っていただきながら、各地域の課題解決に向けてのご意見・ご指導をいただきながら、今後の町の復興に向けた取り組みを推進するため、ご協力を賜りたいと考えております。

次に、ADR集団申立てについて、ご報告申し上げます。

去る4月5日、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターより、当町で行ってまいりました集団申立てに関する和解仲介手続について、打ち切る旨の通知が出されるという大変残念な結果となりました。

このことは、これまで示された和解案に応じようとしめない当事者である東京電力の姿勢はもとより、ADRそのものの役割や存在意義などADRの制度そのものを揺るがす対応であると考えております。

この結果を受け、5月26日、27日、29日の3日間5箇所で開催した住民説明会を実施したところであり、現在、町民の皆様の意向調査を実施しているところでございます。

今後は、意向調査の結果を踏まえまして、町ができる支援について検討してまいります。

次に、帰還困難区域の復興再生に関する取り組みについて、ご報告いたします。

帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域において、現在、一部町道の除染に着手するとともに、宅地の除染及び家屋解体に着手するため、環境省による事前調査、並びに同意取得業務を実施しているところでございます。

次に、町営住宅の整備状況について、ご報告いたします。

幾世橋地区に整備を進めてきました幾世橋住宅団地については、第2期工事分63戸が3月に完成し、3月20日に完成式と鍵の引渡式を行い、48世帯82名の町民が入居を開始いたしました。

次に、町内での事業活動状況・支援について、ご報告いたします。

6月1日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規あわせて、105事業所となっており、昨年4月1日と比較し、54件の増となっております。

町としては、官民合同チームや商工会などと連携した事業再開の

相談支援を行っていくとともに、町内再開事業所への光熱水費補助、従業員確保のための人材マッチング事業など、引き続き支援を行ってまいります。

次に、帰還促進・事業再開支援事業について、ご報告いたします。

町内での需要喚起・地域経済活性化により町内再開事業者や町民双方の帰還促進に資することを目的とした「プレミアム付商品券」を、昨年度に引き続き6月9日より販売いたします。

販売及び使用期間は、6月9日より来年1月31日まで、販売対象者は浪江町民もしくは平成23年3月11日時点で町民であった方となります。

商品券が利用できる店舗は、町内で事業を再開し、取扱店舗として登録いただいた事業所となっており、現段階で54店舗に登録いただいております。

次に、町内イベント事業について、ご報告いたします。

仮設商業施設「まち・なみ・まるしえ」では、毎月第2土日を「まるしえの日」とし、町に賑わいをもたらすイベントを定期的開催するなど、町民に親しまれる施設としての取り組みを継続的に実施しております。

また、4月14日には「桜まつり」が開催されました。今年は例年になく、桜の開花が早かったため花火と桜の競演とはなりませんでしたが、夜空を彩る700発の打ち上げ花火を見に、多くの町民の方々が訪れました。

引き続き、町民が集い、町と町民の絆が深まるよう町内イベントを企画・実施してまいります。

次に、「いこいの村なみえ」の再開準備状況について、ご報告いたします。

一時帰宅をされる町民や事業再開のため準備をされる事業者の滞在施設、また町に来訪される町外の方々の宿泊場所としての再開を進めてきました「いこいの村なみえ」につきましては、施設を運営する「福島なみえ勤労福祉事業団」において、5月から新たに従業員を採用し、6月20日のグランドオープンに向けて、研修等を実施し準備を進めております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについて、ご報告いたします。

北・南産業団地整備の基本設計、地権者へ事業説明が完了し、現在、北産業団地の用地買収を進めながら、実施設計を行っております。

また、藤橋産業団地につきましては、昨年度、既存建屋の解体工

事や敷地整備工事を完了し、供用を開始しており、フォーアールエナジー株式会社が、震災後初めて当団地への立地を決定し、本年3月25日に開所式を行い、町内での操業を開始しております。

引き続き、進出希望のある事業者と第2号、第3号の誘致に向け話し合いを進めてまいります。

次に、大規模水素製造拠点整備の取組状況について、ご報告いたします。

東京オリンピック・パラリンピックに浪江町で製造した水素エネルギーの活用を目指す、NEDOの大規模水素製造拠点の整備事業について、4月15日に敷地造成工事の起工式を執り行いました。

現在、森林の伐採を進めるとともに、一部敷地の造成工事に着手したところであり、引き続き、7月の水素製造プラント建設着工までに事業用地を提供できるよう、計画的に事業を進めてまいります。

次に、農業法人との包括連携協定について、ご報告いたします。

3月20日に、農業の早期再生に向け、株式会社舞台ファームとの協定を締結しました。

協定の主な内容につきましては、町内での営農の加速化、担い手の確保と育成、先端農業導入について、農業法人やJAをはじめとする農業関連団体、また学術機関を構成員とするコンソーシアムを形成し、農業再生を進めていくというものであります。

今後、この協定をもとに、さらなる農業再生の加速に努めてまいります。

次に、浪江町花き生産供給力強化協議会の設立について、ご報告いたします。

花の一大産地化を目指し、4月27日に本協議会が設立されました。

協議会は、苧宿地区の生産者や卸売業者をはじめとする民間企業等で構成されております。

協議会では今後、国の補助事業等を活用し、生産量が減少している生け花用の水生植物の栽培や輸送などの実証実験を行う予定となっております。

次に、水稻栽培の取り組みについて、ご報告いたします。

今年度の町内での水稻栽培につきましては、用水路の復旧等により5.4haとなり、昨年度の約2倍に拡大して実施しております。

5月19日には、酒田地区において震災後5回目となる田植えを、地元の農家の方々とともに、なみえ創成小学校の児童3名をはじめ、大学生60名に参加いただき、手植えにより実施をいたしました。

昼食には浪江の米で作ったおにぎりを食べていただき、そののちに浪江の農作物のPRなど農業振興をテーマに、学生と地元農家の

皆様とでワークショップを行い、活発な意見交換がなされたところ  
です。

次に、保健事業について、ご報告いたします。

本年3月に浪江町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画書  
を策定いたしました。

今後は、この計画に沿った効率的・効果的な保健指導を実施し、  
生活習慣病の予防等に取り組むとともに、医療費抑制による国保財  
政の健全化に努めてまいります。

また、今年度から乳がん検診を浪江町内でも実施しており、これ  
までの町内での受診者数は、97名となっております。

次に、義援金の支給について、ご報告いたします。

日本赤十字社、福島県、浪江町などに寄せられた第2次義援金追  
加配分7回目の振込を、5月31日から開始いたしました。

震災当時浪江町に住んでいる方を対象に、1人につき1万円を支  
給しております。対象者は、2万1033人となっております。

次に、いわき出張所の移転について、ご報告いたします。

いわき市文化センター内に設置してございましたいわき出張所を、  
今年4月より県いわき合同庁舎内に移転いたしました。

引き続き、いわき市を中心に避難する町民の皆様へのサービス提  
供に努めてまいります。

次に、避難生活支援事業について、報告いたします。

今年4月より、避難を継続する高齢者など交通弱者の生活支援と  
町内の交流人口拡大を目的に、南相馬市内の仮設住宅及び復興公営  
住宅等から、役場本庁舎や浪江駅など町内を巡回する、無料巡回バ  
スの運行を開始いたしました。

また、本宮市・二本松市から浪江町内へ運行するシャトルバスも  
同時に開始をいたしました。

次に、応急仮設住宅について、ご報告いたします。

5月31日現在の仮設住宅の入居状況は、供与戸数845戸に対し、  
入居戸数67戸、入居者数98名、入居率7.9%となっております。

次に、町外の復興公営住宅について、ご報告いたします。

町外の復興公営住宅の入居状況につきましては、5月1日現在で  
1548世帯、2727名の入居が決定し、1545世帯、2723名が入居を開始  
しております。

なお、平成30年度第1回定期募集は、募集戸数633戸に対し応募  
戸数120戸で、倍率は0.19倍となりました。

次に、教育行政関連について、ご報告いたします。

浪江にじいろこども園の開園式と入園式を、4月5日に開催いた



しました。初夏のような陽気の中、13人の子供たちが、家族に見守られ、和やかな雰囲気の中で、明るく希望にあふれる式典となりました。

また、なみえ創成小学校及びなみえ創成中学校の校舎落成式、開校式、入学式の一連の式典を、4月6日に開催いたしました。

人工芝の校庭で行われた校舎落成式では、全校児童・生徒10名もテープカットに参加し、微笑ましく進められました。

続けて行われた開校式・入学式では、多数のご来賓と地域住民の方々にもご出席いただいたほか、避難先の浪江小学校・津島小学校・浪江中学校の児童・生徒も駆けつけ、開校祝いの和太鼓演奏、児童・生徒一人一人からの学校生活への期待と決意表明など、賑やかで晴れやかな式典となりました。

生涯学習関連では、5月19日、浪江町長杯パークゴルフ大会を二本松市の日山パークゴルフ場で開催しました。絶好のコンディションとなった会場には、各避難先から昨年を上回る90名程の町民が集まり、交流を深めながらプレーを楽しんでいました。

以上、3月定例会以降、現在までの取り組みについてご報告いたしました。

なお、今期定例会に提案申し上げる案件は、専決処分の承認案件10件、条例改正案件4件、契約の締結に関する案件6件、公有水面埋め立てに関する案件1件、土地の取得案件が1件、平成30年度の補正予算案件が1件、人事同意に関する案件が1件、繰越計算書報告案件が3件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で行政報告が終わりました。

---

### ◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。質問は質問席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

---

### ◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

8番、渡邊泰彦君。

[8番 渡邊泰彦君登壇]

**○8番（渡邊泰彦君）** おはようございます。ただいま紺野議長より質問の許可が出ましたので、通告に従って質問させていただきます。質問方式は、一問一答方式でよろしくをお願いします。

質問の前に、昨日テレビを拝見させていただきました。馬場町長の重い決断を、今、考えているのかなと非常に私もびっくりしております。たぶん町の執行部の皆様、そして職員の皆様もびっくりしているのかなと思っております。しかしながら、復興の工程表は止めることはできないと思います。1日も休むことなく復興に向かっていくという気持ちで私はやっていきたいと思っております。今回も、今までどおり丁寧な答弁をよろしくをお願いします。

まず、1. 浪江町の復興に向けたフォローアップについてということで、質問させていただきます。

(1) 浪江町の復興計画の工程表の達成のために立ち上げた、国・県・町による官民協議会の成果について、その開催状況、メンバー及び内容についてお尋ねしたいと思います。

この計画は、浪江町の復興計画をフォローするためにつくられたものでありまして、今、思い起こせば、避難指示解除前にこういったことを国と県と約束したという大事な工程表でございます。当時、原子力対策本部長でありました高木副大臣の名前をとって高木プランと一時、呼んでおりましたが、本当にこれは、浪江町の第二次復興計画を着実に進展するためには、大変必要な、大変重要な計画だと思いますので、その辺の状況をまずお尋ねします。

**○議長（紺野榮重君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（安倍 靖君）** ご質問にお答えいたします。

浪江町の復興加速に向けた協議会の開催状況につきましては、昨年12月に第3回の協議会が開催されたところでございます。

主な協議会のメンバーは、町長、議長、原子力災害現地対策本部長、復興副大臣、県避難地域復興局長などとなっております。

内容につきましては、「浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み」、先ほど議員お質しのよう高木プランでございしますが、その進捗状況の確認と、必要な施策の検討を行っております。

また、協議会の下部会議として、国・県・町職員のワーキンググループを現在まで6回開催しております。これにつきましては、進捗状況の細部の確認、あるいは事務レベルでの課題協議などを行っております。

**○議長（紺野榮重君）** 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

その中で、次の質問に入りますが、（2）短期（解除後1年程度）で達成すべき目標として、Ⅰ．なみえまち再生で8項目、Ⅱ．農林水産業再生で8項目、さらにはⅢ．産業復興で5項目が上がっております。解除後1年程度ということは、もう1年以上過ぎています。その中で、個別について、どういう進捗状況かということをお尋ねしたいと思います。その中で、短期目標の中で、私も、A0でコピーして部屋に貼っていつも見えています。その中で、今、町はどのような状況なのかなといつも確認しておりますので、ほとんどのことは、私はもうチェックを入れているわけですが、会議の中で、この部分はもうなかなか今のところ大変だよねと、まだ目標達成されていないよねという項目があれば、それを中心にご説明をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

まず、短期目標期間におけます、主な事業について先に述べたいと思います。

Ⅰ．なみえまち再生につきましては、まちづくり会社の設立、なみえ創成小・中学校の開校、幾世橋住宅団地の整備などを行っております。

Ⅱ．農林水産業再生につきましては、営農再開支援事業、有害鳥獣対策、里山再生モデル事業などを行っております。

Ⅲ．産業復興につきましては、企業立地補助金・事業再開補助金の活用、産業団地の整備、福島相双復興推進機構によるコンサルティング支援などを行っており、概ね計画どおり進捗していると考えております。

なかなか1年目で達成が見込まれていないという項目につきましては、町内の住環境の整備であります、有害鳥獣対策でありますとか、それから買い物環境の整備、医療・介護等の充実など、そういった面では、まだまだ課題が残っていると認識しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 課長の報告のとおりだと思っておりますが、その中で、浪江町の再生ということがⅠ項目にあります。今、課長が言ったとおり買い物環境の整備がなかなかうまくいっていないと、なみえまち再生の8項目の中で、この部分だけがちょっと遅れているなど私は認識しております。

そこで、（3）買い物環境ということ冷静に考えてみると、何

なんだろうかということなんです。今、町で力を入れてやっているのが、生鮮製品の食料品を売る店を早期に整備したいということで動いていらっしゃるんですが、話長くなりますけど、浪江町に今、帰ってきている方、年齢的には年配の方がほとんど多いんですが、いろんなイベントとか、会議とかでお話する機会がたくさんありまして、私自身も認識不足だったところもあるんですが、町内に帰還して車を運転できる方、この方は、今、買い物どうしているかということ、町で買い物、もちろんしていないんですけども、原町とか、あとは富岡町に車で1週間に1回、2回買い物に行っているという現状なんです。それに関して、相当不便を感じているかとお尋ねするとそうではないんだと、1週間に1回か2回浪江町を出て気晴らしになるし、スーパーに行ったついでにドラックストアもある、電気屋さんもある、100円ショップもある、いろんなものがある、そこで買い物するのも一つの楽しみなんだということなんです。

2つ目は、車を運転しない方、もちろんたくさんいます、その方はどうなっているのかということでお尋ねすると、デマンドタクシーを使っているんだと。デマンドタクシーは本当にドアツードアで本当に便利に使わせていただいていると、その方も、どこに買い物行くんですかと聞くと、南相馬市とか、富岡町とかに行っているんです。実際、町に買い物するところがないといって不便さを感じるだろうと考えているのは、実は町外で避難している方で、浪江町に戻ろうと考えている方が、あんな不便なところには帰れないという、そういう意見がずっと広がって、浪江町の買い物環境が悪いとなっていると私ちょっと感じたんです。

私も、なるほどなと思ってはいたんですけど、そこで、今回整備するスーパーとか買い物というのは、恐らくこの考え方でいくと、ちょっとしたものではもうだめなんです。総合的にスーパーがあって、ドラックストアがあって、ホームセンターがあって、何があってって総合的な施設が必要だということは分かったんです。もし、浪江町にそういう買い物ができる場所があればどうしますかと聞いたら、どうせ車で行かなければならないんだから、そんなスーパーだけあったところには行かないと、1回行ったら、そこでいろいろショッピングしたり、楽しんだり、気晴らしをしたりというのが必要なんだということなので、その辺、私の今、思ったことを言ったんですけど、その辺、課長どんなふうに今、感じたか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

おっしゃられるように、私も町内に住んでおりますので、その状況は良く存じ上げておりますが、人口を呼び寄せるということも重要でありますから、まず、この町民意向調査において、「商業施設の再開が必要だ」と答えた方が80%いらっしゃるということ。この事実を受け止め、特に生鮮食料品が買えるスーパーというのは早急な誘致が必要であるということで、強く依頼している状況の中です。その中で、それぞれのお店が商圈の人口、従業員の確保、店舗の確保、採算性、こういったもので、出店には様々な課題等があるということは、認識をしておりますけれども、それでもやはり我々としては、そういったもの必要ですから、強く要請しているところであります。

しかしながら、大規模な店舗が必要であるわけですが、それは理想でありますから、まずはもう生鮮食料品というものが今、必要でありますから、そういった調達できるものを優先、先行して誘致し、その後、それらが大規模店舗へと移行していくという戦略、そういったものに促していくという戦略も必要であると考えておりますので、そういったことで今、進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、課長のお答えいただいたんですけど、確かに今、課長の、戦略的なもので動かざるを得ないとは思っていますが、逆に、なぜ小店舗でありながらなかなか再開というか、事業所ができないかという理由は、根本的には、要するに採算がとれないということなんですよ、多分。採算がとればどンドンどンドン出てくるし、例えば、道の駅がどんどどできましたと、そこに付帯しているものでいろんなものやってくれれば、これはもうどンドンどンドン入ってくるかと思っておりますが、今、本当に一番苦しい時期であることは、私も認識しております。

その中で、今、課長の戦略どおり、もちろん必要なものをできるところからやるということは、これはセオリーだと思いますが、ただ、その奥に、先に大規模店舗を誘致するというのを同時施策で進めていくべきだと思います。

次なんですけど、(4)農林水産業の再生の中で、一番下の項目で鳥獣害対策というのがあります。これに関しては、散々ばら何年かやってきていることではありますけど、1つ言っておきたいことが、街の中は、確かにもうイノシシはいません、いないと思っております。というのは、私も、もう浪江町に1年以上帰ってきて住んでおりますけれども、帰ってきた当初はポツポツと見られたんですね、イノシシが。

ここもう半年以上、もっとかも分からないですけど、全く見たことがないんです。それで、その間に街の中がどうなっているかという  
と、良く庭先に植木を植えていてイノシシに荒らされたということ  
あったんですけど、それも、もうほとんどないんです。ということは、街のイノシシがほとんどいなくなったと私は判断しているん  
です。

それで、今までやってきた対策が功を奏した、地道にやってきた  
のが功を奏した。それともう1個は、人間が住むようになったと、  
そういったことが全部いろんなものが絡んで町のイノシシがいなくな  
ったということになっていると思うんですが、ただ、ざいのほう  
はそうはいかないと、ざいでは前よりはもちろん少なくなっていま  
すが、特に加倉地区、あとは北棚塩地区、それと上原地区ですか、  
そこに戻ってきている町民の方々が、自給自足でもないんですが、  
野菜をちょっとつくっていると、そうすると、ガードというか、檻  
というんですか、そういったものをやらないと、まだイノシシに荒  
らされているという現状は、少しではあります、あるんです。ま  
た、その辺のことも考えて今、状況的なものはどうなっているのか  
をお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） まず、フォローアップの枠組みの中で  
鳥獣害対策としては、フェンシングや河川の除草などを昨年行って  
おります。それによって、有害鳥獣の行動を、ある程度制限するこ  
とができたとは考えております。

ただ、議員、今、おっしゃったとおり、市街地には大分姿を見る  
ことはできませんが、郊外においては、まだまだ生息していること  
は感じております。それで、昨年度のことでは、営農のための  
農地の周りにフェンシングや、あとは電牧などを、補助金を使って  
設置している状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） イノシシ対策を最初にやったときに、かなり増  
えたといったときに、良く考えてみると本当に原始的な方法でやっ  
ていたんですよ、駆除を。檻をかけたり、追い込んだりということ  
で、そういったことが功を奏してきているんです。今、県とか国と  
かでいろんなハイテクを使ったものを、今、いろいろ考えていると  
思いますが、今、そういったことで、鳥獣対策どういうふうにする  
かということ、住んでいる方、防犯パトロールをしている方からの情  
報を得て、そこに檻をかけるだとか、そういった原始的なもので対  
抗していくのが、実は早道なのかなと思っておりますので、その辺

今後の対策として地道にやるということをお願いしたいと思っております。

次に、(5)Ⅲ. 産業復興についてなんですが、細かくやりたいと思います。産業復興の中の、中期(2020年末頃)までに整備することということで、産業団地の造成、整備があります。その中で、今、北産業団地、南産業団地、棚塩産業団地、藤橋産業団地、この4つが今、中心となって整備、そして誘致を行っているわけですが、町から今、出している、浪江の復興団地へのご案内ということで、いろいろ見学、書いてありますが、まず最初に聞きたいのが、この4つの工業団地の整備できる、完成する、その時期が本当にここに書いてあるとおり、できているのかどうか、工程はどうなっているのかというのを、まずお尋ねします。

○議長(紺野榮重君) 産業振興課長。

○産業振興課長(清水 中君) それぞれの状況について、ご説明いたします。

まず、棚塩産業団地においては、現在造成工事に着手しており、大規模水素製造拠点やロボットテストフィールド等の事業工程と調整を行いながら、適切な時期に敷地の部分引渡しができるよう工程を細分化しながら進めております。現時点においては、計画どおりこれらは進捗しております。今月には水素製造プラントの部分の敷地の引渡しを予定しております。造成工事の全体進捗については、平成32年(2020年)3月を目標に整備を進めております。

次に、藤橋産業団地においては、昨年度、既存建屋の解体及び敷地の再整備工事を終え、現在は供用開始しているところであります。立地第一号となりましたフォーアールエナジー株式会社に続くほかの会社の立地に向けて、事業者や地元行政区との調整を進めているところであります。

北産業団地におきましては、現在実施設計業務を実施しながら、開発行為の手続き等を並行して進めております。今年度の半ばには造成工事に着手する予定となっております。竣工、供用開始時期については、来年度、平成31年度上期から半ばを見込んでおります。

南産業団地におきましては、現在用地交渉を進めつつ、夏ごろを目途に実施設計を発注し、今年度末ごろに造成工事に着手する予定となっております。平成32年度早期の全体竣工を目指しておりますが、必要に応じて事業者の意向を踏まえつつ、工区分けや部分供用の手法も検討しながら、団地の整備工程が企業誘致の阻害要因とならないように進めてまいります。

次に、企業誘致計画についてお答えいたします。

昨年度1500社超を対象に行った企業誘致の意向調査の結果や、窓口電話等で多数のご相談をいただいておりますので、それぞれの事業者の意向や立地の計画をしっかりと精査をさせていただき、各団地とのマッチングを進めてまいりたいと思っておりますし、進めておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、ざっと概要ご返答いただいたんですが、今この町で誘致企業に配っているものに関しては、本当に、これを見ると、結構スピーディーにこれが進むんだなと思ってると思うんです。誘致企業の方々と話をすると、どうも関東近辺の方ではなくて、どちらかというに関西、東海、要するに京浜工業地帯で工場を稼働している方が、浪江町にこういったものを建てたいという希望の企業が、かなりあります。その中で、ここの中に、要するに方向性とする、国のイノベーション・コースト構想にのっとったものということで、いろんな業種がきているわけなんですけど、ただ、そこに優遇措置ということなんです。要するに、立地企業に対して、どういう優遇措置があるのかということがざっとしか書いていないんです。当然、交渉にすれば町で説明するかと思うんですが、この辺、最初のきっかけになるパンフレットなものですから、もうちょっと厚みのあるものにして、本当に浪江町で誘致企業を募集しているんだと、この時期には必ず完成できるんだというものを出していかないと、イノベーション・コースト構想って浜通りで競争ですからね、のんびりやっていたら全部とられて終わりですよ。浪江町は、こういった工業団地をやると、2020年までびっちり整備するんだということでもう進めているので、この辺をきちんとした資料で、きちんとした募集をして、それで今からやっておかないと突然やってもだめなんです。ちょうど次の質問に行くので、関係あるのでこの辺で、やめておきます。

次に、(6)I. なみえまちの再生の中の一番最後の項目に、長期(2035年)に人口約8000人を実現したいという目標を立てている。それで、これに関しては、この人口8000人て何なんだ、この数字はどういうことなんだ、要するに17年後ですからね、2035年に。ちょうど私も調べてみたんですが、浪江町の面積、そして浪江町で占める商工業、農林水産業の割合と生産高、そして公共施設、役場を含めて、ものの規模等を考えると、8000人いないとこの町はなかなか難しいよねという数字なんです、総務省のホームページ見たんですけど。ということは、逆に考えれば8000人いないと、町はなかなか厳しいなという数字なんです。これだけの長期目標でありますけど、今、



帰還人口が700人を超えました。そのことについて今、私の言った前のことと、今700人戻ってきていると、700人超えていますけれども、その相関関係についてご説明をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご質問にお答えを申し上げます。

町への帰還状況につきましては、就労、あるいは就学等、様々な事情もあり、避難指示の一部解除時に想定していたほど、帰還は進んでいないものの、4月末の町内居住人口は729名ということで、今後とも着実に増加していくものと認識しております。

今後とも、2035年の目標達成に向けましては、雇用の場の確保、それから町内居住環境の整備、そういったまちづくりに努めていく必要があると考えております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今後とも順調に増えていくという考え方で良いんですかね、今の回答で。

1年経って700人帰ってきたと、1年過ぎてはいますが、その数字は驚異的な数字だと私は思っています。こんなに帰ってくるはずはないなど、良くこれだけ町で頑張って帰していただいたなという評価はしています。ただ、これが順調に増えていくかと、これは、ちょっと考え方違うと思います。というのは、今、浪江町民の、次の質問に流れていっていますけど、2. 2035年に人口8000人を実現するために（1）意向調査で17%とか20%が迷っているとか、帰りたいとか、帰るとかという数字を重ねていくと、データ的に見ると最大で4000人ぐらいですよ、帰ってくる方が。8000人から4000人引くと、あと4000人足りないんです。その4000人をどうするかということなんです。4000人は、今の浪江町民ではない方に浪江の町民になってもらうという手法は並行的にやっていかないと、結構2035年で、ずいぶん先のような気もするけど、あつという間にきますからね。そういったときに、移住人口が必要だということで、その辺の認識をお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、お答え申し上げます。

浪江町人口ビジョンに定めます目標人口の達成につきましては、帰還人口の増加、これに加えて議員お質しのとおり、町内への居住が見込まれる新産業従事者、あるいは建設を予定している町内の施設の従業員、こういった方、これにつきましては、重要な社会増の要因として町としても見込んでいるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） その人口4000人は、移住人口として必要だという捉え方だと私はしていますけれども、（2）人口8000人を実現するために、一番やらなければいけないのは、町民の帰還を促進する、この施策が一番大切ですよ、これは、もういつでも一番ですよ。その中で、移住も促進するという施策も、必要なんです。例えば、今、北産業団地、南産業団地、藤橋産業団地、棚塩産業団地を整備したときに、企業を誘致しますよね、これがうまくいったといったときに、浪江町にとって、それは何が要なのか、もちろん税金も必要なんです、そこで雇用された方を浪江町に住んでもらうということなんです。これが必要なんです。これが、例えば南相馬市から通うだとか、富岡町から通うだとか、こうなったのではせっかく企業誘致をして、町外の方が町に入って来て、それを浪江町の人口にできないということは、なかなか整合性とれないということになってくると思うので、そういったことで、雇用された方、そういった方をここに入れていただく、入っていただく、基本的に企業誘致をして雇用されました、その方々どこに住もうかという判断、それは個人個人ですよ、もちろん。会社がここに住めというわけにいないので、そのときに、さっき1番目に言った商業施設、がちっとしたものがあって、ここに住めば便利などかなんだよね、富岡町のさくらモールのとこに住むよりもこっちで便利だよね、という整備を長期的に並行的にやっていかないと、せっかく入ってきたのが、ほかの町にとられてしまうという、言い方ちょっと語弊ありますけど、そういう形になるかと思うんです。

ですから、移住させるために、町は、今の言った順調に何とかというのは、回答とすれば、私はなかなか賛同できないと思うので、その辺、課長もう1回、移住者を定着させるために何か今、施策もっているのかどうか、お尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 質問にお答え申し上げます。

町への移住促進と言いますか、定住促進に伴いまして、人口増加に伴う新たな活力創出のため、重要な施策であるとは考えてございます。

そのため、特別な施策というよりは、町内の居住環境、いわゆる雇用だったり、買い物環境、医療、防犯対策といった町内居住環境の充実に努めることによりまして、暮らしやすい町づくり、そういった面で定住促進を進めていきたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

**○ 8 番（渡邊泰彦君）** まさに今、そのとおりだと思うんです。そこは地道にやっていって、大きく変化するということは、なかなか今の浪江町難しいと思いますので、今、課長が言った施策を地道に積み上げていって、定住を促進させていただきたいと思います。

一番最後 4 番目なんですけど、実は、先々週浪江町に、きたる復興拠点というグループを組んでいるところがあって、そこ東京電力との話し合いというか、会議というか、ミーティングがあったんですけど、その中で、東電の担当者が来て、そこでの話し合いなんですけど、今、東京電力で働いている職員いますよね、その方を何とか浪江町に定住させてもらえないかというご提案をさせていただきました。200人、300人、400人という話ではなくて、5人でも10人でも、まず浪江町に住んでもらって、浪江町民になってもらって、そこから仕事に通ってもらうような施策はとれませんかということで質問したんですけども、東電の考え方とすると、1000人とか2000人とか一気にやってくれというのではなくて、本当に少人数であればこちらでも対応できるなど、考えさせてもらいますということで、そのときの会議は終わったんですけど、本当に人数少ないんですけど、課長、5人、10人だって今の浪江町にとっては1000人、2000人ですよ。本当にくだいようですが、地道にやっていって、積み上げていく数字なんです、4000人というのは。

その辺を踏まえて、次の質問の答えをお願いしたいんですけど、（3）移住を促進するために助成とか、補助とか優遇措置、インセンティブが必要と思っています。そのインセンティブに関しては、浪江町民が戻るとそういったときに、例えば引っ越しの費用を助成しますよと、家が汚かったらクリーニングを助成もしますよと、直したいところはリフォームの補助金も出ますよと、さらには太陽光やりたいなということであればその補助金もある、今、町民に対するその優遇措置というのは、私は素晴らしいと思っています。これも、かなり利用者が増えていると思う、担当課長いるので、あれなんですけど、増えていると思うんです。

その移住する方、浪江町民以外の方で何かあるのかといたら、例えば、プレミアム商品券買えるかと思ったら買えないわけです。それで、条件付きではありますが、浪江町に住民票を移した方に関しては、それなりのいろんな助成とか、補助とかは考えるべきではないかと思うんですけど、考え方をお尋ねします。

**○議長（紺野榮重君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（安倍 靖君）** ご質問にお答え申し上げます。

現在、町内へ移住を検討される方々につきましては、随時必要な

情報の提供に努めてございますが、気兼ねなく相談、質問ができますよう「移住・定住相談窓口」というのを開設したところでございます。

さらには、新たに町内に転入し、住宅を取得する方に対しましては、住宅取得費の一部を補助する「定住促進住宅取得事業補助金」についても、当初予算で計上してございますので、こういったものの活用も考えられると思っておりますのでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） そういったことから始めていくんだと思います。プレミアム商品券に関しても、なかなか今あれなんですけど、そういった浪江町に住民票を新たに移した方にも提供をしていくという考え方も、後々考えていただいて、実現していただければと思っておりますが、もう1個、次の質問に入りますけど、もちろん浪江町の人口を増やすためには、まず浪江町民に帰っていただく施策、今、言ったように移住していただく方、要するに雇用した方が定住していただく施策が2番目。

次に、前回もお話させていただいたんですが、(4) NPOとか、そういった方々が、いろんな地方移住を考えている方がたくさんおりまして、いろんなネットワークを組んでいます。それで、ふるさと回帰を支援するNPOもあれば、要するに地方の移住、定年後移住・定住させるためのNPO、例えば農業やりたい方の移住のNPOとか、いろんなNPOがあって、全部ネットワーク組んでいるんです。そういったものは時間がかかるんです。NPOと提携して町で活動してもらおう、そして、すぐにというわけではなくて、そこからまずインターンシップがあったり、お試しに住んでもらったり、いろんなことをしながら浪江町の素晴らしさを伝えて定住してもらおうということで、日本全国でやっているんです。これ、内閣府のホームページ見ると、全部書いてありますから、やり方が。そういった支援もあるんです。ですから、本当に小さいことだと思います。例えば、この事業をやっていきなり200人住むとか、そういうことではないと思うんですが、高知県の高知市では、9年か10年ぐらい前からそれが始まって、毎年2人くらいずつ人口増えているんです。それは何かというと、日本全国少子高齢化でどこも人口減っているんです。その対策を日本全国でやっているんです。その中で、2人という人数はどうなんだということになっているんですけど、例えば、それが10年続くと20人になるんです。さっきから課長がにらんでいますけど、細かい施策というのは必要なんです。突然浪江町の人口が2万人なんかなるわけないので、そういったNPOと少しい

ろいろ話しながら、町の活動に入ってもらおう考えはいかがですか。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

議員お質しのように、全国にそういったNPO法人があるということは、私どもも承知してございます。そういった意味では、移住者の方々につきましても、定住促進、あるいは居住人口の増加のために必要と考えてございますので、とりあえず、そういったNPOの法人の方等の連携については、今後研究させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 私も情報提供させていただきますので、一緒にやっていただきたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、3. 浪江町の賑わいを取り戻す取り組みについてということで、4項目質問させていただきます。

今、先ほど行政報告でもありましたが、浪江町に行って事業を再開をする業者が増加していると、これは、本当に良い傾向だし、町の施策がぴっちりやっているなという証拠だと思います。ここで、別な角度からご質問させていただきますが、これも、何度も私は言っているんですけど、（1）震災後、避難先の市町村で事業再開をしている企業で、避難指示解除されたので、今度浪江町に帰還して、その事業を継続すると今、考えている業種が、官民合同チームのデータをいただいているんですが、浪江町は大体今40%ぐらいが事業再開していると、その中で他町村でもやっている、他町村で事業再開をしているという方が大体34%ぐらい、ちょっと今、上がって36%ぐらいになったのかな、その中で、浪江町に戻ってきたいんだと、浪江町でもう一回やりたいんだという方が大体10%なんです。これ、官民合同チームの意向調査で結果いただいているので、それを数にあわせると大体30社から40社くらいです、浪江町で戻っていると、その方が今、他町村で事業を再開していて、浪江町に戻りたいという方が30社から40社あるんです、課長。その中で、30社から40社の方に、きっちり官民合同チームでは資料持っているわけですから、そこに行っているいろんな状況を聞きながら、困っていることはどうなんだと、浪江町でやる場合はどういうところが障害になってくるんだと、ぜひ浪江町に戻ってきてもらえませんかというアクションは起こすべきだと思うんです。

その辺について、課長の考え方をお尋ねします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

そういった帰還して事業再開する方の窓口は、町でも行っておりますし、随時官民合同チームと意見交換を開催しております。

その中で、町内へ帰還し事業再開したい事業者の皆様の課題というのは、主に「従業員確保」「顧客（商圏の確保）」「設備投資の資金確保」などが課題であるとして認識しております。町としては、「従業員確保」への対応としましては、町内での合同就職会、いわゆる人材マッチングイベントの開催を企画しております。さらには、震災前にサンシャインなみえにおいて実施していたハローワーク「地域職業相談室」の再開を要望しております。

また、「顧客の確保」という問題につきましては、本年度も「プレミアム付商品券事業」による町内消費の喚起策、さらには「イベント事業」による集客拡大の取り組み、「設備投資などの資金確保」という問題につきましては、それぞれの実情にあった助成制度の紹介や申請支援などを行ってまいります。

以上のような様々な取り組みを駆使し、事業再開者・継続者のみならず新規事業者も取り込めるような、そういったケースに即応できるような相談や働きかけを、関係機関と連絡を密にとりあいながら、行ってまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 要するに、戻りたい企業にきちんと官民合同チームを通してでも構わないんですが、本当に何が浪江町に戻ってくるのに障害になっているかということ、きっちり細かくやらないと、例えば今、窓口を設けました、いろんなことがありました、その中のどれなんだと、どれが一番ネックになっているんだということで、個別個別が違っているわけなんです。そここのところをきちんと相談させていただいて、浪江町としてできるだけだけの支援をして、浪江町に戻って来ていただくということだと思っております。

それで、基本的に今、困っているということは、私も何社かの方といろいろ話はしているんですけど、従業員なんです。例えば、浪江町で事業をやりました、ほかの町で事業を再開しました、そのときに、浪江町の従業員がすぽっと入ってもらえるんだったら一番良いんですけど、その現象がないんです。そこで雇ってしまうんですよ、雇ってしまうというか、雇用をします。そうすると、うちの会社が浪江町に戻りましょうといったときに、従業員がついてきてくれるかと、そこが大きなネックになっているということは間違いないんです。人がいなければ企業は回らない、会社は回らない、商売できない。要するに、商圏の話は今していますが、生業とかの話しましたが、自分の会社を運営するための人件、人が一番のネック

になっているんです。その辺を良く聞いていただいて、人材マッチング、もちろん結構だと思うんですが。

例えば、次の質問に流れていくんですけど、(2) ふくしま産業復興雇用支援助成金ということで、これは、もう課長にも何回も言っているんですが、使い勝手を考えろと、システムの変更を考えろと。例えば、浪江町で事業をやっていた方が、他町村で事業再開をした場合は、事業再開でこれは継続ではないと、事業再開なんだと。その事業再開した人が浪江町に戻って事業を再開した場合は、これは継続になってしまうんです、再開ではないんです。ということは、何を言いたいかということ、それも、まず事業再開をしました、他町村で。その方が浪江町に戻ってきました、これも事業再開としてカウントしろということなんです。それをしないと、この産業雇用支援助成金は使えないんです。それは、課長、分かっていると思うんですけど。そこは、国と県に要望すべきだし、今の福島県浪江町、浪江町だけでなくほかの町もですけど、浪江町の現状を考えれば、そのぐらいの助成をしないと戻って来れませんよ、従業員確保できませんよ。きっちり従業員に対しても、いや、戻ってきた企業に関しては、従業員に対しても、きっちり助成は国の制度を適用させますというルールをお願いすべきだと思うんですけど、その辺お答えください。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ただいまの課題について、お答えいたします。

「ふくしま産業復興雇用支援助成金」については、議員おっしゃるように町内へ帰還して事業再開のためには、非常に効果的な助成金であるけれども、ただ、制度上は避難先で一度制度を活用した場合、改めて帰還して事業再開の際は活用できないという課題も今ございます。

その課題につきまして、町としても「浪江町の復興加速に向けた協議会」の中の実務者レベル会議、ワーキンググループにおいて、町内の人材確保状況や住宅事情に照らし合わせ、帰還し事業再開する場合には再度活用できるような運用ができないかということのを要望させていただいております。

さらに、この問題について、今後も機会を捉え随時強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 町の要望でそういうことをやっていただいているということは、今、初めて分かったんですが、官民合同チームの

専務やっている方と、何度か、その日、私も要望は出しているんですけど、官民合同チームの専務理事が言うには、もちろん、あの方も国からきているんですけども、システムを変更することがかなり困難なんだと。であれば、運用をうまくする方法はできませんかと、システムはいいんですけど、その運用の仕方を変えることはできませんかという話、私この間したんです。そうしたら、その件を含めてシステム変更も、もちろん国にはお願いしますが、運用の見直しもやってみますよというところで答えは終わってしまったんですけども、今、ふくしま官民合同チームというのは、腰を据えて浪江町、浜通りの復興を今やっています。それは、私は良く見ているんですけど、そういった方は今、本腰になっているので、ここは町も一押し、二押し、三押しをして、こっちに有利な運用の仕方、システムの変更は要望すれば向こうは応えるくれるんです、今。その辺、強くまずやると、私からももちろん強くやっていきたいと思いますが、これは、結構キーポイントになるので、しっかりやっていただきたいと思います。

次に、(3) 浪江町に帰還した方々、今、何を必要としているのか、何を希望しているか、意向調査、当然していると思うんですけど、今、浪江町民が困っているというか、要望していることは、毎日何をして過ごしたら良いんだ、何をすれば楽しく生活できるんだという調査を、もっと詳しくやらないとだめかと思うんです。年配の方々、例えば、仕事をしている方であれば日中は仕事に行く、それでリタイヤした方だと朝から晩まで浪江町にいるようになるんです。さっき言ったように、買い物に1週間に2回連れて行っていたくのも気晴らしになるし、例えば、自給自足で畑をつくったりするというのも生活の一部になると、ただ何もしていない方というのはどうしても暇だと、テレビを見るしかないんだと、何で浪江町に帰ってきたんだといったら、避難先にいてそういう狭い思いをするよりは、自分のところに帰ってきて清々したいんだと、清々していることは間違いなんです、浪江町に帰ってきて。ただ、その後、どういうふうにして過ごしていくかということが、一番の悩みだと。

公共機関が、積極的に訪問を支援する項目だと思うんです。内閣府でこれもやっているんですが、アウトリーチ事業というのがあって、要するに公共の機関が積極的に町民に対して手を差し伸べる、いろんなことを提案する、そういった事業がきっちり載っているんです。その研修事業についても、いろんな報告が出ていると、今、浪江町に当てはまるものがあるのかといったら、かなりあるんです。アウトリーチ事業というのは、今、初めてやることではないとは思



うんですが、今、七百何人の方々がそれを望んでいるはずなんです。今、町も総務課でキッチンザイをつくって、今、訪問していると思うんです。それに、社協も訪問していると、そういったことをやっているんですけど、そこから先ですよ、訪問するだけではなくて、訪問していろんなものを聞いたのを解決していくということ、これからやっていかないといけないと思うんです。せっかく浪江町に帰っていただいて、まだ戻るなんていうようなことになれば、本末転倒になってしまうので、せっかく戻ってきていただいた町民に関しては、相当手厚いものをして、帰ってきた方が浪江町に帰ってきて良かったんだと、浪江町はいろんなことができるんだという思いをすれば、それに付帯して帰ってくるということも考えられるんです。

ですので、今、公共機関が積極的にやると、何かをやる、そういったことに関して、これからどんなことができるのかお答え願います。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。

お質しのように現在、「町内コミュニティ再生支援事業」を実施しております。

この事業は、町内に「地域づくり支援専門員」を配置しまして、町内に帰還または新たに居住されている町民の皆様や各行政区長のもとを訪問しまして、住民の皆様同士をつないで、町内のコミュニティを再生するお手伝いをする事業となっております。

本事業は、町から一般社団法人まちづくりなみえに委託して実施しており、すでに町内居住者の戸別訪問のほか、各行政区長のところを訪問して、課題の洗い出しに着手しているところでございます。

まだ着手したばかりでございますが、本事業を通じまして、帰還した住民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

ご提案のあったアウトリーチ事業等についても、今後研究してまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 基本的に今、浪江町には、旧行政区というんですか、私のところであれば1区4班で何とかって1区行政区、ここでは5区行政区というふうに行政区が小分けになっていますけど、震災前であれば、それはもう機能しているんです、機能するんです、必ず。今現在、その行政区はどうなっているかという、ほとんど機能していないと、ただ、行政区は残さないといけないです、これは、歴史的なものもあるし、そのつながりも、まだ集まる場所は浪

江町でなくてもいろんなところで集まったりして情報交換しているんですけど、それを残しながら、新しい自治会は立ち上げる準備しないといけないと思うんです。例えば、今700人、私の個人的な考えなんですけど、700人いたら、例えば100人規模で新しい自治会をつくって、例えば棚塩行政区とか、棚塩請戸行政区とか、権現堂行政区とか、大きく100人単位ぐらいで行政区をつくっていただいて、そこでリーダーなり、何なりを決めていただいて、その中で、行政区単位でいろんな活動ができれば、より何をして良いか分からないとか、何をすればなんていう悩みが改善されるのではないかと思っているんです。

というのは、例えば健康体操をやっています、浪江町でまるしえだったり、イベントに参加します、これは、もう今、確実に個人的なものなんです。例えば、行政区の中で今度みんなで花見に行くべと、みんな集まって行くべとといったときに、700人全部でやると、それはなかなかまとまるというところもまとまらないので、ある程度近くにいる、例えば、高瀬で1つの自治会にしてそういったことをやる。例えば、やることとすれば十日市を見学に行きましょうとか、あと、ふたばワールドを見学に行きましょう、桜の花見に行きましょうとか、花火大会に行こうとか、遠くに行くのであれば湯湯治に行きましょうとか、そういったものを昔でやっている自治会、昔の行政区でやっていたものを、そこに移行するわけではないんですけど、それを浪江町に帰ってくる町民だけで、ある程度のグループを組んで、月に1回とか交流会をやるだとかすると、顔なじみになっていくんです。権現堂といってもあんなに広いので、全員知っているわけではないんですけど、戻ってきた、例えば100人なら100人の中でつくっていけば、顔合わせていけば必然と隣組みたいになってくるんです。昔の常磐交通があった道路の高瀬の通りで、結構何件か帰って来て、なかなか高瀬は優秀な地区だなんて思っているんですけど、あそこの範囲内で何人か帰ってきて、顔なじみではない方がお茶飲みに行ったり、何だりということ聞いたんです。それって、やっぱり今まではもう狭い範囲でやっていたけれども、あれだけの遠い範囲でお茶飲みしたり、歩いて行ったり何かというと、段々段々顔なじみになってくると思うんです。

なので、そういった行政区を立ち上げるような準備をしたらどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。

新たな自治会設立についての考えということでございますが、確

かに町内の環境美化とか、防犯とか、見守りとか、住民同士の交流など地域の課題解決のためには、そういった住民自治組織というか、自治会等が必要かとは考えております。

一方で、先ほどご質問のあったように、行政区長というものがそれぞれございまして、今、行政区長を訪問しながら、その地域の課題がどうなのかというのを聞き取りしているところでございますので、行政区長会とも良く相談しながら、町内の自治機能というのをどう再生させていくか検討してまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） あと、2分しかないので、質問できないんですけど、要は、今、言おうとしたのは、都市部に家を買ってずっと住んでいたんですね、避難先で、浪江町にこの間戻った方がいて、なんで戻ってきたんですかと私聞いたら、周りに知っている人が誰もいないから面白くないんだと言って、戻ってきて今リフォームをして戻ったんです。そういうことが浪江町で起こったら、浪江町に戻ったけれども知っている人いないから帰った、まだ戻っていくんだみたいなことになると、せっかく来ていただいた町民の方を放すと言ったら言葉がおかしいですけど、そういうことになってしまうと思うので、その辺、課長、浪江町の帰って来た町民が浪江町にずっといたいという施策を考えてください。

○議長（紺野榮重君） 以上で、8番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

---

○議長（紺野榮重君） ここで10時35分まで休憩いたします。  
(午前10時18分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。  
(午前10時35分)

---

◇佐々木 勇 治 君

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君の質問を許可します。  
6番、佐々木勇治君。

[6番 佐々木勇治君登壇]

○6番（佐々木勇治君） おはようございます。6番、佐々木勇治でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。質問方式は、一括質問方式でございます。

今回の質問ですが、1. 東京電力賠償について、2. 放射線について、3. 大平山墓地について、4. 生活支援についての4項目で

す。

最初の質問に入りますが、1. 東京電力賠償について、(1) 平成30年3月末で精神的損害賠償が終了しました。町での生活状況を考慮すれば、スーパー、歯医者、眼医者、接骨院等挙げていくと切りがありませんが、どれをとっても他の市町村に行かなければならない不便な状態です。不便なことを承知の上で帰町している町民ですが、話をすると、やはり不便だと決まって言葉が出てきます。

風化して原子力発電所事故が忘れられたのではないかと感じるくらい、加害者の東京電力は、全く被災者目線に立っていません。一部の地域を除いて避難指示解除はしましたが、帰還困難区域が未だに残る本町は、まだまだ帰町宣言もできません。

そんな中、精神的損害賠償だけが終了では、納得いきません。安心して帰町宣言ができるまで、10万円の継続が妥当ですが、半分の5万円でも支払いを継続させるべきではないか、お伺いします。

次の質問ですが、(2) 平成30年4月以降も、一時立入にともなう移動費用、検査受診にともなう移動費用、同一世帯内の移動費用にかかる交通費が賠償の対象になりました。原子力発電所事故がなければ放射性物質も飛散されないので、避難も必要なく、内部被ばく検査も必要なく、同一世帯内の移動も必要ないので、私は当然のことだと思えます。

強制避難させられた町民の心情を考えれば、こんな当たり前の賠償は、永久に支払い対象で当然ですので、考えをお伺いします。

次の質問ですが、(3) 借家であった方に対しての家賃賠償が平成30年3月末で終了し、家賃支援事業に切り替わりました。賠償の対象者は、平成23年3月11日時点で帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の借家に住んでいた方です。新たに住居を確保をする費用として、借家に入居するための礼金等の一時金相当額や家賃差額総当額8年分が、定額で4月から賠償請求可能となりました。

賠償金額については、対象区域内は一人世帯10万円となり、対象区域外は一人世帯162万円となります。

ここで、資料配付のため議長の許可をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 資料配付を許可します。

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

(午前10時39分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前10時40分)

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君。

○6番（佐々木勇治君） 対象区域を口頭で説明するより、資料の方が分かりやすいかと思います。地元に戻町する場合、対象区域内なので賠償が少ない10万円、対象区域外まで離れると賠償が多い162万円。152万円もの、たいへん大きな差額なので、理解に苦しみます。都会に近づけば家賃が高く、差額があって当然なのは理解します。しかし、町内でも、家賃が震災前と比較し現在のほうが高騰している現状を理解していないのではないのでしょうか。

東京電力の家賃賠償は、地元に戻町するなど感じるくらい、対象区域によって差額があまりにも多すぎます。この現状をどう受け止めているのか、お伺いします。

次に、2.放射線について伺います。

(1)平成30年4月になみえ創成小学校・なみえ創成中学校開校、浪江にじいろこども園が開園されました。

にじいろこども園は、木材をふんだんに用いた平屋で床面積約490㎡、園舎内外の放射線量を保育士が毎日測定しており、園舎内は毎時0.05μSv程度で推移し、給食は、放射性物質濃度が1kg当たり20Bq以上の食材は使用を控えるなど、国の基準よりも厳格に対応され、保護者からすれば、安全・安心につながっていると思います。

保護者が気になる放射線量ですが、園舎内外は何箇所くらい測定していますか。

また、なみえ創成小学校・なみえ創成中学校の放射線量測定についてどんな管理をしているのか、お伺いします。

次の質問ですが、(2)ガンマカメラを使用し住宅除染後の放射線を可視化した除染低減効果確認は、どこまで進捗していますか。

また、ガンマカメラで撮影した最高放射線量は、毎時何μSvで、除染によってどの程度まで低減しましたか、お伺いします。

次の質問ですが、(3)ため池の放射性物質対策で平成29年度に基礎調査8箇所、詳細調査12箇所実施しましたが、汚染土壌の最高値はkg何Bqでしたか。

また、対策工事で汚染土壌を低下させる数値目標などはありますか、お伺いします。

次の質問ですが、(4)東京電力福島第一原子力発電所事故の後、県内の子供が集まる幼稚園や小学校を中心にモニタリングポストが約3000台配備されました。全面運用を始めた2013年から5年間で、実際の放射線量とは異なる高い数値を表示していたり、データが送

信できなかつたりする不具合が3955回起きました。モニタリングポストは、リアルタイムで空間放射線量を測定する仕組みで、線量の基準や参考にしていますが、4000回近くも不具合が起き、間違っている数字では設置する意味すら疑問です。不安を取り除くためのモニタリングポストだと認識していますが、必要性についてどう考えているか、お伺いします。

次に、3. 墓地について伺います。

(1) 一部の地域を除いて避難指示解除をし、1年以上経過しました。現在町民が700人以上帰還し、その町民の中に、大平山にある墓地を購入したい方が数名います。大平山にある墓地400区画のうち388区画が売却されており、無縁仏が4区画、売却されていない墓地が8区画あります。1年前と2年前にも同様の質問をし、その答弁が、集団移転促進事業の進捗にあわせ検討していきたいとの答弁でしたが、毎年変化がありません。購入希望者が保留されているなら仕方ありませんが、何区画でも売却可能なら抽選しても良いと思います。

一部の地域を除いて避難指示解除をし、1年以上経過しましたので、購入したい町民が抽選で購入できる時期ではないですか、お伺いします。

次に、4. 生活支援について伺います。

(1) 被災者生活再建支援金制度の基礎支援金は、平成23年3月11日現在、浪江町に居住の世帯で、東日本大震災により居住していた住宅が被災し、住宅被害調査により被害程度が全壊、大規模半壊、または半壊と判定され、該当します。半壊の場合は、住宅をやむを得ず解体した場合のみ該当です。避難指示解除準備区域や居住制限区域で半壊の状態だと、家屋を解体しないと申請すらできません。しかし、半壊でも解体すれば、単身世帯で75万円、複数世帯で100万円という基礎支援金がいただけるので非常に助かります。

また、解除になっていない帰還困難区域の方でも、全壊や大規模半壊であればすぐにでも申請できます。

そんな基礎支援金や加算支援金を、ホームページや広報等に掲載されていますが、まだまだ分からない町民が多いので、被災者生活再建支援金制度が終了しないうちに周知徹底をすべきではないですか。

また、確認ですが、帰還困難区域の方で大規模半壊と判断され、単身世帯で37万5000円、複数世帯で50万円と、全壊及び半壊で解体した方に比べて半額ですが、特定復興再生拠点区域等で家屋を解体すれば残額の半分を申請できることで間違いはないか、お伺いします。

次の質問ですが、(2) 認可保育園に入園できない待機児童が平成29年10月時点で5万5000人を超え、まだまだ増加しています。

本県でも237人増で853人に上り、過去最多になりました。近隣では、南相馬市さんでも20人増加し、110人もいます。

そこで、当町に児童を増やすためにも、ここで何かしらの手を打つのはプラスになると思います。保育士の確保が困難なのは理解していますが、近隣で待機児童がいるなら、両親に向けて募集を宣伝すれば、地元では入園できないからと、1人でも2人でも浪江町に子供を預けたい方が出てくるかもしれないので、待機児童が110人もいる南相馬市さんを中心に、募集を宣伝する価値はあるのではないですか、お伺いします。

次の質問ですが、(3) 保護者の方が、就労・傷病・事故・出産・冠婚葬祭などのやむを得ない理由により、家庭で保育できない場合に使用する病児・病後児保育室があります。利用対象者としては、基本的には、その地域に住所があり、病気の回復期にあつて保育園や幼稚園などにおいて集団生活が困難な生後6カ月から就学前の乳幼児です。

震災前は、親や兄弟などが近所にいたことで預けることもできましたが、現在では、離れ離れの方が多く、子供の具合が悪くなると共働きの両親は、どちらかが仕事を休まなければなりません。そんなときに最大効果を発揮するので、大変便利だと評判が良いです。

すぐには無理ですが、こんなときだからこそ、病児・病後児保育室をいち早く視野に入れ、他の市町村からの児童増加を目指していくべきではないですか、お伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長(紺野榮重君) 総務課長。

○総務課長(山本邦一君) それでは、お答えします。

まず、1. 東京電力賠償についての(1) 精神的損害賠償の継続についてのご質問にお答えします。

中間指針における精神的損害の賠償期間は、「避難指示解除後相当期間」までとされており、その相当期間は「実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当である」とされております。

東京電力に対しましては、相当期間を1年間と確定せず、避難指示解除後の状況を踏まえ適切に賠償することを要求してまいりました。

今後も引き続き、国及び東京電力に対して、当町の避難指示解除後の状況を訴えてまいりたいと考えております。

(2) 避難に伴う移動費用の賠償についてのご質問にお答えいた

します。

平成30年4月以降の避難に伴う移動費用の賠償につきましては、現在のところ、終期というものは示されておられません。したがって、先のご質問の精神的損害と同様に、避難指示解除後の状況を訴えて、適切な賠償を継続するよう求めてまいります。

(3) 家賃賠償の差異についてのご質問にお答えいたします。

借家にお住まいだった方の住居確保損害の賠償についてのご質問と思いますが、避難先を新たな生活の本拠とする場合と、避難指示が出された区域に帰還する場合とで、ご指摘のように賠償に大きな差が生じてあります。この取り扱いには、町も、議員同様の認識に立っているところであり、帰還を妨げる一因になることから、富岡町と合同で、国及び東京電力に対して、賠償額に差が生じないように、要望をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 私からは、なみえ創成小中学校・こども園の放射線の測定箇所数と管理方法について、お答えいたします。

にじいろこども園の放射線の空間線量測定箇所数は、園舎内で5箇所、園庭2箇所の7箇所で実施しております。園内は、床上50cm、園庭も地面の高さより50cmの高さで計測しております。平均して園内で毎時0.05 $\mu$ Sv、園庭で毎時0.1 $\mu$ Svとなっております。

また、月に一度表面の汚染状況計測を行っており、園庭遊具5箇所及び園舎ウッドデッキ2箇所での計測となっております。すべて検出されておられません。

なみえ創成小・中学校では、校舎15箇所、校庭及び敷地内5箇所の計20箇所で、それぞれ床上・地面から1m、それから50cmの空間放射線量の測定を行っております。50cmの測定平均は、校舎内で毎時0.06 $\mu$ Sv、校庭及び敷地内で毎時0.08 $\mu$ Svとなっております。

これら取り組みは、今後も、定期的の実施してまいりたいと思っております。

また、通学路については、環境省に依頼し、実際のスクールバス経路についてのモニタリングを実施しております。

給食につきましては、にじいろこども園及びなみえ創成小・中学校の給食食材を調理する前に放射性物質測定を実施しております。こちらにつきましても、すべて検出されておられません。あわせて、県の学校給食モニタリング事業を活用いたしまして、事後検査も行っているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。



○住民課長（中野隆幸君） それでは、お答え申し上げます。

（２）ガンマカメラ測定後の進捗状況と、それから除染低減効果の確認状況、それから最高測定値と対策後の結果についてですが、まず、ガンマカメラ測定業務につきましては、除染完了後の住居用用地5400箇所を対象としております。平成28年度より本業務を開始しておりまして、平成28年度には1180箇所、平成29年度には2372箇所、計3552箇所を測定が終了しております。残りの1848箇所につきましては、平成30年度で測定業務を終了する予定となっております。

また、測定箇所の最高放射線量につきましては、1 cm高の空間線量率で毎時67.3  $\mu$  Svを確認しております。環境省にフォローアップ除染を要請いたしまして、除染を実施後は、1 cm高の空間線量率で毎時0.6  $\mu$  Svまで低減しております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） （３）ため池に関するご質問にお答えします。

平成29年度の調査において、最高の値は1 kg当たり40万5000Bq程度でした。

また、目標数値については、調査の結果1 kg当たり8000Bqを超えた汚染土壌を除去することとしております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） （４）モニタリングポストの必要性に関する町の考えについてというご質問にお答えいたします。

モニタリングポストは、設置された場所の空間放射線量をリアルタイムで測定しているものであり、そこに住まう方、訪れる方は線量を簡単に把握、理解するための重要な機器だと思っております。不具合につきましては、町としても、インターネットなどから数値を確認しており、不具合を確認すれば、速やかに原子力規制庁に調整の依頼をしているところでございます。システムの正確性や情報は重要であることから、引き続き原子力規制庁に、確認、点検を強化し、不具合があった場合、速やかに改善措置を講じるよう求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ３．大平山墓地について、お答えいたします。

今、本議会におきまして、浪江町営大平山霊園条例の一部改正について上程を予定しておりまして、使用者の範囲を広げる予定とし

ております。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 4. 生活支援についての（1）被災者生活再建支援金の基礎支援金について、お答えをいたします。

現在、被災者生活再建支援金の周知は、議員お質しのとおりホームページ及び広報等にて行っております。帰還困難区域でも家屋被害調査が実施されておまして、その結果によっては支援金の申請が可能な場合がございますので、今後も、広報等におきまして周知をさせていただきます。

次に、帰還困難区域で家屋が大規模半壊の判定を受けられた方ですが、解体が終了した場合、半壊解体と同じ対象となりますので、申請期間内であれば残額の申請をすることが可能であります。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 4.（1）こども園への南相馬からの受入れについてのご質問にお答えします。

浪江にじいろこども園の現状でございますが、2・3歳児の1クラス、4・5歳児の1クラスの計2つのクラスに13名の園児が在園しております。保育教諭の現在の数は4名でございますが、子供の特性、あるいは幅のある年齢構成にきめ細かに対応するために、1クラスに2名ずつ配置しております。現状では、定員に若干の余裕はございますが、より多くの園児を安心できる状況で受け入れるためには、さらに保育士を確保する必要があります。そのための努力をいたしているところでございますが、これまでの経験からなかなか容易ではないという認識を持ってございます。

また一方で、復興の進捗による浪江町の居住者の増加が見込まれますので、そのことに対応するために、いつでも受け入れが可能な状況を確認しておくことが必要と考えてございます。

ちなみに、先日こども園におきまして、子育てサロンを開催いたしました。12組の親子さんが参加をされました。このようなこともございますので、議員からのお質しにつきましては、これらを含めまして今後の町内の状況を見ながら、少し中長期的な視点も加えながら総合的に判断してまいりたいと考えておるところでございます。

次の病児・病後児保育室の設置についてのご質問でございますが、病児・病後児保育につきましては、病気の回復期または回復期に至らない場合で、集団保育が困難な児童を対象とするもので、病児・病後児保育室があれば、おっしゃりますように子育てをする人々にとっては大きな安心に結びつきます。住みよい町づくりを進め

る上では大きな意味を有するものと考えますが、事業実施のためには、病児・病後児のための専用スペースの確保、病児・病後児の看護及び安心して過ごせる環境を整えるための看護師及び新たな保育士の配置などが伴ってございます。浪江町での、保育がスタートして間もない現状でございますので、浪江町でのその先駆けとなる認定こども園での保育をしっかりと行うことが、まず必要であると考えております。

当面の間は、そのように園の充実に努めながら、周辺状況の推移に注意し、今後につきましては、状況に応じて適切に判断してまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君。

○6番（佐々木勇治君） 再質問をいたします。

始めに、放射線についての小学校・中学校、放射線量測定についてどんな管理をしていますかを再質問します。園すべてで7箇所測定と小・中学校をあわせて20の測定は理解しました。毎日の測定は、放射線量が変わらないことの確認も含めて、とても重要だと認識していますので、継続していただきたいと思えます。

ところで、放射線量を毎日測定しているわけですが、毎時0.05から毎時0.06  $\mu$  Svが通常の状態なら、非常時は毎時何  $\mu$  Svだと認識していますか。また、そのときの管理についてお伺いします。

次に、ため池の放射性物質対策汚染土壌を低下させる数値目標について再質問をします。

最高値kg40万5000Bqと把握することから底質除去の始まりだと思えます。同じような状況の富岡町さんのため池で一番高い汚染土壌が、北郷第三流入部25cmでkg14万554Bqと非常に高い数値でした。汚染土壌を安全に処理する基準がkg8000Bqから比較しても、約17.5倍もありました。当町では、それよりもはるかに高い40万5000Bqです。富岡町さんは、3000Bqを数値目標に対策工事を行います。当町でも、放射性物質など可能なら0Bqがベストだと思いますが、それが不可能であれば、同等、またはそれ以下の数値目標にするべきではないか、お伺いします。

次に、モニタリングポストの必要性について再質問をします。モニタリングポストを管理する原子力規制委員会は、一部の地域で放射線量が下がり、安定していることを理由に、2020年度末までに12市町村以外の約2400台を撤去する方針を決定しています。4月時点で12市町村内にある574台は残す方向ですが、県内に避難者がまだまだいる中で、撤去は時期尚早です。モニタリングポストは、誰が見ても一目で数値の確認ができ、安心する意味でも絶対になくして

はいけません。必要と考えているモニタリングポストが、今後2年の間に12市町村以外の約2400台の撤去について、町はどう対応していくのか、お伺いします。

次に、生活支援について、被災者生活再建支援金制度について再質問をします。支援金制度は1998年に設けられ、自然災害で100世帯以上が全壊した都道府県に適用され、被災者が自宅を新築した場合に、基金と国が折半して最大300万円を支給する制度です。熊本地震など全国で災害が相次いだ影響で、被災者の住宅再建を補助する被災者生活再建支援金の支給が増え、2011年度末に1005億円だった基金が2019年度末に205億円となる見通しで、枯渇する恐れがあります。残高が300億円を下回った場合、47都道府県で300万円を追加拠出する方針ですが、いずれこの制度の資金が底をついた場合に、申請はどうなるでしょう。申請ができた町民と、申請ができなかった町民との間に必ず軋轢が出てきます。そんな状況になった場合には、町独自で支払いの検討はしているのか、お伺いします。

以上で、再質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 再質問の創生小・中学校、こども園の放射線の管理方法で、何 $\mu$ Svだと異常だと考えるかというところについてですが、先ほど申し上げましたとおり、一定の職員、それから保育士が毎日線量の測定をしているところをございまして、基本的には、その数値を見て顕著な変化が見られたとき、例えば、仮にですけれども、倍になったときとか、大きな変化が見られたときは、それは異常と捉えてよろしいのではないかと、そういった中で、対処方法といたしましては、まずは私ども教育委員会に連絡をとっていただいて、町部局の中にございます担当課、それから環境省から配置されている職員と相談をして、そういったことについての対処をしてみたいと考えているところをございます。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） ため池の対策における3000Bqというお問いでございしますが、昨年度調査したところにも8000Bq以上のところが十数箇所あります。そして、今年度も数箇所調査しますが、そこも、想定としては8000Bqを超えると思っております。

確かに事故由来の放射性物質についてはなくしていきたいと思っておりますが、現実問題として、まず高いところの土壌を除去することが何よりも優先ではないかと考えております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） モニタリングポストの撤去に関する再質問

にお答えいたします。

原子力規制委員会から、12市町村以外の場所のモニタリングポストについて撤去をする方針だということをお伺いしているところでございます。町内の状況については、変わりはないわけですが、避難先にまだ数多くの町民がいる状況でございますので、関係市町村の担当者会議の中でも柔軟な対応というのを求めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 被災者生活再建支援金の国等の原資が少なくなってきた支払いができない場合は検討されているかということですが、国の支払いができない場合、まだ町としての対応としては、実際、正直なところ、検討は現在のところしておりません。

○議長（紺野榮重君） 6番、佐々木勇治君。

○6番（佐々木勇治君） 再々質問をいたします。

まず始めに、放射線についてのモニタリングポストの必要性について再々質問をいたします。

柔軟な対応をするのは理解しました。メーカーが示しているモニタリングポスト自体の寿命の耐用年数は7年から10年です。2013年度から始まりましたので、残り2年から5年で終了の計算となります。東日本大震災復興特別会計で年間約5億円の予算を計上していますが、いつまで継続するか正直分からないところです。継続することが一番の理想ですが、もし終了したとしても、1台あたりの平均価格は80万円から100万円で、1年間の点検費は約12万円程度なので、安全や健康を考えれば町独自で購入できる範囲だと考えます。

モニタリングポストは、必ず必要なもので、国からの予算が終了した場合には購入するべきではないですか、お伺いします。

次に、生活支援について、被災者生活再建支援金制度について、再々質問をいたします。町独自で支払いは、現実的にはかなり厳しいかと思えます。

避難指示解除準備区域や居住制限区域の方でも、今から家屋解体する方もいますし、帰還困難区域で住民が再び住めるようにする特定復興再生拠点区域は、除染工事に取りかかったばかりです。町民同士の間には軋轢ができないためにも、平成31年4月10日以降も延長の方向で、最後の1人まで被災者生活再建支援金が申請できるように全力で向かっていくか、お伺いします。

この答弁をいただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○**総務課長（山本邦一君）** モニタリングポストの再々質問にお答えします。モニタリングポストは、非常に重要な機器だという認識でありまして、まさにこの避難区域が解除されたばかりのところにとつては、放射線の異常の早期察知など活用が見込めるということもありまして、非常に重要であるとは思っております。

ただ、実際その費用面を考えれば、かなり高額な機器であるということでございますので、現在は国の特会で認められておりますが、その後につきましても、それは引き続き継続して、国で措置するよう求めてまいります。

○**議長（紺野榮重君）** 住宅水道課長。

○**住宅水道課長（戸浪義勝君）** それでは、生活再建支援金の申請期間の延長についてというご質問ですが、申請期限につきましても、町といたしましても、家屋の被害調査や解体の進捗状況を考慮した上で、これまでどおり再延長を要望してまいる所存でございます。

○**議長（紺野榮重君）** 以上で、6番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

---

○**議長（紺野榮重君）** 暫時休議します。

（午前 11 時 14 分）

---

○**議長（紺野榮重君）** 再開します。

（午前 11 時 15 分）

---

○**議長（紺野榮重君）** ここで昼食のため午後 1 時まで昼食休憩をいたします。

（午前 11 時 15 分）

---

○**議長（紺野榮重君）** 再開します。

（午後 1 時 00 分）

---

◇**馬場 績君**

○**議長（紺野榮重君）** 16番、馬場績君の質問を許可します。

16番、馬場君。

[16番 馬場 績君登壇]

○**16番（馬場 績君）** 日本共産党の馬場績です。

原発事故から8年目でようやく帰還困難区域復興拠点の一部町道の草刈り作業が始まりました。新聞報道によれば、津島地区の町道3路線、延長約5800mということであります。帰還困難区域の町全

体の面積は1万8000ha、拠点整備計画第一ステージ、第一期の合計面積は室原、末森、津島3地区あわせて661ha、3.6%であります。全域が帰還困難区域である津島地区は、帰還困難区域全体の53%、9550haを占めております。しかし、今回の拠点整備計画は、僅かに153ha、1.6%に過ぎません。

質問の第一は、拠点整備事業の具体的な計画と進め方についてあります。地区別の対象戸数と宅地、水田、畑などの農地、山林の除染対象面積、地域再生計画と第一期計画の事業予算全体についてお答えいただきたいと思っております。去る4月18日、本庁舎役場大会議室で「帰還困難区域の拠点整備計画について」津島地区の区長と区域内地区住民が参加して、町と環境省から説明会が開かれました。参加者からは、農地除染について「これまでの困難区域の除染では50cm削土しても線量が高いところがあると聞いている。覆土は今の地力と同じものを入れるべきである。」「除染後の線量基準なしでは安心できない。基準を示すべき」などの意見や質問が出されました。環境省浜通り北支所の専門官らは「どのように達成できるかわからない。したがって基準を示すことは出来ません。」などと答え、会場のあちこちから「そんな話はない。そんな公共事業があるのか」と強い不満の声が出されました。また、「森林除染は住宅から20mでは不十分」という意見や、住宅解体には「半壊以上の認定が必要である」ことについても「高濃度に汚染されたこと自体が半壊以上ではないか、希望する人には解体を認めてほしい」など、たくさんの意見・要望が出されました。そこで、お尋ねします。除染のタイムスケジュールと除染後の線量基準、希望する建物解体認定など、どうされるのかお答えください。

また、拠点整備事業による除染除去土壌の仮置き場設置計画についてであります。「南津島親和地区にある旧JA双葉の草地27.3haを室原、大堀、末森と津島地区の汚染土壌仮置き場として使いたい」という話が、町から突然持ち出されたのは4月16日の津島地区区長会でした。区長会には浪江町住民課から2名が出席、説明されました。三地区の第一ステージ（約661ha）の除染・解体で出る可燃物と除去土壌など最大排出量38万5000m<sup>3</sup>（最小値24万m<sup>3</sup>）の「仮置き場として南津島のJA草地（旧JA双葉が所有）を使いたい」という計画であります。なぜ津島が仮置き場になるのか。あまりに突然の町の説明に対し、町内が避難解除されたのに、高汚染物質を大柿ダム上流に運ぶなど、町民の理解が得られない。これまでは原則としてその地区ごとに仮置き場を確保してきたのではないのか。しかも、道路事情が悪い津島になぜ運ぶのか。運搬費用や、安全を考えれば

中間貯蔵施設の仮置き場に運ぶのが当然でないか。あまりにも突然の話、地元行政区（南津島下）住民に説明するのが先。やり方がおかしい。高汚染の除染物搬入など津島地区の「棄民施策」も同然。この計画は環境省も関与しているのかなどです。これに対し、町からは「末森は地区全体が拠点であり、仮置き場がない」、「町内の仮置き場の搬出が終われば、そこに移動する考えです」などと答えましたが、納得は得られませんでした。

南津島にあるJA草地への汚染土壌搬入計画は、南下行政区はもとより津島地区区長会でも、地域住民の了解も未了であり、中間貯蔵への直送か、または地元保管を検討すべきであります。環境省との協議と合わせお答えください。

地域再生と住民参加についてであります。4月12日、津島地区7行政区長と津島地区原発事故の完全賠償を求める会の代表が連名で「津島地区の拠点整備に関する要望書」を町長に提出しました。要約すれば、事業計画に対する住民参加と拠点整備計画範囲の見直しであります。

先ほども触れましたが、津島地区の町道3路線、5854mの除草作業が開始されました。地区の人々は「拠点区域外の阿掛線がなぜ除草対象なのか」「その他の区域内の作業はどうなっているのか」「拠点整備の全体像が見えない」など当然の疑問が寄せられております。「事業計画に対する住民参加は当然であると考えます」とは、3月議会や4月12日の町長要望の際の出席者代表等に対する課長の答弁であります。

そこで、質問いたします。上下水道のない津島地区では、水源と生活用水の確保はどうなるのかという不安であります。道路などのインフラと交流施設整備はどうなるのか。住民参加による住民要望をどのように汲み上げ、事業に反映させるのかお答えをください。

3月議会で第2・第3ステージの事業促進を求めましたが「第一ステージの進捗による」との答弁でありました。問題は、長期間放置された結果、現在の農地は、かつての農地は山林と区別がつかないほど荒廃していることでもあります。当面の問題解決のためには国・東電の責任で保全管理をすることでもあります。7年間放置され、ようやく認定された浪江町の拠点整備計画では、浪江町は各町村の帰還困難区域の全面積の53%、1万8000haを抱えているのに、今回の認定面積はわずか661ha、3.6%、四捨五入しても4%に過ぎないことは、前段指摘したとおりであります。そこで、お尋ねいたします。

浪江町が認定面積割合（結果として拠点範囲）が最も少ないのは、



なぜなのでしょう。必要なのは、拠点整備範囲の見直しと、荒廃するふるさとの再生であります。即ち10年後、17年後にならないための事業年度の繰り上げであります。どう対応されるかお答えください。

A D R 集団申し立て打ち切りの問題であります。環境政策論の分野で高名な大阪市大大学院の除本理史教授は「原子力損害賠償法の「無過失責任」に基づいて、事故の検証を経ずに、東電が「賠償責任を負う」という方法が取られ」、「損害の認定も国の審査会が賠償指針を作成し、東電が賠償基準を作った」こと、即ち「加害者が賠償の枠組みを決めた」ことが問題であると、4月11日の朝日新聞に所見を載せております。加害者責任の在り方と賠償問題の根本をついたものであると思います、共有すべき重要な問題意識であると思はれます。町長は、4月6日、今回のA D R 打ち切りに対するコメントで「東電は原発事故の原因者、加害者としての意識のかけらもない」と断罪しています。町民説明会でも厳しい意見が出されました。改めてお尋ねをいたします。

A D R 集団申し立て打ち切りと東電賠償の根本問題についてであります。加害者である国・東電の責任について町長の認識をお示しください。また、最初の和解案通りの賠償額と、その後、一部和解済みの賠償額はいくらであったかお答えください。

今後の対応についてであります。私は福島と二本松会場のみに参加でしたが、説明会には予想を超える参加があり、関心の高さを実感しました。今後、町民意向調査を受けて、今年6月から7月頃に集団訴訟の説明会を予定していることも示されました。また、集団訴訟について「国・東電の責任を問うためには原告の力がないと前に進めない」これは、二本松会場での濱野弁護士の発言であり、弁護団の決意が参加者にも伝わったものと考えております。二本松会場で「人に迷惑をかけないように生きている」という一人暮らしの高齢の女性がこう発言しました。「一人10万円では生活できない。生活の場をどう作り上げてゆけば良いのか。」「帰りたい気持ちはみんな同じだと思う。町の復興は何が大事か」、「A D R や訴訟など説明を聞いても、何をどうしたらよいのか分からない。原因を基から絶つべきなのではないか。」非常に複雑で深い問題提起がありました。これは、生活を奪われ、コミュニティーを奪われ、現在も将来も悩める町民の叫びでもあると私は受け止めました。町が代理人にはなれないにせよ、集団申し立てに取り組んだ経過と「全面打ち切り」という東電やそれを黙認した国が引き続き相手になることはいままでもありません。いまほど申し上げた高齢者の女性の発言

をはじめ、その他の発言を含めて、今後、町が集団訴訟を視野に、どのような支援を考えているのかお示してください。

「東電拒否」による浪江町のADR和解打ち切りにつき、飯館村の蕨平などのADR和解打ち切りが報道されました。改めて「ADR和解案に強制力がないという制度上の欠陥も浮き彫りになりました。一方では、和解案拒否をした東電が、他社、日本電源が事業者である東海第二原発再開の対策費として、その防潮堤工事費等約1800億円の7、8割を、東電が支援を検討するなどとも報道されております。まずもってとんでもない話であります。

迅速な紛争解決のためには、和解案に拘束力を持たせる制度改正が強く求められていることは言うまでもありません。ではどうするのか。「東電が一定期間に提起しない限り、和解案を受け入れることになる「片面的最低機能」をADRに持たせる立法措置」を日弁連や県弁護士会が提唱している、という3月9日の福島民報論説が注目を集めております。このことも含めてADRに拘束力を持たせるために、町はどのような方針の下に取り組んでいくのか、町長の見解を求めるものであります。

除染後の農地整備、営農再開と除染後の水田整備についてであります。3月議会で、川添地区水田の一部で除染後の排水不良の問題について質問しました。工事不良の現地確認は、それ以外でも実施されていると思います。3月議会で「環境省、農水省に要請、県とも協議し、解決に向け取り組んでゆきます」との答弁がありました。排水不良、均平作業や石礫混入など、不良工事の是正についての進捗状況についてお答えください。

後でも触れますが、町は、本格的な営農再開の方針を打ち出しました。不良工事の是正は当然であります。営農再開に向けて川俣町が実施しているように、暗渠や用排水、側溝整備、農道整備など復興事業としての「営農再開支援事業」が必要であると思います。町の取り組みについてお答えください。

営農再開と福島大学食農学部（仮称）との連携についてお尋ねをいたします。5月15日の議会全員協議会で営農再開ビジョンについて説明がありました。復興・再生への期待を強くしたものであります。営農再開のための基本的問題についてお尋ねいたします。営農再開計画地区の用排水整備は、いつまでに完了するのか。除染土壌仮置き場の搬出完了は、いつになるのか。営農再開事業に対する町・県・国の具体的な支援・助成についてお答えをください。現状は、営農再開に向けて関係者が大いに議論し、何をどうするのか、模索が続いている最中であると思います。そこで、提案をしたいと思

ます。来年4月開学予定の「福島大学農学群食農学類（仮称）」との連携であります。専門領域は農業経営学、生産環境学、農業生産学、農業経営学、食品科学の領域で、学部が運営され、教員もすでに配置されていると聞いております。つくる・調べる、継続した生産と開発・流通の研究、また水と森林・鳥獣対策、同時に情報発信など、ともに浪江町の復興・再生のために、被災地だからできる、被災地だからこそやらなければならない連携・協力は、極めて大きな意味があるのではないのでしょうか。福島大学食農学類との連携についてどのように考えているのか、今後の方針についてお答えをください。

復興住宅の環境整備についてであります。二本松石倉団地の要望と県の対応の問題であり、4号棟一階の具体的な問題です。現在、介護5で週1回移動入浴車を利用しておりますが、団地住宅の玄関通路が狭いため、外付けの1.2mほどの柵を乗り越え、浴槽を部屋に搬入するしかありません。また、歩行困難のため手押し車を利用しながらの生活をしている高齢者もおります。自治会とも相談して、県に要望しましたが、県は「柵の工事は本人がやりなさい」との返事です。県は、なぜ障がい者の安全と利便を図る公共施設の改修ができないのか、県・町の対応についてお答えください。

駐車場の空きスペース利用の問題であります。6号棟には10数台の空きスペースがあります。自治会として同じ料金で3台目からの利用を認めるよう要望しても、県は認めないそうでありました。したがって、高い料金を払い、有料駐車場に置かざるを得ないのが現状であります。どうしても改善してもらいたいという要望であります。因に、同地内指定駐車料金は県に入金される仕組みになっております。まったく「お役所的」な対応に団地の人は強く改善を求めています。町も、それを承知しているとのことですが、県に見直しを求めたのかお答えください。

幾世橋住宅団地の階段段差改修工事についてであります。幾世橋住宅A団地は、玄関入り口の階段が2段から3段で、段差が高く、手すりは片側にしかありません。敷地スペースが狭いため、どうしても階段の段差が高くなるというのが実態です。入居者は「昼も怖い、特に夜が危険だ」「転倒が心配」と言っておりました。高齢者が多い住宅団地であるということ承知しながら、なぜああいう設計をしたのかという問題もありますけれども、早急に玄関に必要な安全対策工事を実施すべきと思います。お答え下さい。

避難先再開校の今後についてであります。二本松再開校の現状と今後の問題ではありますが、避難先での「ふるさと学習」など学校教

育で新たな成果を誇るなど、関係者の熱意と創意ある教育に敬意を表すものであります。少ない子供たちとともに障がいのある子供が一人の人間として成長してゆく姿に、私は改めて教育の力を実感した一人でもあります。さて、避難先再開校に学ぶ子供たちは現在、浪小では5年生1名、津島小では4年生と6年生が各1名学んでおります。浪中は2年生が1名、3年生が3名であります。原発事故から8年目、新入生を迎えることは極めて困難であります。避難先での再開・継続には様々な障害があるでしょう、しかし、教職員や保護者の遠距離通学の理解と協力の下、今日を迎えていることもご承知の通りであります。また、いじめによる不登校の問題を乗り越え、二本松の津島小、浪江中学校に学び、浪中を立派に卒業されていった子供たちの頑張りにも心からの拍手を送りたいと思います。

ところで、現在、津島小学校に通学されている6年生の保護者から、「来年は浪江中学校に通学できる」と思っていたのに、『二本松の再開浪江中学校は現在2年生が1名しかいないので、今のままでは存続されるかわからない』と教育長から言われ、夜も眠れない』との相談を受けました。また「県からは職員異動の件もあり、どうするか早めに決めてほしい」と、浪江中学校継続を危ぶむようなことを教育長から言われたということも打ち明けてくれました。保護者の方は、「この子が小学1年の時、福島でいじめに遭い強度の精神不安定になり、不登校になり、大人も手余し状態であったが、ドクターの診察と学校側の支えと、兄弟で津島小学校に通学するようになり、見違えるほど成長した。しかし、今度また、先の事情で福島の中学校に転校するようなことになれば、登校拒否になることは間違いない。現在4年生の弟もおり、二本松にある浪江中学校を継続してほしい」という深刻な相談です。子供の成長と義務教育に関わる重大な問題であります。吉野復興大臣は、今でも「支援を必要とする人が一人でもいる限りその人に寄り添って支援をする」と度々、明言しております。町長も、教育長も認識は同じだと思います。ことは学校教育の問題であります。いまこそ教育の現場で有言実行が求められていることは、誰よりも町長、そして教育長は分かっていると思います。そこで、質問いたします。再開校の現状の問題はなにか。また、浪江中学校の再開、継続について、町と教育長は県に強く求めるべきであると思います。どう対応されているか、簡潔にお答えください。

福島第二原発廃炉と政府の第5次エネルギー基本計画について。森友・加計学園問題で「新しい証拠」ともいえる愛媛県文書や、中村県知事記者会見、破棄したはずの財務省文書が出てくるなど、国

会答弁では嘘が嘘を呼び、混迷と暴走を続ける安倍政権は、国民世論と大きく乖離していることは明らかであります。直近のJNN世論調査によれば、内閣支持率が39%と第二次安倍政権発足以来最低を記録、不支持は59.1%、前回比1.4ポイント増という結果が出されました。スポーツはフェアプレーであること、政治は誠実であるべきことを、この間の出来事は我々に示していると思います。「アベ政治」は行政を歪め、政治を私物化するなど、もはや政権を担う資格がないと言わなければなりません。問題のエネルギー基本計画についてであります。経済産業省が5月16日、「第5次エネルギー基本計画案」をまとめました。それによれば、2030年度の再生エネルギーを22%から24%、原発を20%から22%にするというものです。再エネは、現在すでに15%に達しており、2030年目標が22%から24%では「再生エネルギー抑制の基本計画」そのものであります。一方、現在2%の原発比率を今の10倍以上まで引き上げるためには、福島第二原発や、新潟県知事選挙で最大の争点になっている刈羽柏崎原発の再稼働が前提になるばかりか、40年超の老朽原発も動かさなければ成り立たない計画であります。今回取りまとめた計画の根本問題は、原発を「重要なベースロード電源」と位置付けていることとあります。「原発依存を可能な限り低減させる」と書き込んではあるものの、原発構成比率の数値目標との矛盾が甚だしいと言わなければなりません。文字面だけで国民を欺こうとするもので、福島原発事故の責任のかけらもないと言わなければなりません。福島第一原発の検証は終わったのでしょうか。ノーであります。私たちの目の前にある「限りなく無人の町」に近い町に置かれ、さらには汚染土壌の適正な管理・保管もできない現状、原発再稼働による使用済み核燃料や放射性廃棄物の処理処分もできない現状を見れば、原発依存のエネルギー基本計画は時代錯誤と言わなければなりません。5月6日の福島民報は、2040年までに「原発大国スウェーデンが再生エネルギー100%可能」という記事を報じています。そこで、質問いたします。原発の持つ基本的な問題と、福島第二原発再稼働を前提にした第5次エネルギー基本計画に対する町長の見解をお示しいただきたいと思います。

浪江町の再生エネルギーの全体計画についてであります。具体的に浪江町として何ができるか、何をやらなければならないかが問われていると思います。3月議会で浪江町の再生エネルギーの導入目標について質問いたしました。第二期復興計画では、再エネ自給率で2020年度40%、2027年度までに54%を目指すという短・中期計画の答弁がありました。因みに福島県の再生可能エネルギー導入目標

は2040年100%であります。そこで、質問いたします。復興再生にふさわしい公共と町民・事業者が取り組む施策は何か。そのための推進体制や助成制度、送電網の現状と整備の検討など計画達成の積極的な検討が必要であります。どのように進めるのかお答えをください。

市民参加による「地域循環型」の取り組みについてであります。

例えば、福岡県みやま市では市が主導して新電力会社みやまスマートエネルギーを3年前に立ち上げました。地元筑豊銀行など地元企業の出資で立ち上げ、地元で利用しているそうであります。紹介できませんけれども、余力電力を周辺自治体やJR九州が駅で使う電力として供給しているそうであります。電気料金を外には流出させない、地域で循環する、まさに地産地消、地域循環であります。従業員も50人ほど働いているそうであります。さらに、電気料金は九州電力より3%から5%安く、逆に家庭の余剰電力は九州電力よりキロワット1円高く買い取るという一石三鳥の事業を展開、地域活性化に大きく貢献していることなど、浪江町も、大いに参考にできるのではないのでしょうか。改めて、そうした例を参考にしながら、町の地域循環型の取り組みについて分かりやすい答弁を求めて、第1回の質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 質問項目1、帰還困難区域の特定復興拠点整備事業について、(1) 拠点整備事業の具体的な進め方についての①3地区の対象戸数、面積、事業予算についてにお答え申し上げます。

対象世帯につきましては、震災当時の世帯数で申し上げますと、室原地区が177世帯、末森地区が178世帯、うちオンフル双葉の入所世帯を除くと41世帯、津島地区が95世帯となっております。面積につきましては、室原地区が約349ha、うち宅地約34ha、農地約139ha、山林・その他が残りの176haでございます。末森地区につきましては、面積が約159ha、うち宅地約7ha、農地約71ha、山林・その他が約81ha。津島地区につきましては、面積が約153ha、うち宅地約17ha、農地約71ha、山林・その他が約68haを予定しているところでございます。

事業予算につきましては、福島再生加速化交付金の対象となっております。今後、各事業の調査・設計等を進め、事業費の算定を進めてまいり所存でございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、②の除染開始時期と線量基準、

建物解体についてのご質問にお答えいたします。

まず、復興拠点区域内の除染につきましては、環境省による除染実施に向け、宅地、家屋の事前調査、それから除染計画書の作成を現在、実施してございます。

今後、地権者様から除染計画への同意をいただきまして、順次、除染が開始されていくこととなります。また、5月30日から一部町道において、除染が開始されたところでございます。

次に、線量基準についてでございますが、町といたしましては、長期的に追加被ばく線量年間1 mSvを目指しておりまして、適切な方法により、でき得る限り線量低減を図るよう環境省に求めてまいります。

続きまして、家屋解体につきましては、家屋被害調査の申し込みをまずいただきまして、家屋調査士による判定を行います。地震の被害、それから荒廃の状況の項目によりまして、住宅の調査をいたします。罹災の程度を判定しまして、判定されたものが半壊以上の罹災証明書が出た場合に、環境省による解体の申請ができることとなっております。

ただし、付属屋等につきましては、罹災判定の必要はありませんので、解体を申し込みすることが可能となっております。また、現在、復興拠点の家屋解体についての相談も受け付けしておりますし、8月上旬には受付を開始できるように現在、準備を進めているところでございます。

続きまして③番、除染除去土壌の仮置き場設置計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

除染土壌の仮置き場につきましては、議員にご指摘いただきました仮置き場設置予定地につきましては、現在、環境省とともに地元行政区の皆様と協議を進めさせていただいているところでございます。

今後につきましても、地域の皆様とともに協議を進めさせていただければと思っております。また、拠点区域内の除染土壌の搬出計画につきましては、現在決定しておりませんが、避難指示解除区域の仮置き場の解消され次第、仮置き場から中間貯蔵施設へ除染土壌を搬出できるよう環境省へ要望してまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、(2)の地域再生と住民参加について、①事業計画に住民参加と住民要望をどう反映させるのかにご質問にお答えいたします。

拠点整備を進めるに当たりましては、国・県等の関係機関との連

携はもとより、対象地区の皆様方のご理解とご協力が必要であると  
考えております。そのため、先般、地区ごとに計画概要と除染・解  
体等に関する説明会を開催したところでございます。

今後とも、事業の実施に当たりましては、対象地区の皆様方をは  
じめ、行政区長や設立が予定されております農事復興組合の皆様方  
と協議を行い、ご意向を伺いながら拠点整備を進めてまいりたいと  
考えております。

次に、②の拠点整備計画範囲と第2、第3ステージの見直しにつ  
いて問うのご質問にお答えいたします。

町では、特定復興再生拠点区域の整備計画を定めるのと同時に、  
帰還困難区域全域を対象とする「浪江町帰還困難区域復興再生計画」  
を策定しております。この計画において、第1ステージとして整備  
する特定復興再生拠点区域を核とし、整備範囲を拡大していくため、  
帰還意向、線量の状況、拠点における主たる活動、関連インフラの  
整備状況等を勘案し、その範囲を5年ごとに検討・決定するとして  
おります。まずは、第1ステージの整備を着実に進めるとともに、  
第2・第3ステージと速やかに事業が実施できますよう、協議・検  
討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） ADRの打ち切りに係る国と東電の責任につ  
いての認識についてお答えいたします。

原発事故の原因者である東京電力の責任は当然、重いものでござ  
います。それにもかかわらず、東電は賠償方針を示して、三つの誓  
いを公表し、尊重すると誓いながら約5年にわたり拒否し続けた姿  
勢は誠に言語道断であり、不誠実な態度であると認識をしております。  
また、国が設置したADRセンターは、迅速な解決を謳っている  
にもかかわらず、手続きを長期化させ、打ち切りとなってしまっ  
たことについて、その存在意義が疑われているものと考えて  
いるところであります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ②和解案通りの賠償額と一部和解済みの賠  
償額を問うのご質問にお答えします。

和解案どおりの賠償額につきましては、75歳以上の方への加算額  
は総額で228万円です。なお、加算の対象期間、平成23年3月から  
平成26年2月になっていますが、それまでに75歳に達した方は、誕  
生日の属する月から加算されますので、一律ではございません。そ  
れ以外の方への加算額は、一律120万円として和解案が示されまし  
た。和解された1名の方は、和解案どおりの金額が賠償されてお



ます。

(2) の今後の対応についての①集団訴訟…

[何事か呼ぶ者あり]

○**総務課長（山本邦一君）** 和解案どおりの金額で75歳以上の方でござ  
いますので。

[何事か呼ぶ者あり]

○**総務課長（山本邦一君）** ①集団訴訟との取り組みと町の支援につい  
て問うのご質問にお答えします。

A D R 集団申立ての打ち切り後の対応として、5月26日、27日、  
29日と5会場でA D R 集団申立ての経過及び意向調査説明会を開催  
したところでございます。また、賠償請求に係る町民の意向を把握  
するため、6月15日を期限として意向調査票の回答をお願いしてい  
るところであり、今後は、各人の意向に沿った形で説明会等の開催  
を予定しているところでございます。

なお、訴訟に関しては、町は代理人となることはできないため、  
訴訟を検討したい方々と浪江町支援弁護士を繋ぐ役割を担い、必要  
であれば、集団申立てにおいて使用した資料の提供等を検討してま  
いります。

②番のA D R 和解案に「片面的裁定機能」など拘束力を持たせる  
制度改正を問うのご質問にお答えします。

今回の和解仲介手続き及びその結果を踏まえますと、A D R 和解  
案に「片面的裁定機能」など拘束力を持たせる必要性を強く感しま  
す。ご指摘のとおり、この間、日本弁護士連合会や福島県弁護士会  
から、意見書や声明により立法措置が求められておりますが、町と  
しても、機会を捉えて声を上げてまいりたいと思っております。

○**議長（紺野榮重君）** 農林水産課長。

○**農林水産課長（清水佳宗君）** 3の除染後の農地整備に関して、排水  
不良田のその後の進捗を問うのご質問にお答えします。

除染後の農地については、排水不良や石礫混入等の問題があり、  
町として環境省に解決に向けた対応を要請し、個別に関係する地権  
者…

[何事か呼ぶ者あり]

○**農林水産課長（清水佳宗君）** 除染後の農地については、排水不良や  
石礫混入等の問題があり、町として環境省に解決に向けた対応を要  
請し、個別に関係する地権者、環境省、施工業者、町で現地確認を  
行い、対応について検討をしております。今後、圃場整備の実施を  
予定している地区もあることから、その中で排水不良等の解消に向  
けた対策も含め対応することとしております。

②暗渠、用排水整備など営農再開支援事業に関するご質問にお答えいたします。営農再開支援事業では、簡易な水路の補修や小規模の泥上げを復興組合が事業実施主体となり実施することができるメニューがあります。

昨年は当事業を活用し、酒田地区にて小規模の水路の泥上げを実施したところでは。

大規模の水路の補修等については、営農の状況を勘案しながら、災害復旧事業で対応をしているところでは。また、暗渠については、営農再開支援事業や災害復旧事業では実施できないため、先ほど答弁したとおり、圃場整備に合わせて対応するなど話し合いを進めているところでは。

次に（２）の営農再開と福島大学食農学部との連携についての用排水整備の完了時期についてのご質問にお答えします。

農林水産省で実施している大柿ダム及び関連施設の災害復旧事業の浪江町分が平成32年度に完了する予定であり、これに合わせて末端排水路等の整備を進めています。

なお、圃場整備事業を実施する予定の地区については、この事業で用排水施設を整備することになり、工事着手から数年程度かかる見込みです。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、①番の除染土壌仮置き場の搬出完了がいつになるのかのご質問にお答えいたします。

避難指示解除区域内の仮置き場、農地に今、置かせていただいておりますが、それらの除染土壌搬出につきましては、仮置き場の設置順を基本といたしまして、搬出輸送を実施しております。搬出完了時期につきましては、中間貯蔵施設用地取得並びに施設整備の進捗状況にもよりますが、平成33年度には全量を搬出できる見込みとなっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 続きまして、営農再開に対する具体的な支援についてのご質問にお答えします。

これまで町は、営農再開のため、国や県の事業を有効に活用してまいりました。主なものとして、営農再開支援事業には、再開のための多くのメニューがございまして、保全管理、堆肥の投入、放射性物質の抑制対策としてのカリウムの施肥、有害鳥獣対策としてのワイヤーメッシュや電気牧柵の設置、そして営農再開のためのビジョン作りなどに、これまで取り組んでまいりました。また、被災12

市町村農業者支援事業は、営農を再開するための農機具の購入やハウスの建設といった設備投資などに活用できる補助金であり、これについても取り組んでおります。

さらには、避難先での設備投資を可能とする補助金にも取り組んでまいりました。

次に、福島大学との連携についてのご質問にお答えいたします。

福島大学農学群食農学類とは、現状、具体的な話し合いや意見交換の場はないところですが、農学を総合的・実践的に学び、21世紀の食糧・農林業・地域社会が直面する諸課題の解決に貢献できる知識・技能と応用能力を備えた人材を養成することを教育目標に掲げており、当町の農業再生に是非とも関わっていただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） それでは、大きな4番の復興住宅の住環境整備について、(1)二本松石倉団地の要望と県の対応について、①玄関通路等の改修についての県と町の対応は、のご質問にお答えいたします。

このことについて、県の住宅担当部局に問い合わせをしたところ、県営復興公営住宅は、入居者各人の事情に合わせた住戸の改造・改修について、県の負担により施工することは他の団地、部屋の入居者との公平性、施工費用などの観点から困難でありますので、必要な場合は、模様替えの申請により入居者のご負担で対応をいただいているとの回答でございました。

次に②の駐車場空きスペースの利用についてお答えをいたします。

県営復興公営住宅の駐車場は、住戸数の100%から200%の範囲で整備しており、2台目の駐車については、整備区画数の範囲で認められております。今回、ご指摘の3台目以上の駐車については、駐車場の整備区画数が最大でも1世帯2台までであったことから、県では認めておりませんでした。今後、3台目以上の駐車が可能かどうか、駐車場の利用状況等、勘案して検討するとの回答でございました。町といたしましては、今後も、ご意見、ご要望等を踏まえ、県等関係機関につないでまいります。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） (2) 幾世橋住宅団地の安全対策について、①玄関入り口の階段段差についてお答えいたします。

住宅85棟中9棟で段差が大きい玄関ポーチを確認しております。住宅施工業者と協議しまして、今月中に手すりを設置することとな

りました。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは、5番の避難先再開校の今後についてのご質問、（1）再開校の現状と今後について、①再開校の現状についてお答えいたします。

避難先の再開校では、現在、浪江小学校、津島小学校、浪江中学校いずれも極めて少ない人数となっております。子供たちは毎日、元気に通学しております、これまでの経験を活かした、極めの細かな指導や様々な方々からのご支援をいただきまして、楽しく学んでおります。

それから、2番目の津島小学校、浪江中学校の再開継続についてのご質問でございますが、これらの学校の再開継続につきましては、平成28年度の「浪江町町立小・中学校に係る検討委員会」からの答申、これを受けましての浪江町総合教育会議、さらに委員会での検討を重ねました結果、避難先での再開校の継続の期間の目安につきまして、教育効果や、あるいは人的な要件などから考えまして、平成29年度にそれぞれの学校に在籍する児童・生徒が卒業するまでを最長期間とすることが妥当として、関連する課題に対処してございます。具体的には、浪江小学校が平成31年度末、津島小学校が平成32年度末、浪江中学校は平成31年度末が想定されております。この考えにつきましては、当該の小中学校に在籍する児童、生徒の保護者を始め、教職員人事にかかわる県教育委員会、そして施設をお借りしている二本松教育委員会などのご理解を得るための説明をこれまでいたしております。

この際、当事者である児童・生徒やその保護者の中には、子供さんの状況によっては、先行きの不安を抱かれてもおられますので、心配や心の負担を軽減しながら、よりよい選択ができるようスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどを交えた学校関係者とチームを組んで、必要な支援に努めているところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○教育長（畠山熙一郎君） 浪江中は平成31年度末でございます。

なお、浪江中学校の再開継続についてでございますが、これまで申し上げたような検討の積み重ねがございますので、これを踏まえながら、課題解決に努めたいと考えておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） それでは、6番、福島第二原発廃炉と政府の第5次エネルギー基本計画について、（1）基本計画と原発比率の

問題について、①原発比率を20ないし22%とする福島第二原発再稼働前提の計画の認識についてお答えいたします。

原子力発電所は、運転から廃炉までを含めると多大なコストがかかること、さらには、福島原発事故では、その被害が原発立地地域を越え、周辺にまで及び、今なお避難指示が継続されていることなど、原子力発電所について多くの問題があると認識、あるいは実感しておるところでございます。

一方、先月の16日に2030年度の発電量目標における原子力の比率を20ないし22%とする第5次エネルギー基本計画の素案が取りまとめられました。

しかしながら、これまでも何度も申し上げておりますけれども、福島第二原発の廃炉というのは、浪江町民ひいては福島県民が切望するものであり、再稼働はあり得ないものと認識をしております。

引き続き、県や各関係市町村、関係機関等と一体となり、あらゆる機会を捉えて、国と東京電力に福島第二原発の廃炉を強く求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 浪江町の再エネの全体計画の中の再エネの進め方についてお答え申し上げます。

平成29年末に浪江町再生可能エネルギー推進計画を策定いたしました。その中では、浪江町における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや適地調査等を行い、ゾーニングやエネルギー自給率の目標値の設定及びその実現に向けた施策等の取りまとめを行いました。

福島県復興計画（第3次）や福島県再生可能エネルギー推進ビジョン等の上位計画との整合を図りつつ、今後の浪江町の電力需要量の推計値に基づき目標設定いたしました。その中身は、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。その中で、再エネ推進のために、実現のためには、送電網は不可欠であります。福島送電合同会社が計画している送電網とも連携するなど、送電網の充実を働きかけてまいります。その他推進施策として、住民や民間事業者に対する再エネ推進の情報発信、目標の広報、再エネ導入にかかわる助成制度や優遇措置の検討、その実施、再エネ経済的価値の地域循環の仕組みづくりの強化、再エネを介した他自治体との連携強化の仕組みづくりなど、このような施策を展開するために、中身を検討してまいりたいと思います。

続きまして、市民参加による「地域循環型」の取り組みについてのご質問でございますが、浪江町再生可能エネルギー推進計画にお

いて、モデル事業として「地域新電力」を核とした再生可能エネルギーの導入促進、地産地消、地産外消の仕組みづくりの考え方が示されてございます。議員お質しの市民参加による「地域循環型」の取り組みに合致する考え方だと認識しております。他方で、地域新電力については、全国的にはすでに成功例・失敗例、それぞれを、かいま見ることができますが、実際の実施にあたっては、慎重にその教訓を検討することが必要があると考えておまして、今年度は、しっかりと検討・検証を深め、最終的には「地域循環型」が成功するために前進していくことが肝要と考えております。

[何事か呼ぶ者あり]

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午後 1時58分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 1時59分）

---

○16番（馬場 績君） 帰還困難区域拠点整備の問題についてでありますけれども、（1）の②線量基準について、基本方針どおり、年間追加被ばく線量1mSv以下を目指す、これは、それでいいんですね。いままでの町長答弁とは大いに食い違っているからね。今回、そういう答弁があったんだから、それで私は答弁あったということで受け止めます。一言だけ言っておきます。これは再質問ではありません。

それから、解体の問題についてですけれども、住民説明会で解体認定になればだめだという説明がありました。そうではないと、7年間も放置されて高線量地区なんだから、高線量に汚染されたこと自体が半壊、あるいは全壊だろうと、それも認定家屋の対象にすべきだと、こういうことなんです。そのことは、私、触れていますから、そのことにお答えをいただきたいと思います。

それから、除染の問題でいうと、具体的に5月29日から始まりました。29日の新聞で報道されたから少し前か。町道213号、町道215号、町道217号なんです。阿掛線も入っているんです。これは、私は質問項目の肉付けとして触れていますけど、なぜ拠点整備区域外である阿掛線が入っているんだという質問が出ました。何故入っているんですかということも含めて、全体の町道、あるいは除染の計画が分かるように。これは富岡町のガイドブックなんです。今回の広報に入っていました。富岡町の帰還困難区域の全体の事業計

画について、こう示しているんですよ。こういう立場で、町は検討しているはずだから、それをお答えいただきたい。

それから、問題は仮置き場の問題なんです。中野課長の答弁は、環境省とも計画して、計画どおり地域住民の方にお問い合わせをしたいという話です。これが問題なんです。葛尾村に接した農協周辺の草地です。このことについて、実は、津島の区長会長、それから当該区長、我々求める会の代表がJ A福島さくらの代表に会ってきました。農協では、これを承知しているか、一言も話がない、説明もないということなんです。何が関係者の協力と理解なんですか。基本的には、1回目で述べたように、これまでの除染の仮置き場のとおり、地元で保管するということが基本でしょう。末森は大堀地区だから、何も末森と対立するわけでもなんでもない。大堀地区全体で仮置き場がないわけない。では、大堀、あるいは室原地区でどういう仮置き場の協議をしたんですか、お答えください。ならば、中間貯蔵仮置き場に運ぶべきだと。それも検討しないで、ずんがり実はこういう計画です。それはルール違反、認められない。これは撤回するしかないですよ。改めて南津島下の仮置き場計画の見直しについて、町はどう対応するかお答えください。

それから、拠点整備の見直しの問題、現状は、課長、私が言わなくても分かっているとおりだから。第1期、第2期、第3期、第3期完了は、あと17年度だよ。それぞれのステージの計画がどう進むか、その進捗状況に合わせて5年ごとに見直しをしていきたい。要するに計画どおりだということなんです。そんなことはあり得ない話でしょう。町も被害者なんだから、帰還困難区域の住民の窮地は、あるいは立場は、あるいは現状はよく分かっていると思う。あえて私は、浪江町が661haで他町村と比べて極めて少ないという話をしましたけれども、これは、3月10日の朝日新聞に、その後、ほかの町村で認定された帰還困難区域の認定面積の割合、少し早口で言います。双葉町は555ha、11%、大熊町850ha、18%、浪江町661ha、3.6%、富岡町390ha、49%、そして葛尾は95ha、6%、飯舘村186ha、17%、浪江町だけがなんでこんなに、元々計画が小さかったんですか。それはそれで、出したからやむを得ないですよ、認定されたんだから、見直しの必要性、見直しの客観的合理性は、この問題一つ取ってもある。堂々と県に対して、国に対して見直しを求めるべきです。どうされるかお答えください。

それから、ADRの問題で言うと、国・東電の責任については全く同じです。町長のコメントに尽きると思いますけれども、改めてその立場を確認したと。その上で、質問の(1)の②ADR和解案

のと通りの賠償額は幾らだったんですか、それから、その後、75歳以上高齢者、障がいありで一人だけ受諾した。それは228万円というのは分かっていますよ。そうじゃなくて、平成26年5月26日に浪江町が和解案を受諾した受諾総額は幾らなんですかということですよ、お答えください。

それから、和解案は、やっぱりどうしても法的拘束力を持たせる必要があると思うんだ。その点では、町の考えと同じ、この方法がいいかどうかは別にしても、日弁連が提案しているように、片面的最低機能、これは、和解案が出て、事業者が半年経っても裁判を提起しないという場合には、和解案そのものを受諾するという義務拘束力を持たせるという提案ですよ。そういう拘束力は、何らかの形で持たせる必要がある。これは、議会としても今後取り組む必要があると思うけれども、世間に大きな波紋を呼んだ浪江町が、法的拘束力を持たせるために、今後とも発信していく必要があると思います。本間副町長、改めて今後のお答えください。

営農再開の問題についてですけれども、福大との連携について、はっきり言うと何もやっていないんだな、今の答弁では。意見交換もしていないと、今後、かかわっていただきたいと。お客様じゃないんですよ、浪江町は。やっぱり福大にそういう学部ができるわけだから、もっと浪江町の地域再開のために大いに連携する必要がある。一步踏み込んだ答弁を求めておきたいと思います。

**○議長（紺野榮重君）** 副町長。

**○副町長（本間茂行君）** それでは、まず再質問の一つ目、除染の基準についてでございます。

先ほど、課長の答弁では、町としては長期的に1 mSv年間を指すと言って、さらに、それに近づくようにできるだけ線量低減を図っていただきたいと求めていく、と言っておりますので、従来の答弁と変わらないということを付け加えさせていただきます。

また、解体については、地権者さんの意向もでございます。高線量だからといって今までの家を取り壊していいのかという声もありますので、そういうところは、きっちり除染が必要だと思いますし、荒廃具合によっては、積極的にその地権者の意向を通じて解体に持っていく必要があると思います。きちんと従来どおり罹災判定をして、判定をした後に解体の手続きに入っていきたいと思っております。

次に、仮置き場についてでございます。仮置き場につきましては、答弁でありましたとおり、これまで、現在の候補地について、区長さん始め地域の皆様と話し合いを続けておりまして、地権者である



J A さくらとも、きちんと事前に話し合いをさせていただいております。今後もさらに、まだ決定ではございませんが、地域の皆さんと、区長さんとしっかり話し合いにより協議させていただきたいと考えているところでございます。

続いて、ADRの再質問についてお答えします。和解案の総額と言いますと、平成24年3月11日から平成26年2月末日までの間、月額5万円。さらに平成23年3月11日から平成26年2月末日。これは、高齢者は月額3万円、この期間です。後は、その高齢者と一般の人の1万5000人の内訳で総額が変わってきますので、その内訳は、ちょっと今ないんですが、もし必要であれば、担当課から提示させたいと思います。それを掛けると和解案どおりの額というのは、総額いくらかというのが分かると思います。

次に、ADRの片面的機能でございますが、やはり議員お質しのとおりでございまして、我々もADRの進行協議を二十数回ほど重ねてまいりました中で、段々このADRが解決にもっていきたいから、センターがむしろ東電に寄りにいくという姿勢があるんですね、なんとか我々は和解案を呑むと言っているのに、センターが「それじゃ東電さん呑まないんだから、もう少し折れたらいいじゃないか」とむしろ東電にすり寄っていくような形。まさにこれは、拘束力がないからの現れだと思っております、そういうADRの現在の機能の障害、弊害についても訴えてまいりたいと考えております。

さらに、福大との連携でございますが、福島大学、まだ設置するというだけで、何学部するのか、何学科を学ぶのかというのは全然分かりません。ただ、国立大学にできる農学部なんで、我々としても、農業再生には積極的にかかわっていただきたいと考えているところです。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、復興再生拠点についてお答え申し上げます。

復興再生拠点については、面的除染に加えまして、道路に関する整備ということも計画してございます。津島地区については、申し上げますと、国道114、399、459、これら幹線道路をはじめまして、特定復興再生拠点の区域内の全ての町道、さらには拠点区域や避難指示を解除した区域、周辺市町村道にアクセスするのに必要な関連町道、阿掛線はそれに当たると思います。それから、8箇所の集会所にアクセスするのに必要な関連町道を今回、基幹道路として整備するというのを計画してございまして、今回、説明会等に使用しました計画書の概要にも記載してございますので、今回、それに則っ

て除染を開始したというところでございます。

それから、今後の推進について、整備の推進という意味では、今回、国・県・町による推進会議を立ち上げまして、事業の調整を図っていくということも考えてございますし、それから、見直しという点では、先ほども申し上げたように、まずは第1ステージをきちんと整備を進めながら、同時に第2、第3ステージということの整備を検討していくということが、今のところの町としての考えでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 申し訳ございません。

和解案で出された金額の総額ということでございますけれども、75歳以上とそれ以外の町民の方の比率が今はっきりしないものですから、単純に計算しますと、120万円掛ける、1万5000人ほど申し立てしておりますので、それだけでも180億円でございます。プラス先程申し上げました75歳以上の方の高齢者の人数によってアルファの金額があるということで、今、即座に計算はできないですが、そういうような数字でございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 和解案通りの賠償額について、概算だけれども200億円はくだらないと思うんです。これは、拒否されたわけだから、打ち切りになったわけだから、それを繰り返はしないけれども、別な角度から申し上げたように、東電は、東海第二原発、日本電源が再稼働するためには防潮堤を造る必要がある。こういう規制庁からの指示があった、お金がないと、そしたら東北電力と協力をして占用しましょう。発表された金額でいくらか、約1800億円なんですよ。私の記憶では1764億円。これだけの事故を起こしておいて、第三者機関が明解な和解案を示して、それに従わないで5年も引き延ばしにする。多くの人の命を奪った、ふるさとを奪った、人生を奪った、許されますか、許されない。明らかに不当ですよ。このことは、繰り返し議論しなくても認識は一致していますから、そういう会社が東電だということだけは、我々も受け止めておく必要がある。しからばどうするかということで、法的拘束力を持たせると、今後、浪江町としても、ADRも含めて訴訟に取り組むということだから、同時並行でやっていく必要があると思います。大事な問題でどうしても下がれない。

J A福島さくら、南津島下地区にある仮置き場の問題です。農協に話したと言っていますが、私が行ったのは4月12日ですから、復興本部長と会ってきましたよ。誰も来ていません。一言の話もあ

りません。それから、南下行政区の総会が5月13日にありました。町からも参加したそうです。環境省も来たそうです。仮置き場を計画しているという説明はあったそうだけれども、どこにどれだけという説明がないというんですよ。とんでもない話でしょ。そういうやり方で地元の理解と協力を得る。そんなことはあり得ないし、基本は、中間貯蔵施設に運ぶということを優先させて、その上で、地元保管という二段構えで取り組む必要がある。今後、どう対応するか改めてお答えください。

それから、排水不良田の問題についてですけれども、今後、圃場整備を考えているということで、いつになるか分からないんですね。第1回目の質問でも話しましたが、川俣町は、既に去年から除染後の圃場整備、あるいは暗渠排水、あるいはロード整備、水路側溝の整備やっているんですよ。暗渠だけで220haから230ha、用排水整備20ha分、浪江町は、その10倍になるか、20倍になるかは分からないけれども、膨大な面積ですよ。これについて、県の事業は利用できないのか、環境省、復興庁の予算付けはどうか、住民要望に応じて、あるいは他町村の事業の実例を調査して、我々の意見も聴いて、事業を具体化すべきですよ。全く、営農再開すると言っはいるけれども、具体的な取り組みがなされていないのではないかと。今後どうするか、改めてお答えください。

それから、福大との連携については、インターネットに出ています。どういう学部を置いて、どういう研究をするか、どういう先生を配置するか、もう既に配置されていますから、福大に。だから、これからの話じゃないんです。浪江町の営農再開は、本格的にはこれからのかもしれないけれども、やっぱり福大との連携は、より一層強めていく必要がある、決意の程を、改めてお聞きしたいと思います。

それから、4番目の住宅団地の住環境改善の問題、結局、移動入浴車を入れるために、必要な改修、あるいはその負担も各人が負担すべきだ、ほかの入居者との公平性がある、入居者がそんなことで納得しますか。ほかの入居者との公平性が欠くというならば、それは、不公平部分を是正すればいいだけの話でしょう。だからできないという話にはならない。そんなことで引き下がっていたんでは、避難先での生活再建なんかできないですよ。話し合う場がないんだから。時間とともに健康と命を縮めているんですよ。そういう状況を打開するために、県がそう言ったからやむを得ないではなくて、それは見直すべきだと。私は、基本的には復興住宅だから県、その上で事前の策として、二人とも介護認定者なんですよ。介護福祉課

長に聞きたいんだけど、こういう場合、状態は先ほど話しましたからお分りのとおりだと思う。介護保険で対応できるのかどうかということについてお尋ねいたします。お答えください。

それから、駐車料金のスペースも2台まで制限可能かどうか検討。これは、以前よりは若干、県も軟化しているようだけれども、できないはずがないんです。10台も20台も余っているわけだから、同じ料金を県に払うと、だから認めてくれと言うんですよ。県が言っていることは理不尽だということは、誰が聞いても分かるでしょう。そこを是正していく必要があると思います。幾世橋住宅団地の階段段差の解消、今月中に。本当にやる気になればできるんです。県と町の違いかもしれないけれども。

それから、最後になると思いますが、避難先再開校の今後について。現状は、先ほど私が述べたとおりですけれども、教育長答弁では、浪江中学校は平成30年末で閉鎖をすると、平成31年末だから平成32年3月でということだね。そうすると、今、通っている小学6年生の子供、その下に小学4年生がおります。教育長に聞きたいんだけど、ここでは具体的に名前は言わないけれども、県でもそういう話をしていると言ったそうだけれども、県でどう話したのかどうか、逆に私は、そうではなくて、現状がこうだから、やっぱりほかの学校に転校するというのも無理だと、浪江に戻ってきて、家族ばらばらで子供を通わせるということもできないと、家庭の事情はここでは話しません。極めて複雑な家庭なんですよ。しかし、頑張って5人の子供を育ててきている。その子供が今、2人、そしてほかにも浪江中学校2年生がいるんですよ。この子供が来年残る、来年3月卒業する津島小学校の子供も浪江中学校に入ることになれば、継続できるでしょう。そして、継続していけば、小学4年生の子供が浪江中学校に入学できるんですよ。それは、お金はかかるでしょう。しかし、教育事業にお金の問題を出すべきではない、否定はしませんよ、特別な事情なんだから。福島のパロディは、私に泣いて話していました。実は、教育長とこのことで話したそうです。その帰り津島を通った。こんなことにならなければ、津島の子供たちと小学校に、中学校に、高校に通えて、家族の問題なんか何もなかったであろう。泣きながら話していました。そのことを踏まえれば、浪江中学校存続のために最大限の努力を払うべきです。県の対応と、教育長の決意について、改めてお示しいたきたい。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 仮置き場にかかる再々質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、仮置き場につきましては、地権者のJAには事前に担当部課に説明させていただいておりまして、現在は、復興対策担当理事にもそのことは挙がっておりまして、協議させていただいております。

また、地元にも、場所もきちんと明示しながら現在、協議しているところでありまして、今後とも話を続けながら仮置き場について協議させていただきます。

また、福大につきましては、どこの大学というよりは、農業再生については、そういう申し出があるところは、積極的に連携協力していきたいと思っております。現在、東京農業大学とかも、浪江で何かできないかと申し出ているところでありまして、福大に限らず、そういうところは、しっかり活用しながら浪江の農業再生を図っていきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 排水不良の件に関してお答えします。

川俣町でそのような事業があるということですが、全く調査しておりませんでしたので、勉強させていただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 住宅の改修について、ご答弁いたします。

要支援、要介護認定を受けている方については、要介護者の自立した生活のため、その身体に合わせた生活環境を整えるため、介護保険制度を利用して住宅改修をすることができます。限度額は20万円であり、現在、自己負担はございません。手続きとしましては、工事着工の事前に町に申請することになり、さらに今回のケースは、復興住宅の改修ということですので、県への承認、申請、許可が必要になります。退去の際は、自己負担による原状回復が必要となりますので、そのことを踏まえて改修するかしないかという判断をすることになります。まずは、今回の件は、ケアマネージャーまでご相談をしていただければと思います。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 再々質問にお答えします。

先ほど、議員からお話がありましたが、実は、このお子さんのご家族とはたびたびお話をしておりまして、5月も中旬から下旬にかけて2度ほど話をしました。お悩み、あるいは要望などをお聞きしながら、この子供さん、大変元気なんですけど、細かい支援が必要なお子さんで、これ以上のことは申しませんが、そういうお子さんをどうやったらいい中学生を送れるかという観点から、これからいろ

いろいろお話をしながら、いい選択をしていきたいと思います、そんなことで次の回を続けていくということでお話をしていたところでございます。県からのお話で、先ほどご質問の中にあつたんですが、県がかかわるとすれば人事の問題でございまして、毎年11月には人事の作業が始まりますので、翌年の学校のあり方につきましては、それまで、ある程度明確にしなくてはならない。先ほど浪江中、現在2年生のお話が出ましたけれども、実は、このお子さんにつきましても、もしかすると転居をされるか分からないという事情もあるやに聞いておまして、この辺はきちんとお聞きしながら、見通しを立てていくという状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

---

◇山本幸一郎君

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君の質問を許可します。

11番、山本幸一郎君。

[11番 山本幸一郎君登壇]

○11番（山本幸一郎君） 11番、議長の許可を得ましたので、一問一答で質問をさせていただきます。

始めに、1. まちづくり会社についての質問であります。

その前に、ミスプリントがありまして、(2)番の事務局員を一般募集または公募しなかったのか。「また」にしてもらってよろしいでしょうか。質問の内容。

次に、質問させていただきます。まちづくり会社を、町が3000万円出資し、設立したのですが、この目標を始めにお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。この一般社団法人まちづくりなみえの本来の姿と言いますか、要は、帰還困難、避難指示解除をする段階で町に必要なものとして、住民の雇用創出と言いますか、生きがい対策ができる、シルバー人材センターに代わるような施策が必要だというのが一つありました。

それと、先程8番議員でもありましたが、帰って来たけれども何もすることないと、そういった生きがい対策のためのものが必要だということもありまして、それを受けて、そういったものをつくらなければならないというのがあつたのですが、どこも受けるところがない。というようなことも含めて、あつたので、そういった機能を持たせるものを、まずつくらなければならない。ひいては道の駅等も含めて、そちらの運営をできる会社を立ち上げなくてはならな

いという、そちらの目標もありましたが、それに向けて、当面そういった活動をするためにまちづくり会社が必要だということで立ち上げた団体であります。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） お伺いします。任期付職員というのは、どのような目的で採用するのか。また、お金の出所、多分、一般財源で町はお金がないので、多分どこかの基金ではないけれども、どこから出ているのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） まず任期付職員の採用の件でございますが、条例で定めてありますが、3条の2項第1号等については、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、当該専門的な知識が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間、困難である場合等に採用できる。

また、そのほか、4条等においては、一定の期間内に業務の終了が見込まれる業務に従事させる場合、または一定の期間内に業務量の増加が見込まれる場合等に従事させる場合等に採用できる。という規定になっております。

あと、任期付職員の財源のことでございますが、震災後について任期付職員については、震災復興特別交付税で措置されてございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） そこで、(1) 任期付職員、これをまちづくり会社に、全協の時は派遣という言葉でしたが、あとで私のほうに訂正で「研修ですよ」というお話だったので、その上で、任期付職員を今できたばかりのまちづくり会社に研修に出して、どう思われるのかという質問なんです。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 任期付職員には、基本的に一般職の職員となっております。ですから、職員定数条例上も、普通の正規職員と、任期がある以外は変わりがない。

それで、研修の部分については、地方公務員法で、職員については研修をさせなければならないとされておまして、それを受けて町で研修規程を使っております。今回の任期付職員の派遣については、派遣研修という制度を活用して派遣させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

**○11番（山本幸一郎君）** 先程、任期付職員を採用するに当たっての、課長、随分、文書を読まれたんですが、一番初めになんて言いました。それがまちづくり会社の今、新しくできた会社に研修に行くって、何を研修してくるんですか。先程、任期付職員の募集要項ありましたよね、合致しています。私が言うまでもないですよ。合致しているのか、していないのかはっきり言ってもらえれば良いんですけど、ずらずら文書を読んだだけで、3条、4条だかわかりませんが、合致しているのか、していないのか聞いているんですよ。先程、言った文章と今、言ったの、どこに合致するんですか。それも新しい会社が設立して何カ月もしないところに何研修に出すのですか、そのようなベテランの方なら、今、始まった会社に。それも、目的も先程、副町長に確認したんです。まちづくり会社の設立は、どのような目的で設立したかと。私は、日本語あまり通じなかったせいか、全然わかりません。課長ではなくて、上の方で今のがちゃんと明確かどうか簡単に教えてください。

**○議長（紺野榮重君）** 宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 当該の任期付職員につきましては、まちづくり会社を設立するに当たって採用した任期付職員であります。要は、まったく職員も何もいない中での話ですから、立ち上げの知識を持った方をお願いしたいということで採用した職員、それを、まずは任期付職員として産業課に置いて、まちづくり会社の設立に当たって今回研修という形ですが、出向という形で出した。要は、任期付職員の身分からして出向ができないという形もあるものですから、法的な便法と言われればそれまでですが、任期付職員の派遣、いわゆる研修に出すという形の方法をとっているということです。御理解いただきたいと思えます。

**○議長（紺野榮重君）** 11番、山本幸一郎君。

**○11番（山本幸一郎君）** くどいようですが、お二方を募集していると思うんですが、事務で。お二方はわかりませんが、もう一方は、その前から産業振興課に任期付職員でいらっしゃる方であって、通常ですと任期5年です。多分3年ぐらいいるので、あと1、2年かと思われるんですね、普通の条例からすると。私が言っているのは、あと2年しか研修できない、あえて言うならば職員ではないんですよ、任期付なんで。あと1、2年で何をここに行って学ぶんですか。研修というのは学ぶ場ですよ。それも、今、募集したみたいな形で、それは任期の継続をただけであって、元々いらっしゃるんですよ。今の答弁はちょっと違いますよね。そのために募集したと言ったんですから。副町長は言ったんですよ、まちづくり会社



のために募集をした任期付職員ですと言いましたよね。その前から居るんですから、そういうところ私が言うのは、これが元々の職員ですって、5年間とかやって、そこで研修して6年目からあとあと繋ぐような方なら、まだベストではないけれども、ベターなのかとは思われますが、任期付で、いつこのまちづくり会社の運営が成り立つかどうか、皆さんわからない状況のところ、1、2年しかいなくて、覚えてきた頃、わからなくて任期が切れていくかどうかもわからない方を、なぜ研修に出す必要があるのかが普通だと、理解、全然ありません。単刀直入に言ってください。こんな大体、普通だったらないですから、このお金も、町で人が足りないから補助金使って任期付職員を募集して、その方、あと2年しかいないのに研修に出している、こんな町あるのかと思ひまして、こういうやり方したら、なんでもありになってしまいますよ。私は、次の質問にもあるからですが、この答弁、万が一これが良いのだったら、次も似たような質問で農業関係で出ますので、明確に答えてください。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 任期付職員を前もって採用したというのは、今回まちづくり会社を出す前から任期付でいたということは事実であります。それも、まちづくり会社の設立に向けて準備をしていたと、ということを含めて採用したものである。結局、立ち上げるにあたって、全く職員も誰もいない中でまちづくり会社を立ち上げなくてはならない。町の職員が当然行って設立すればいい話であります。今の人的状況からいってできないということから、任期付職員を採用したという中身です。

それと、先程も言いましたが、今、研修の部分ですが、これは、確かに便法と言われれば便法です。地方自治法上の今、派遣するに当たっての任期付職員の派遣という部分からいくと、職員研修しかないんですよ。そういうことが含めてあったので、研修で行っていただいておりますが、内容的には、まちづくり会社の立ち上げ、そして、これから職員採用も含めてありましたが、これに向けた準備をするために出しているというのが現状でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今の答弁で余計なんか、あれになったんですが、まちづくり会社は3月にできたんですよ。その前から大体準備しているという方が、任期付職員、有りきではないですか。何を言っているんですか。設立する前から、この職員使うということで準備していたのと同じじゃないですか。違うんですか。だから、私は

言っているんです。任期付というのは時期、時期なんですよ。次の採用の日にか決まっていないうちから、このことは、もう次、使うからって言って準備させたのと一緒なんですよ。だから、その辺のしほりだつて、副町長、頭かしげたつてしょうがないんですよ。初めっから有りきなんですよ、この職員も言っていたんですよ。私、新しいところに行くかもしれないって。任期受けてないんですから、任期付職員の任期は、いつ継続するんですか。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 任期付職員の場合は5年が限度となっています。延ばしていません。1年更新ですが、最大5年というのが契約の中身です。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） だから、1年更新なんですよね、最大5年で。1年だったら、いつ更新したんですか。4月1日とか更新の時期ございますよね。5年間、初めからもらえるところはないですからね。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 更新の時期は4月1日でございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 先程の副町長の答弁にもありましたが、次のまちづくり会社のために準備をさせていた職員をやったと、こう言われていますよね、次から行くの決まっていたんですよね。3月の時に設立しますから、全員協議会で説明あったんですから、その代表、副町長ですよね。初めから有りきなんですか、任期付職員つて。だから、私、言っているんです。私、これ、職員ならそういうことはないと思いますが、あえて有りき任期付職員で、あと今年やったらもう1年しか5年の任期がない職員を研修に行かせる。研修に行って何が実りがあるんですか。この辺が全然わかりません。研修つて、わざわざ言ったんです。これ、派遣業だったら違法ですから。私が言っているのは、こういう事業に行くのには、町のトップの方がこのような適当な人事をしているのが、それでいいのかということなんです。震災だから何でもありみたいな形になって、敢えて聞きます。この人事、はまともなのか、まともじゃないか、ちょっとだけ確認します。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 任期付職員の採用も含めて、研修も含めてです。法的には違法ではないと認識をしております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） なんかよくわからないんですが、任期付職員

を、私の今の感覚から言うと、副町長の答弁は、全然答弁にもなっていないし、説明責任が一つもないです。

では、(2)番も含めてやらさせていただきます。この事務局員、普通の職員は一般もしくは公募で出て、遠くの方から浪江の為に頑張りたいということで、今、来られています。私の家にも誰か知らないですが、どのような生活をしていますかと来ました。そこでなんです、なぜ、これぐらい浪江町のために頑張ってきてほしい方がよその地区から沢山来られているのにもかかわらず、事務局のベテランとか、そういう方を一般募集とか公募とかで募集しなかったのか。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 今回、町の職員以外に2人の事務職員採用しております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 町の職員以外に事務局員を2人採用していますよね、そこでなんです、この2人の職員の方、町の職員ではない2人の職員の方、この方は、事務局のベテランなのか、もしくはこのぐらいの、これからのまちづくり会社をしょって立つような事務処理の能力をもっていた方なのかどうか。私が聞いた話では、公務員ではなく自営業をやられていた方とお聞きはしているのですが、この辺も含めて合計4人になるのですが、ベテランの事務局員がいないのではないかというような噂を聞いたのですが、実際、この募集、先程、言った任期付職員であれ、事務局経験ゼロで、また、2人の一般の方もベテランではないようにお伺いしているのですが、これでまちづくり会社の事務局が成り立つのかどうか、人事に対しても、どのような面接をしたのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 職員の採用に関しましては、募集が10人ほどございまして、その中から理事等を含めまして審査をした結果、今の2人を採用したという状況でございます。2人の採用につきましては、一般企業に勤めた方であります。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） そこで、もう一度お伺いします。先程、任期付職員で2人を研修に出した町は、ベテランじゃない事務局員か、どうかわかりませんが、あまり経験のないところに何の研修に出しているのか、もう一度お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 先程も言いましたとおり、任期付職員を出すということの条件として、いわゆる派遣研修しかないということで

派遣研修というのを使っていますが、まちづくり会社をきちっと立ち上げるといふ、そこをやってもらう職員として2人を出しているというのが実態です。今の公務員法の規定からいって、研修派遣という方法しかないので、研修派遣という方法で合法的な出し方をしているということでもあります。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 私が言いたいのは、任期付職員ではなくて、正規の、初めから職員を継続的にやって、町でもう少しバックアップできないかということから、こういうことを言っているんですよ。その理解が大体わからなくて、だから、任期付職員はなんで入れたのかと聞いているんですよ。職員も入れられたでしょって、継続的の事業になる会社に、それも町が3000万円全額支給で。普通の、昔でいうと、まちづくり会社は、東遊記みたいな形ではないんですよ、出資の仕方が。一般社団法人でやっているんで利益も追求するんですね、町もですけども。町が運営して、さっきシルバー人材センターって言いましたが、以前あったそれとは違いますからね、趣旨は一緒だとしても。その辺は、おわかりになっていますよね。そこで、町の職員ではなく、失礼ですけど、任期付職員をわざわざ充てて、任期が切れたらいなくなる職員をなぜ充てなくてはいけないんだと、なんで普通の職員を任期付じゃない職員を研修に出せなかったのか。くどいようですが、もう一度お願いします。

○議長（紺野榮重君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 元々そういう事業に携わっていた方であったということも含めて、任期付職員、そういった専門的知識を生かしてもらおうということも含めて、任期付で採用したというのが事実です。準備して、今、言いますように、今、立ち上げ段階からやっていかななくてはいけないということですので、正直、職員の中でそれだけのノウハウを持っている職員もいなかったということも含めて、任期付職員の方をお願いをしたというのが現状でありまして、如何に初動期で継続的に運営できる体制づくりをするかということがあったものですから、今の職員の方に行っていたというものが実情であります。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 幾らしゃべっても、望むような答弁は返ってこないのです、次の2. 農業関連について行きます。

1番終わったわけではなくて、ここでも、そういう任期付職員の答弁求めますので、2番目に行かせていただきます。

2の（1）で農業関連について前回の3月の一般質問で、その当

時の課長から、すみません。(2)から初め、行きます。田畑の管理耕作保全管理事業は31年度に終わることになっています。解除後3年という国の縛りがあるんですが、それ以上延びないのかという答弁を求めた時に、内々では32年までは話がついているようなことを答弁でいただきました。32年度までに決まったのかどうかお伺いいたします。

○議長(紺野榮重君) 農林水産課長。

○農林水産課長(清水佳宗君) お答えいたします。営農再開支援事業については、大きく分けると、草刈りや耕うんなどを主とする保全管理に関する事業と、営農につなげていくための事業で構成されています。管理耕作というのは、営農につなげていくための事業の一つで、当面営農再開が見込めない農地を、営農再開するまでの間、組合等が受託し、販売等を前提とした作物の栽培を行うことを指し、営農再開支援事業において管理耕作のためのメニューが存在するところ です。

管理耕作を含む営農再開支援事業の継続は、議員の一般質問にお答えした後に、32年度まで継続することが確定しました。

しかしながら、10a当たり3万5000円の保全管理の経費については、浪江町では31年度いっぱい3年を迎え、終了することになっているという状態は変わっておりません。

町としては、昨年より地域の復興組合の活動を保全管理から営農にシフトする取り組みとして、営農再開ビジョンづくりを進めており、31年度が終了するまでには、それぞれの地域で営農が進むよう地域の農業者と話し合いを進めております。

地域の事情によっては、営農が進まないことも想定されますが、まずは、それぞれの地域で営農に向けて準備を進めていくことが何よりも重要であると考えております。

そのうえで、どうしても営農ができない状況であるから保全管理の延長が必要という農家の声が多い際は、国に対して期間の延長要望をしていくことも必要であると認識しております。

○議長(紺野榮重君) 11番、山本幸一郎君。

○11番(山本幸一郎君) 2週間ぐらい前のテレビ報道で、檜葉地区でこの保全管理事業が前年度で終わったということで、テレビ報道されておりました。なぜテレビ報道されていたかということ、先程言った1反当たりの3万5000円の補助金があったから田畑の保全管理をしていたんだけど、なくなったから一斉に保全管理がなくなって、かなりひどい状況になっているということで、テレビ中継がされました。これは、あと1年半後は浪江町の姿になるのかなと私は思

っています。

そこで、今の状況は、課長の答弁では組合から要望があれば継続してもらいたい旨の答弁だったと思いますが、もうこれは目に見えています。やはり、今まで田畑の保全管理で3万5000円は高いかとは思いますが、地域のため、そして町の美観のため、鳥獣害対策のためにも大変有意義な事業だと私は思っています。

それで、この事業に対して結果が出るのではなくて、前向きに楢葉と同じような関連になるのは議論するまでもないと私は思います。そこで、町長は、この事業を31年度ではなくて、先程は組合から要望があればではなくて、継続の方向でやっていくような意気込みがあるかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） この営農再開支援事業については、避難指示解除前に50の要望でも取り上げて、解除前の最終要望でも取り上げています。営農再開支援事業を事業者の再開意欲に応じて避難指示解除も当分の間継続することというもの。これに対する国の答えは、31年度以降の実施については、実施状況等に係るレビューにおいて浪江町を含む被災市町村の営農再開状況等を踏まえつつ、県と市町村で協議してまいりたいと言っております。浪江町にとっては、32年度になっても、用排水路の復旧の状況であったり、津波被災地の事情または帰還困難区域を抱えておりますので、そういった事情があるところは当然出てくると思います。要望があったからやるというのではなくて、そういう状況等を踏まえて町と議会で一体となって国とか県に要望していくのが大事だと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 大変前向きな答弁だったのですが、やはり予算が絡むと思われれます。要望したからできるわけではないですが、議会もそうですが、やはり、このような国からの補助金をもらうメニューを、今、この事業だと該当するのではないのかと、管理耕作みたいな形で。1年間延びるような施策は、今、あるのかどうか、それに含めて解除のときの条件というときに、農業施策も、32年度まではというお話は結構あったのですが、なんで解除後3年に縛りがあって、震災後10年の32年度までというような、解除の時には、あとは水が来るまでとか、いろいろあったと思われたのですが、この辺をもう少し延びるような方向の施策がないのか、もう一度お伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 営農再開支援事業のメニューにつきま

しては、先程も何点かお答えしました。その中でも堆肥に関するものとか、放射性物質対策のメニューについては、32年度まで継続されるということが決まっております。

ただ、今回、保全管理、それについては、当初より解除年度から3年という縛りがありました。ほかのメニューにはそういった3年というものはなかったのですが、保全管理だけについては、当初から3年というものがついておりました。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） （1）とも合わせて質問させていただきます。

これも、前回の一般質問で田畑の大規模化と集積事業、町で取り組んでいただけないかという質問をしました。その時町長は、前向きな答弁で検討しますという答弁だったのですが、現時点で何か進捗状況がプラスにあるかどうかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 前の議員の一般質問にお答えした以降の進捗についてですが、川添北を含む加倉地区、ここについては、県に調査を申請しております。

それと、樋渡・牛渡を含めた川添南地区、これについては、近々推進委員会の設立総会を予定しております。あと、小野田地区についても、今月中に役員会等を開いて説明会をする予定しております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今の答弁で、多くの地区から田畑の大規模化、構造改善と言われるような事業が申し込みがあったように思われますが、まだまだ未整理の、元々の田畑の地区が多く見られると思います。私が言うのは、申請があったからではなく、これを機に町の事業としてプランを立て、この地区地区から申請があったからではなくて、全体的に、農作業するのに若干大変な地区、要は未整備の地区が残っているのは、農林水産課ではおわかりになっていると思うのです。申請があったからやるのではなくて、町の事業で田畑の整備事業ができるかどうかお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） こういう非常事態にというお叱りを受けるかもしれませんが、そういった圃場整備については、基本的には地元の方の意思が決定されていないと、なかなかうまく進められないものと感じております。ということで、別に町が何もしないわけではございませんけれども、相談等がまずあれば、それに対応していきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

**○11番（山本幸一郎君）** 先程から私、言っていますが、やはりこの原子力発電所の事故で、田畑の管理は以前より多分、耕作管理する人が少なくなって、耕作放棄地になるのは目に見えてると私は思っています。

そこで、若干的にも耕作放棄地を減らすには、やはり大規模化の農地を作らないと、作業する農家の方も少ないし、それで風評被害で売れるかはわからない作物を作るのに、手間ばかりかかって、料金の安い農作物を作る方は中々いないかと思われるんです。それを鑑みて町は、部落の先頭ではなく、町全体として農業政策の考えを大規模化にして、万が一、地元の方がやらなくても、よその方が来てもやれるような農地の整備をする必要があると思われるんですが、そのような考えはあるかどうかということで質問をしていたのですが、中々私の質問が悪かったので、それに関して、今の状況で町はできるかどうか。

**○議長（紺野榮重君）** 農林水産課長。

**○農林水産課長（清水佳宗君）** ただ今、各地区の農家の方々にお集まりをいただいて、農業再開ビジョンというものを、去年は西台、藤橋、酒田でつくりました。残りの平坦部につきましても、今年度中に全ての地区に入りたいと思います。その座談会等を通して、これから一体どの程度の担い手がいるのか、当然ながら、ほかの方に任せたいという農家の方々もいます、農地の大規模化が必要だという声も出てくると思っております。

そういったいろんな意見を取りまとめて、そこでいろいろ調査して検討したいと思っております。

**○議長（紺野榮重君）** 11番、山本幸一郎君。

**○11番（山本幸一郎君）** そこでなんですが、先程つくられたまちづくり会社、そういう田畑の集積、もしくはそういう類の書類、もしくは要望、やはり昔は、同じ地区の方はみんな隣近所だったので、今、遠くの所に避難して、そういう会合もなかなかできません。そういうようなことを鑑みれば、こういうまちづくり会社の事務局、もしくは職員の方に、大変な事務処理とか、町の会合とは指摘するようで申し訳ないんですが、今日は、総会やったから、1日顔出して終わりなんですよ。あとのコミュニケーションはゼロなんです。その時言ったから、説明はしたから、議案にも載っていないのを自分勝手に来て、話をして、町は、それでやったような自己満足でいるのが今の現実だと思っております。この田畑というのは、たくさんの方がかかわるんで、たくさん事務処理等々があると思うんで、だから、なかなか各地区の部落から挙がってこないんですよ。昔の



経過は大変だったから、こんな大変な思いをしてまで、こんな、あと作る田んぼ「俺はもう歳だからやらないからいい」とかじゃなくて、私が言いたいのは、町がこの大変なときだから、その書類をまとめてやるような事業を作ってもらえれば、事務をやる方も町でやっていただければ、もう少し早く保全管理やりたいよと、なるのかと思っっているんですが、今の答弁を聞いていても、残念ながら下から拳がってきたらやりますよみたいな、そんなこと言ったら町の復興なんかないですから。先ほど言った任期付職員、もう少し募集かけてやって、産業振興課さん辺りでそんなに人数足りなかったんだったら、もう少し集めて、そういうところに回すこともできるんじゃないんですか。次の目標のためにやっているのは、これからは農業だと思えます。先ほど言った道の駅にも出したい、それよりも何も、あと1年で終わる保全管理事業、これ、なくなって、そこら辺、原野に戻ったら帰って来る人も帰ってこないですよ。その辺の認識が若干違うと思うんです。こういう施策を、先ほどから言っていますけれども、浪江町は、農業に対しての取り組みがかなり遅いように思われるんですね。なので、町長は、この事業に関して、町の取り組みに関して、農業にもうちょっと力を入れなきゃだめだとか、構造改善をしなくちゃだめだというような、第二次復興計画ではないですけれども、その中に盛り込んでまでやるような意気込みがあるかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 現在、農業再生プログラムの第2期ということで、昨年承認してもらって3カ年でやっております。その中で、用水路を復活させて、営農をもう少し軌道に乗せるという取組もしてございます。そういう中で、平成32年度以降、本格的な農業につなげるのが大事です。我々は、保全管理も大事ですが、保全管理がずっとあるから草だけ刈っていけばいいんだと思われるのもいやでございます。ですから、ある程度の水が通ったのであれば、管理耕作をしてくださいよと持っていきたい意思もあります。どうしても、やはりまだ保全管理をしなければいけないという地区については、そこは要望していきたいと思います。

また、現在、構造改善事業については、農林水産課も一本の課にして、任期付職員とか、あと国の農林水産省からも職員を集めて、現在でもかなりボリュームのある仕事をしているところがございます。ですので、町主導ということではないんですが、営農再開ビジョンの中で積極的に説明をしながら必要といったところがあれば、このほかにも、構造改善事業については支援してまいりたいと考え

ているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 前向きな答弁と理解していいんですね。

次の（3）番の農業施策のライスセンター等、保管庫農業関連施設、他町村ではたくさんできてきて、なんで浪江では造っていないのとよく言われます。浪江町では、今このような施設を造る計画は、以前には聞いたんですけれども、この頃、耳にしないんですが、どのようにしているかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） お答えします。ライスセンターや倉庫については、現在、福島加速化交付金にて平成32年の秋までに整備できるよう準備を進めております。

今年度は、町内での今後の水稻の作付見込み量を調査し、並行して施設の整備計画を策定します。平成30年度には交付金の申請をし、平成31年度には申請内容に従った施設の設計などを完成させ、平成32年度の早い段階には工事着工というスケジュール感で進めてまいりたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 今の答弁で、今年度の作付面積に応じたというような、規模を決めるような答弁に聞こえました。今の作付面積は限られた面積でいるんです。それで、それを基本に考えるような答弁に聞こえたんですけど、再確認します。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 申し訳ありません。今年度ではなくて、今後、将来の作付見込み量ということでございます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 平成32年度までというのと、いま平成30年度なものですから、かなり急いでやらないと、この事業というか、補助金対象の時期に作れるかどうか危うくなるのかと思うんですが、今、現時点で何々作るぐらい分かっていなくて、どのような工程で進むんですか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今後、全地区で行われる、先程もちよっと触れましたが、農業再開ビジョンに伴う座談会等によりまして、座談会だけではございませんけれども、今後の作付希望面積とか、可能面積、それを調査して、今年度中にその辺をまとめたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 先ほどもちょっと申し上げたんですが、座談会に何人来るか、実際分かんないんですね。やったからいいみたいな感じで、誰を基準に考えるかは別にしてもなんですが、元々の耕作面積、浪江町はあるわけですよ。帰還困難区域を除いた耕作面積に合ったような規模の施設を作ってもらわなければ、後々座談会ではどうなるかは分かりませんが、これしか俺はやらないとか、一団体の話だけ聞いていたんでは、先ほどから言っている、未整理の農地はやらないとか、そしたら、この面積は幾らだからとか、結果は、浪江町の10分の1の農地しかやらないようなことになり得ないかと思うんです。やはりこのような施設を造るのには、元々農地面積は分かっているんで、その分かんないけど、80%は対応できるような施設とか、そういうのを、町でビジョンを出して、始めに訴えていかなくちゃいけないと思うんですよね。先ほどから座談会で聞いた、何で聞いた、アンケートだって何パーセント集まったか分かんない。結果出てきたら、こんな施設造ってというような話にならないように、やはり多くの方が、今、任期付職員で産業振興課に来ているというような答弁があったんで、そのようなノウハウを持っている方はたくさんいらっしゃると思うんですよ。そういうので浪江のビジョンを作ったらいいと思うんですよね。構造改善もしますよ、ここは分かんないけど、田んぼを作る地区です、ここは分かんないですけども、何とかの地区ですと。町は、花卉なんて言っていますけど、花卉で何ヘクター、町の農地の面積使うんですか。花事業だなんて言ったって、ハウスの中でやっている以外、全然見ないですよ。一面に出るのは新聞だけです。小さいところには、写真だからね、出るけれども。それを含めれば、このような米とは言いませんけれども、田畑の有効活用が必然的だというのは分かっているのにもかかわらず、今みたいな、ちょっと私からは一步はずれたような答弁しか返ってこないのが不自然なんですよね。もうちょっと職員自ら、これからの町をこうしなきゃだめなんだというような会議を開いて、先導してやるのが、町の職員なんではないのかなと私は思うんです。

だから、農業ビジョンが、はっきり言ってできていないんですよ。来年、再来年の事業ができていなくて、あんな建物すぐ、ぱっぱっぱってできるわけじゃないですか。生産の事業だって、3年前からかかっていたって、やっと今、着手ですからね、港、見ていたらわかるじゃないですか。農業の全体的なこれからの運営方法も、逆に言うなら農業会社でもつくってみて、ベテランの方いっぱい任期付で呼んで来て、やったっていいんじゃないですか。さっきのま

ちづくり会社がだめなら。派遣してできるんですもんね。さっきそういうふうに法律的にはなんの問題もないという答弁だったんですから、そういう会社をつくってもらって、農業法人浪江でも、でっかいのは町の出資でつくっていただいて、耕作放棄地ゼロを目指しますというモデル事業か何かでやることも、一つの手ではないんですか。

初めからできるかできない方の話を、これからの町はこうするんだというようなビジョンが足りないんだと思います。そういうのをやっていただけるかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） まず、農業倉庫だったり、カントリーだったりというのは、我々も、浪江の田畑を全てカバーできるようなスペックでやりたいという気持ちはありますが、なにぶん、国が非常に厳しくて、そんなこと言ったってほかもつくっているでしょうと言いながら、浪江は本当にいくら作るんだと、本当にそれだけ作れるのかと、ものすごく厳しく言われます。なので、こういうビジョンとかを通じて、これだけやる人いるんですよ、だから、これだけのスペックをお願いしてくださいねという方向で、現在考えているところです。

なので、我々も、随時、難しいことを言わないでくれと言っていますが、そこについては、我々も、要望すると同時にぜひ議会の皆さんと一緒に要望させていただきたいと思っておるところでございます。今のところ大きいのを一つというよりも、ある程度、それなりのライスセンターを地区、地区に置くのが賢明ではないかということで、そのスペックだったり、数だったりということを検討しているところでございます。

また、行政報告でありましたとおり、一般企業と連携協定を結ばせていただいております。これは、何かと言いますと、浪江の耕作放棄地を出さないためということで出口を見つけて、できれば全て、もとあった所をやりたいという意欲を持って結んだものでございますので、既にそういう農業会社的なところがありますので、そういうところとしっかり連携していきたい。

あとは、座談会で入った人だけがやるのではなくて、そこに入らない人も、任せるなら貸しますよということをきちんと意向を取って、農地を借りてやりたい人が大きくやるという手立てで、できるだけ浪江の農業を幅広く再開できるように努めたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 大変前向きな副町長の答弁だったと思っています。

そこでなんですが、やはり担い手、今まで浪江の方がやられている担い手だけでは、多分、この農地面積を耕作するのは難しいと私は思います。そこで、以前新聞で見ましたが、舞台ファームさんとか、協力しますよというような提携を結ばれたのは聞いているんですが、やはり商売にならないと、どんな大手でも撤退していきます。そこで、やはり町はいろんな対策を含めた上で、いいような施設を、一歩進んだ施設等々を造られると思うんですが、今、現時点で何と何は計画に入っているぐらいは、あるかどうかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 具体的にカントリーエレベーターが何基とか、ライスセンターが何箇所とか、そういったことまでは決まっておられません。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） だから、先ほど申しましたが、やはり町のビジョンが、これだけの面積だったら、いくつかのライスセンターのサイロ、何基がほしいとか、要望によって人、行ったら、これほしいとか規模も分かんない人と座談会の話になんないでしょう。町のやはりこういうのを作りたいんだけど、農業者の皆様がいっぱいできて、こんぐらいの耕作できんだったら、これ、できますよというビジョンを持って行かないで、座談会に何しに行っているんだか、遊びに行っているんじゃないんだから。大体、自分のビジョン、町のビジョンもないうちに、切羽詰まって平成32年度に間に合うんですか。もう少し町も、他人事みたいな話してなくて、ぱっとやったらぱっとできると思っているんですか。そんな、これからの第一代農業の施設造るのに、一回造ったら30年ぐらい使うんですよ、こういう施設。これからの農業は、こういう大規模なところに、最終的にはこういう施設がないとできなくなるような農業になると思うんですよ。なので、もう少し勉強してもらって、こんぐらいの規模あったらこういうのだと、ベテランの方、今回来ているらしいんで、そういう方にいっぱい意見を聴いて、すぐ進まなきゃだめだと思うんですよ。

そこで、もう一つお伺いしますが、このビジョン、先ほどの意見交換会でもいいです。いつから始まって、いつまで結果出すんですか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今年度については、一斉に始まっているわけではございませんが、既に北棚塩、加倉、苧宿と第1回目の座談会を終えております。本年度中に残りの全地区を終わらせたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 本年度中にと言っていましたよね。本年度中で間に合うんですか。座談会、週に1回ずつやっていったって全然できるんじゃないんですか、今まで3回やっているんだから。そんなことで間に合うんですか。ビジョンどうやって、いつまで立てるんですか。そんなので間に合うのかと、さっきから言っているんですよ。座談会に3月までかかって、いつまとめるんですか。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 座談会を3月まで延々と続けるわけではございませんので、農業再開ビジョンを年度中に完成させるというところでやっております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） この再開ビジョンが今年度中にやれば、この事業は何にもなく、うまく平成32年度までにできるというような解釈でよろしいんですよね。

○議長（紺野榮重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） それを基に平成32年度に向けて、まずそこに全力を注いでいきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 11番、山本幸一郎君。

○11番（山本幸一郎君） 浪江には元々、農業関連施設の農協とかあったんで、やはり多くの民間企業と連携しながら、農協さんも米作ったら買いますよと言っているんで、そういうような舞台ファームもあります。いろんなところと提携して、これからの農業施策を職員一同頑張っていたいただければなと思いますので、よろしく願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、11番、山本幸一郎君の一般質問を終わります。

---

○議長（紺野榮重君） ここで3時45分まで休憩します。

（午後 3時31分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午後 3時45分）

---

## ◇石井悠子君

○議長（紺野榮重君） 1番、石井悠子君の質問を許可します。

1番、石井悠子君。

[1番 石井悠子君登壇]

○1番（石井悠子君） 1番、石井悠子です。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問を一括質問方式で行わせて頂きます。

浪江町は、復興計画に基づき少しずつではありますが、復興が目に見える形になってきていると思います。その中でも私は、今年4月に開園した、にじいろこども園やなみえ創成小中学校の開校により、町にお子様の声や赤ちゃんの泣き声が聞こえるようになり、復興が進んでいると感じました。浪江町のお子様の未来が明るいものになることを願い、私から、始めに学校教育関係、続いて介護福祉行政についてなど4項目について質問させていただきます。

町の明解な答弁と今後の町政について、町の考え方をお聞かせください。

では、学校教育関係についてです。避難指示の一部解除から1年が過ぎ、4月末現在で町内居住者が729名とまだまだ多いとは言えない状況の中、本年4月に開校したなみえ創成小・中学校につきましては、10名とその数に比例するように少人数での開校となったわけですが、避難先の再開校も含め浪江町立学校の小中学校は、少ない児童・生徒数での教育となっている状況ですが、今後、浪江町の将来を担うであろう、この子どもたちに、その少ない数での教育をどのように行っていくのか、少人数教育だからこそ経験できること、配慮すべきことをどのように捉え、どのような取組みをしていくのかをお伺いいたします。

次に、なみえ創成小・中学校と同時に整備されました調理場で活用される調理器具についてですが、昨年度の予算で300食調理可能な調理器具を整備されたと思います。

先程申し上げたとおり、少人数の児童・生徒数からすると、現在使用していない調理器具もあると思われませんが、今後の活用をどのようにしていくのか、私は、学校給食を町民にも提供すれば、町民の方と食を通しての交流の場となり、新しいモデルとなるのではないかと考えております。活用状況、今後の予定をお伺いいたします。

次に、私の手元にございます教育委員会では出されている資料についてです。平成29年度以降の学校配置の考え、付属資料2の中で、町域全体における学校配置の在り方として、学校開校が町民一丸となった復興・創生となるよう、従来の学校再開という考えとは異なる

る新たな学校の位置づけを工夫すること、と記載がありますが、その工夫とは、具体的にどのようなものとなっているのでしょうか。

また、ここでは、可能な限り広範囲の町民に自分たちの学校との思いを抱いてもらえるよう、町内全ての町民が地元の学校として関与・協働できる学校づくりをすること、とも書かれていますが、町民と学校のかかわりについて、どのような取組みをしているのか、お伺いいたします。

次に、町立学校に通う児童生徒だけでなく、避難先の自治体に就学している児童・生徒についても目を向けたいと思います。平成30年4月1日現在の浪江町児童・生徒の避難状況は、県内外に小学生757名、中学生410名の計1167名となっている状況で、ほとんどの児童・生徒は、町内の学校に通えない状況の中、震災後、避難した児童・生徒に対してのいじめの問題が取り上げられる等、児童・生徒、また父兄は、様々な悩みを抱えているのではないかと考えています。

当然、避難後に通う学校や自治体でケアを行ったり、対応すべきものとは考えていますが、これに対し、避難を続ける児童・生徒に対してどのようなことを行っているかお伺いいたします。

続きまして、大きな項目の介護福祉行政についてに移ります。

高齢化社会の到来で介護を必要とする高齢者が増加する中、震災と原発事故により生活環境が激変したことに加え、核家族化が進むなど、従来は大家族の中で介護がなされていた状況が、変化しています。

このような状況の中、町の調べによりますと、平成30年3月末現在の要介護（要支援）認定数1484名、震災が発生した平成23年3月末に比べ、643名増加（1.8倍）となっていて、要介護度別の状況を見ると、要介護1・2が全体の約43%と多くを占めており、要介護2・3の人数が増加傾向にあると報告がありました。増加傾向に対して、町は、今後どのような対策を考えているのかお伺いいたします。

次に、介護保険料についてです。高齢者が支払う介護保険料は、3年に1度のサイクルで市町村が制定する介護保健事業計画に基づいて見直される。向こう3年間に見込まれる利用者数、サービス提供量、給付費などを弾き出し、それを支えるのに必要な金額を設定する仕組みだと思えます。この制度が始まった平成12年～14年は、全国平均2911円でした。その後、18年が経過し、今年の5月21日、厚生労働省は、第7期計画期間、平成30年度～32年度の介護保険料が全国平均5869円になると発表されました。始まった第1期計画期間と比べますと2倍となっています。このような状況の中、浪江町



は、介護保険料全国平均より2531円多い8400円で、保険料が高い自治体として5位となっております。この発表に対し、町はどのように受け止めたかお伺いたします。

続きまして、大きな項目の家賃賠償手続きについてです。

応急仮設住宅の供与が平成31年3月末まで一律延長された区域から避難し、東京電力ホールディングス株式会社からの家賃賠償が平成30年3月末で終了した世帯のうち、家賃等の支援を必要とする世帯に対して、「応急仮設住宅の供与を受けている世帯と同等の生活再生を行います。」と平成30年度4月16日の福島県生活拠点課よりお知らせがありました。

家賃賠償が平成31年3月まで延長されたことは、町民にとって一安心だと思われそうですが、平成30年2月、対象者に対してのみ、東京電力より家賃に関する賠償をご請求されている皆様への書類が届きました。別紙に、福島県に家賃支援事業の概要及び意向確認書ご記入のお願いも同封されていまして、こちらになります。

東京電力に書類送付後、福島県生活拠点課より、この書類を送った方のみ福島県避難市町村家賃等事業申請書類一式送付のご連絡、申請書類一式が送られています。文面に、申請を希望されたと記載されています。この支援事業の対象世帯条件の中に、平成30年3月までの家賃賠償を受けた世帯となっておりますが、平成30年3月まで借り上げ住宅で東京電力より家賃賠償を受けていなかった町民が、例えば、復興住宅などに入居することで家賃助成金請求を求め対象の方がいると思います。町は、人数把握をされているかお伺いたします。

先程申し上げたように、対象世帯ではない方に対して、今後どのように対応されかもお伺いたします。

次、家賃請求先が東京電力から福島県に変わることで、年に4回書類提出になりましたし、それに加え、3カ月分の家賃を前払いしなくてはならないことになり、町民からは家計の負担になっていると声が上がっています。年に4回の書類提出は、特に高齢者の方にとって、自分一人では書類記入ができないことが現状としてあります。町としては、申請書類等の記入などのサポート体制はどうなっているのかお伺いたします。

それに加え、今まで、書類記入についての問い合わせや家賃請求についての問い合わせは何件くらいありましたか、お伺いたします。

続きまして、窓口業務について移ります。震災から7年が経ち、町内に帰還された方、これから帰還を考える方、帰還できない方と

決めた方、様々な状況の中、町に様々な問い合わせ、行政手続きなどで本庁舎に足を運んでくださる方が多い中、どの課に行けば用が足せるのか、どの職員に声をかければ教えてもらえるのか、わからない状態で、たらい回しになってしまうことがあるかと思えます。

そこで、各課窓口業務を円滑にするためにも、ワンストップサービス（ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと）ですが、場所を設置することが難しいのであれば、本庁舎入り口に案内人を配置するなどのお考えはごうでしょうか。お伺いたします。

以上、4項目質問させていただきます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 1番の浪江町立学校の少人数教育による取り組みについてお答えします。

浪江町立学校につきましては、町内新設校、それから避難先での再開校すべての学校において少人数の状況であります。このような中ではございますが、浪江町立学校では、教育の特色として「児童・生徒一人一人が輝く教育活動」として子どもたちの多様な個性を積極的に認め、少人数教育だからこそできる、一人一人の状況に応じてきめ細かな指導の実践を行うこととしております。

また、個別の教育方針を教員間で共有し、個々の児童・生徒に合った教育・体験活動を行うことや、給食等での他学年間の交流、それから遠足等での町立学校間の交流等、少人数だからこそできる活動も行っております。

具体的な取り組み事例でございますが、なみえ創成学校の社会科の授業の話でございますが、酪農家の方の話を聞きたいという児童のニーズがございまして、そちら把握した中で酪農家の方とテレビ、それからICT機器を用いて授業を行うなど、まさに少人数教育だからこそできる個々の児童ニーズにあった授業や体験学習を行う等の取り組みを行っております。

今後とも、少人数であることを生かした教育について推進してまいりたいと考えております。

続きまして、2番の学校給食器具の今後の活用についてお答えいたします。

現状では、教職員を含めて約30食程度の調理となっており、まだまだ使用されていない調理器具もございます。

昨年避難指示の一部解除がされたばかりという状況、本年4月に学校が開校したばかりであること、それから、にじいろこども園の入所者数が13名ということを考えれば、今後、児童生徒数が増加す

る可能性も想定されることから、現在使用されていないものも、徐々に活用されていくことになると考えております。

このような状況の中ではございますが、昨日、保護者の皆様方とキッチンなみえと称しまして給食の試食会を開催いたしました。

また、現在予定されているものとしては、地元住民の方々との交流の一環として、給食の試食会がございます。

今後、モデル的に取り上げられるまでのものを実践できるかどうかは分かりませんが、施設利用方法として可能な範囲で、また、学校行事との兼ね合いをみながら、出来る範囲で利用の方法を検討してまいりたいと考えております。

**○議長（紺野榮重君）** 教育長。

**○教育長（畠山熙一郎君）** （3）の平成29年度以降の学校配置の考え方に関しまして、従来の学校再開と異なる新たな学校の位置づけの工夫についてのご質問にお答えします。

平成28年度に浪江町町立学校に係る検討委員会からの答申において、従来の学校再開と異なる新たな学校の位置づけの工夫という提案をいただきました。

具体的には、従来の学区にとらわれず、町内全域を学区とすること。さらに、小中が一緒に学べる環境をつくり、将来的には小・中一貫教育を目指すこと。こういったところが主なところでございまして、これに地域と支え合い、地域とともに歩む学校とする。これらのことが加わってございます。こういった考えに基づいた学校づくりを進めるために、平成29年度には住民の皆様方にも参加していただきまして、浪江町学校教育復興推進協議会を設置しまして、そこでの話し合いを踏まえながら、新設校開設の準備を進める中で町内全域を学区とする新しい学校への関心と理解を深め、かかわりをもっていただく方策として、学校の名前や校章のデザインなどを公募して決定したこともございました。

今後は、町内全域を学区としていることへの理解をさらに深めていただきながら、町民の方々のかかわりを大切にすることで、町の復興や周辺市町村等の状況変化に伴って、町の内外から児童生徒を迎え入れ、教育の充実を図ってまいりたい、このように考えてございます。

次に、町民と学校のかかわりの取り組みについてでございますが、地域住民の方々が発関与・協働できる学校づくりとしましては、地域と学校が知恵と力を出し合って学校づくりを進める、なみえ創成型コミュニティスクールを将来的に目指すことを軸に進めてまいります。

この取り組みでは、学校と地域の方々やNPO等との連携によりまして、学校の教育力を幅が広くて力強いものにし、ふるさと学習や町外の子どもの交流を充実させたり、子ども達の幅広い意味での学力等の向上を図ってまいります。

現状は、なみえ創成型コミュニティスクールの準備段階にございまして、例えば、5月下旬に地域住民の方々と児童・生徒が共に花壇へ花を植えるといった、住民の方々と活動を組み入れる教育活動を行っておりますので、このような活動を、これから様々に工夫しながら体制づくりを進めていきたいと、こんな考えでございます。

次に、避難生活を続ける浪江町児童生徒とのつながりを持たせる取り組みについてでございますが、広報なみえや各種町ホームページ等を通じまして、町立小・中学校の様子を伝えるとともに、心のケアや各種支援に関する情報提供を行ってまいりました。

また、子ども同士の交流事業や浪江町に関する体験を共有するためのセカンドスクールといった事業を実施しておりますが、今後は、これまでの経験、実績を生かしながら、より効果的なものとなるように内容を検討して進めてまいります。

さらに、平成29年度には、児童・生徒に対し、修学に関する意向確認を行いました。その設問の中に現状での困りごとなどを記載いただく項目を設けました。記載事項で特に必要な方については、連絡をとらせていただいて、ケアを行う等の取組みをしたところでしたが、今年度も、同様の設問を設けた調査を間もなく行う予定であります。

**○議長（紺野榮重君）** 介護福祉課長。

**○介護福祉課長（木村順一君）** 介護福祉行政についての①増加する介護認定の今後の対策についてお答えいたします。

東日本大震災の発生から1年後の要支援・要介護の認定者数を見ますと、要支援1から要介護4までのすべてにおいて急激な増加が見られました。

これは、避難により生活環境が急に変ってしまったことによる影響と思われ。そして、避難生活が経つにつれて、最近では要介護1、2の方が増加してきており、これは、避難先の環境に慣れてきてはいるものの、その生活の中で生活不活発による筋力低下、ストレスや閉じこもり、認知機能の低下などによる影響が出てきていると考えられます。

対応としましては、今現在も介護保険サービスの利用者負担は、原則免除の措置が取られていることから、介護保険サービスや介護予防サービスを利用して状況が悪化しないようにしていただき、自

立した生活の継続を支援していきたいと考えております。

次に、②介護保険料の町の認識についてお答えいたします。

要支援・要介護認定者が増加することで、介護サービスの利用の増加、さらには介護給付費も増加しております。浪江町より上位の自治体を見ましても、5位までに双葉郡で4町村が入るなど、長期の避難生活の影響が大きく出ており、同じような状況であると認識しております。

介護保険料と介護サービスの利用者負担については、国からの補助金により一部の方を除いて免除となっております。ますます状況が悪化していることから、今後も継続できるように国に要望してまいります。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（居村 勲君） 大きな3番、家賃賠償手続きについて。

①家賃助成金請求を求める対象の方の人数把握は、についてお答えいたします。

今年4月以降、県内の応急仮設住宅から復興住宅等に転居され、新たに家賃が発生した件数は、平成30年5月28日現在で、建設型では71件中32件、みなし型では72件中26件となっております。

次に、②対象世帯とならない方への今後の対応についてお答えをいたします。

4月以降、復興住宅等への入居により家賃が発生した場合について、家賃賠償世帯と同様に家賃等の支援が受けられるよう、他の自治体とともに、機会があるごとに要請してまいりました。

その結果、今般、先月5月31日付で、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に応急仮設住宅から民間賃貸住宅等へ転居した世帯を新たに家賃等支援の対称とすることが、県より発表がされました。

手続き等の詳細等につきましては、6月末を目途に公表し、8月上旬に申請受付を開始する予定ということでございます。

次に、③高齢者の申請書類作成のサポート体制についてお答えをいたします。

現在、家賃支援に係るコールセンターを県が設置し、すでに対応は始まっているところではありますが、電話対応だけでは不十分であるとの思いから、説明会の実施や窓口の設置、個別対応、提出書類の簡素化等について、県に対し要望をしているところでございます。

町といたしましても、申請者の負担を軽減できるよう、窓口対応や電話相談等、できる限り支援してまいります。

次に、④家賃の問い合わせ件数についてお答えいたします。

問合せについては、家賃支援制度の詳細や手続きの仕方、家賃賠償が終わることでの代替制度の有無等について、50件程度寄せられております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 大きい4番、窓口業務について。①ワンストップサービス導入の考えは。についてのご質問にお答えします。

ワンストップサービス導入についてであります。町としても、町民の視点に寄り添った、窓口の利便性の向上を図る必要性については認識しております。ただ、一元化した窓口業務を所管させるための窓口の設置等については、庁舎のスペースの確保や、人員の確保等において制約があることから、現在は、住民課の窓口で可能な限り窓口案内をしているところでございます。

議員ご提案の新たな案内スタッフを確保する、または案内表示、案内板を整備するなどの方法もあるかと思っておりますので、どのような手法が良いか検討してまいります。

○議長（紺野榮重君） 1番、石井悠子君。

○1番（石井悠子君） 再質問をさせていただきます。介護福祉行政についてですが、3月定例会に文教厚生常任委員会の中で、介護医療について震災前より保険料が上がっているが、減免が終われば町民の負担が大きいのではないかの質問に対して、今後負担軽減のため、基金の取崩しや給付費、適正化を図るなどの対策を講じ、保険料の軽減に努めます、の回答をいただきました。軽減に努めるとは、どのような対策をお考えかお伺いいたします。

もう一つ、窓口業務についてです。浪江町本庁舎に来庁していただいた方が、職員に声をかけてもらえることで、声を自分からかけられない方が、声をかけられることで来庁を歓迎していただけると感じると思いますが、帰還促進に繋がることになるかと思っております。どうぞ前向きに考えていただきたいです。そして、先ほど住民課が窓口とおっしゃっていたかと思っておりますが、町民の方には、それがわからなくて住民課が混乱することがあったようなので、その辺も考えていただきたいです。お考えをお聞かせください。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 再質問の介護保険料の軽減の対策についてお答えいたします。

今後の対策としましては、3月定例会、文教厚生常任委員会で回答をいたしましたとおり、介護保険料を軽減するためには、介護給付費準備基金を取り崩して、財源を補填するという対策をとること

になります。

また、このような町の状況を町民にお伝えしながら、今後、要支援・要介護の状態にならないための介護予防の大切さについて普及させるとともに、そのような環境を作ることが重要だと考えております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 再質問にお答えします。様々な行政情報というのを、可能な限り職員間で共有いたしまして、たらい回しにならないような感じで案内できるように、窓口サービスの改善に努めてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 1番、石井悠子君。

○1番（石井悠子君） 以上で質問終わります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、1番、石井悠子君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。  
(午後 4時17分)

6 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )



平成30年浪江町議会6月定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成30年6月7日(木曜日)午前9時開議

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 請願・陳情の付託 |   |
| 日程第 2  | 承認第 1号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町一般会計補正予算(第9号))               |
| 日程第 3  | 承認第 2号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第2号)) |
| 日程第 4  | 承認第 3号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))       |
| 日程第 5  | 承認第 4号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算第4号))  |
| 日程第 6  | 承認第 5号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))        |
| 日程第 7  | 承認第 6号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))       |
| 日程第 8  | 承認第 7号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第5号))         |
| 日程第 9  | 承認第 8号   | 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算(第2号))        |
| 日程第 10 | 承認第 9号   | 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税条例等の一部を改正する条例の制定について)             |
| 日程第 11 | 承認第 10号  | 専決処分の承認を求めることについて(浪江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)        |
| 日程第 12 | 議案第 53号  | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に                                     |

		関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 5 4 号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 5 5 号	浪江町営大平山霊園条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 5 6 号	浪江町営住宅等集会所条例の一部改正について
日程第 1 6	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）
日程第 1 7	議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について（請戸地区水産加工団地造成工事）
日程第 1 8	議案第 5 9 号	工事請負契約の締結について（町道尻合大和久線道路災害復旧工事）
日程第 1 9	議案第 6 0 号	工事請負契約の締結について（町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事）
日程第 2 0	議案第 6 1 号	工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））
日程第 2 1	議案第 6 2 号	工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））
日程第 2 2	議案第 6 3 号	公有水面埋立てについて
日程第 2 3	議案第 6 4 号	土地の取得について
日程第 2 4	議案第 6 5 号	平成 3 0 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	同意第 1 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 6	報告第 1 号	平成 2 9 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
日程第 2 7	報告第 2 号	平成 2 9 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 2 8	報告第 3 号	平成 2 9 年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	宮口勝美君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------

書

記  
小 澤 亜希子

書

記  
鎌 田 典太朗

---

### ◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎請願・陳情の付託

○議長（紺野榮重君） 日程第1、請願、陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した請願1件、陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告願います。

---

### ◎承認第1号から議案第52号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町一般会計補正予算（第9号））から日程第28、報告第3号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、承認第1号から日程第28、報告第3号までを一括議題とします。

日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町一般会計補正予算（第9号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより、

平成29年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5289万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を457億3104万2000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、主な補正内容につきまして、予算書、事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをご覧いただきたいと思っております。まず、歳入でございます。款1町税、項1町民税119万5000円の減、これにつきましては、法人町民税滞納繰越分の減でございます。

次に、款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税1342万8000円の増、並びに項2地方揮発油譲与税545万6000円の増につきましては、交付額確定による増でございます。

続いて9ページ、款4配当割交付金137万1000円、交付額確定による増でございます。

次に、款5株式等譲渡所得割交付金196万3000円、並びに款7自動車取得税交付金1264万1000円、交付額確定による増でございます。

続いて10ページ、款9地方交付税2億2706万円の増につきましては、特別地方交付税の交付額確定による増で、内訳につきましては、通常算定分が5417万1000円の増、震災分が1億7288万9000円の増でございます。

次に、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金812万1000円の減につきましては、障がい者医療費ほか交付額の確定による社会福祉費国庫負担金の減でございます。

続いて11ページ、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、1億1188万2000円の減につきましては、主に福島再生加速化交付金1億1240万円の減で、既存工場敷地整備事業、飲料水等安全確保支援事業等の確定による減でございます。

続いて12ページ、項3委託金、目1総務費委託金1億8013万8000円の減につきましては、節3原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が、防犯カメラ賃借料、河川環境整備事業等の確定等による1億5261万5000円の減、節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金が防犯灯LED化工事の確定等による2752万3000円の減でございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金593万6000円の減につきましては、低所得者保険料軽減県負担金ほか交付額の確定による社会福祉費県負担金406万1000円の減、並びに災害救助費等県負担金187万5000円の減でございます。

続いて13ページ、項2 県補助金、目1 総務費県補助金7927万7000円の減につきましては、主に節2 避難地域復興拠点推進交付金が交流情報発信拠点施設整備事業の確定による921万5000円の増、節3 福島再生加速化交付金が町内サポートセンター運営費の財源変更等による8563万3000円の減でございます。同じく目2 民生費県補助金6356万7000円の増につきましては、地域包括ケアシステム構築推進事業補助金ほか交付額の確定による社会福祉費県補助金の増でございます。同じく目4 商工費県補助金194万6000円の減につきましては、プレミアム付商品券発行額の確定等による福島県事業再開帰還促進事業補助金の減でございます。同じく、目5 農林水産業費県補助金1233万4000円の減は、主に事業費の確定による営農再開支援事業補助金1222万8000円の減でございます。

続いて15ページ、款15 財産収入、項2 財産売却収入、目3 出資財産売却収入338万4000円の増につきましては、株式会社東遊記解散による残余財産分配金でございます。

次に、款16 寄附金150万円の増につきましては、廃棄物処理業者からの衛生費寄附金でございます。

次に、款17 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金2億3089万6000円の減につきましては、財源調整による繰り入れ減でございます。同じく、目2 浪江町復旧・復興基金繰入金5350万円の減につきましては、主に災害弔慰金や再開事業者光熱費等補助金の確定等による繰り入れ減でございます。同じく、目3 東日本大震災復興交付金基金繰入金4079万8000円の減につきましては、主に防集移転元用地取得費の確定等による繰り入れ減でございます。同じく、目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金2750万円の増につきましては、主に農業用排水施設整備事業に係る財源変更による繰り入れ増でございます。

続いて16ページ、款19 諸収入、項4 受託事業収入126万5000円の減につきましては、後期高齢者検診委託料の確定による広域連合受託事業収入の減でございます。

次に、項5 雑入1518万8000円の増につきましては、主にふるさと帰還通行カード発行事務費負担金1600万円の増でございます。

次に、歳出でございますが、17ページをご覧いただきたいと思えます。款2 総務費、項1 総務管理費、目2 文書広報費683万2000円の減につきましては、主に臨時事務補助員賃金239万5000円の減。タブレット修繕料119万8000円の減等、不用残の減でございます。同じく、目8 企画費2億2023万2000円の増につきましては、主に18ページに記載の浪江町復旧・復興基金積立金2億2000万円の増で、

震災復興特別交付税補助裏措置分の積み立て増でございます。

続いて18ページ、目9情報管理費、976万6000円の減につきましては、主にイントラネット構築業務委託料ほか委託料656万6000円の減、光ケーブル移設工事費100万円の減等、不用残の減でございます。

続いて19ページ、目15交通安全対策費、462万3000円の減につきましては、カーブミラー設置工事の確定による工事請負費の減でございます。

次に、項3戸籍住民基本台帳費260万円の減につきましては、通知カード個人番号カード関連事務費等交付金の確定による減でございます。

続いて20ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費381万4000円の減につきましては、主に事業費の確定による東日本大震災慰霊碑附帯工事費135万4000円の減。補装具給付費ほか扶助費不用残300万円の減等でございます。同じく、目2老人福祉費2535万1000円の減につきましては、主に、事業費の確定による一樹サポートセンター運営管理委託料ほか委託料2647万4000円の減でございます。

続いて21ページ、目7臨時福祉給付金事業費1232万6000円の増につきましては、事業費等の確定による臨時福祉給付金国庫返還金の増でございます。

次に、項3災害救助費、目1生活支援事業費1701万2000円の減につきましては、主に22ページに記載の被災者生活支援事業委託料ほか委託料812万6000円の減、交流会用バス借上料ほか使用料及び賃借料150万円等、不用残の減でございます。同じく、目2賠償支援事業費385万3000円の減につきましては、弁護士報償ほか不用残の減でございます。同じく、目3住家被害等認定調査費250万円の減につきましては、住家被害等認定調査委託料、不用残の減でございます。

続いて23ページ、目4災害救助援助対策費6850万円の減につきましては、災害障害見舞金ほか扶助費6500万円の減、災害援護貸付金350万円の減等、不用残の減でございます。

続いて24ページ、款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費2568万7000円の減につきましては、事業費の確定による井戸ボーリング工事2070万円の減、上水道事業補助金498万7000円の減でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目7地域農業活力再生支援事業835万3000円の減につきましては、主に地域営農再開ビジョ



ン策定支援業務委託料ほか委託料699万9000円の減ほか不用残の減でございます。

続いて25ページ、項2林業費750万円の減につきましては、主に有害鳥獣捕獲隊報償650万円の減ほか不用残の減でございます。

次に、項3水産業費350万円の減につきましては、事業費の確定による共同利用施設設計業務委託料ほか委託料の減でございます。

続いて26ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費1000万円の減につきましては、町内再開事業者等光熱費等補助金、不用残の減でございます。同じく、目7企業誘致促進費2210万5000円の減につきましては、主に事業費の確定による既存工場敷地環境整備委託料ほか委託料639万4000円の減、27ページに記載の敷地再整備工事、1476万5000円の減でございます。

続いて、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費2600万円の減につきましては、防犯灯LED化工事の確定による工事請負費の減でございます。同じく、目3道路新設改良費3535万6000円の減につきましては、町道請戸漁港小高瀬迫線ほか2路線整備に係る公有財産購入費、未執行残の減でございます。

続いて28ページ、項3河川費5400万円の減につきましては、事業費の確定による河川環境整備委託料の減でございます。

次に、項4都市計画費、目5防災集団移転促進事業費4508万3000円の減につきましては、防集移転元用地取得に係る公有財産購入費、未執行残の減でございます。同じく、目6まちづくり整備事業費550万円の減につきましては、空き家・空き地調査業務委託料250万円の減、住宅用再生可能エネルギー設備導入補助金300万円の減など不用残の減でございます。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費、2100万円の減につきましては、幾世橋住宅団地修繕料200万円の減、町営住宅入居者移転補償雑費ほか補償費1900万円の減等、不用残の減でございます。

続いて29ページ、目2復興公営住宅費280万円の減につきましては、事業費確定による幾世橋住宅団地集会所建築設計委託料の減でございます。

次に、款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費684万円の減につきましては、主に消防団員出動手当て及び町内パトロール等に係る費用弁償486万円の減ほか不用残の減でございます。同じく、目3消防施設費496万円の減につきましては、主に消防屯所等修繕料318万円の減、ポンプ自動車購入費108万円の減等、不用残の減でございます。同じく、目4防災対策費8866万6000円の減につきましては、主に30ページに記載の防災行政無線保守委託料ほか委託料

667万5000円の減、並びに防犯カメラシステム賃借料ほか使用料及び賃借料7549万1000円の減等、不用残の減でございます。

続いて31ページ、款10教育費、項2小学校費450万円の減につきましては、スクールバス運行委託料、不用残の減でございます。

次に、項2中学校費、目2教育振興費300万円の減につきましては、要保護及び準要保護生徒援助費、不用残の減でございます。

続いて32ページ、項4幼稚園費150万円の減につきましては、幼稚園就園奨励費、不用残の減でございます。

次に、項5社会教育費、目4文化財保護費1087万円の減につきましては、事業費の確定による埋蔵文化財試掘調査委託料の減でございます。

次に、項6保健体育費192万7000円の減につきましては、福島駅伝ほか各種大会選手出場旅費、不用残の減でございます。

続いて33ページ、款11災害救助費430万円の減につきましては、道路橋梁災害復旧工事に係る測量設計委託料ほか不用残の減でございます。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入の財産収入2000円、寄附金30万9000円を増額し、歳出の基金積立金31万3000円を増額、予備費2000円を減額したものでございます。

よろしくお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、専決処分の承認を求めるものであります。内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ703万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2982万5000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長(紺野榮重君) 詳細説明、健康保険課長。

○健康保険課長(掃部関久君) まず始めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金5278万2000円の増額は、国庫負担金の交付見込額によるものであります。

続きまして、目3特定健康診査等負担金53万9000円の増額は、国庫負担金の交付決定によるものであります。

続きまして、項2国庫補助金、目1財政調整交付金788万6000円の減額及び目4保険制度関係業務準備事業費補助金40万7000円の減額は、国庫補助金の交付決定によるものであります。

7ページをご覧ください。款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金290万2000円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるものであります。

続きまして、款6県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金5108万2000円の減額は、財政調整交付金の交付見込額によるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。9ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費618万7000円の減額は、一般被保険者の減少により減額するものであります。

続きまして、款9基金積立金、項1基金積立金、目1国保基金積立金85万6000円の増額は、国保給付費支払準備基金への積立金利子を計上しております。

なお、平成30年3月末の基金残高額は15億2522万8025円であります。

10ページをお開きください。最後に予備費として129万8000円を減額するものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(紺野榮重君) 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

- 副町長（宮口勝美君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）について専決処分の承認を求めるものであります。内容については、各事業費が確定したことにより、平成29年度予算の整理等を行ったものであり、歳出予算の総務費250万5000円を減額し、予備費250万5000円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

- 副町長（宮口勝美君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。内容については、下水道建設費等の事業確定により歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1690万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5651万1000円とするものであります。

歳入の主なものは、基金繰入金1449万1000円の減額、一般会計繰入金230万9000円を減額したものであります。

歳出の主なものは、下水道建設費992万3000円の減額、下水道維持管理費445万5000円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

- 議長（紺野榮重君） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

- 副町長（宮口勝美君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、農業集落排水維持管理費等の事業確定により歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ445万7000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を5536万4000円とするものであります。

歳入の主なものは、基金繰入金278万円を減額したものであります。

歳出の主なものは、農業集落排水維持管理費278万円を減額したものであります。

よろしく願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9044万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8474万7000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、介護福祉課長。

**○介護福祉課長（木村順一君）** それでは、まず始めに歳入の主なものについて、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。款1国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業費交付金45万2000円の減額及び目3災害臨時特例補助金1億68万8000円の減額、目4調整交付金1591万3000円の増額は、国庫補助金の交付決定によるものであります。

なお、災害臨時特例補助金については、減額幅が大きいのですが、こちらは、本年度の確定事務の際に精算する予定であります。次に、款3県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業費交付金22万6000円の減額は、県補助金の交付決定によるものであります。

次に、7ページをご覧ください。款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金352万5000円の増額及び目4地域支援事業費繰入金22万6000円の減額、目5その他一般会計繰入金222万6000円の減額は、今回の歳出補正に伴いまして、それぞれ一般会計から繰り入れするものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費222万6000円の減額は、職員の給与及び共済費を不用残

として減額するものであります。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目2 地域密着型介護サービス給付費1800万円の増額、目3 施設介護サービス給付費900万円の増額、目5 居宅介護住宅改修費50万円の増額及び項2 介護予防サービス等諸費、目2 地域密着型介護予防サービス給付費70万円の増額は、それぞれのサービスにおいて、利用者の増加が見込まれたため、介護給付費を増額するものであります。

9 ページをご覧ください。款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業費、目2 任意事業費115万8000円の減額は、成年後見制度利用支援事業に係る事業費の不用残により減額するものであります。款4 諸支出金、項2 保健福祉事業費、目1 利用者負担軽減支援事業費2100万円の減額は、支出見込みにより減額するものであります。款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金5431万1000円の減額及び款6 予備費3995万4000円の減額は、当事業会計歳入歳出の状況により、介護給付費等に充当したことにより減額するものであります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第9、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第2号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、財産区管理委員の改選に伴い必要となった平成29年度予算の整理等を行ったものであります。

よろしくお願いいたします。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第10、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴い、浪江町税条例等の一部改正をするものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第9号について、ご説明申し上げます。承認第9号資料に沿ってご説明申し上げますので、ご準備をお願いいたします。

1 ページをご覧ください。承認第9号資料の全体の構成の表をご覧ください。表の左側の欄から順に今回改正される条例、被改正例規、改正がある条、浪江町税条例等の一部を改正する条例の各条建てとの関係を表に表したものでございます。本改正条例の条に対し、どの例規の何条を改正するのかを丸印で示したものでございます。第1条として、浪江町税条例の一部を改正するものでございまして、町民税、法人町民税、町たばこ税、固定資産税、特別土地保有税についての改正でございます。第2条から第5条は、条例改正後のさらなる改正となります。第2条は、たばこ税の改正及び固定資産税の条ずれの改正です。第3条、第4条、第5条は、町たばこ税の改正です。第6条は、平成27年の浪江町税条例の一部改正条例の一部改正となります。これも、町たばこ税の改正でございます。

このように、税率の段階的な引き上げ等の被改正例規の特定の条に複数回改正することの必要があるため、それぞれの一部改正を条建てで行い、6条建てとなりましたので、新旧対照表も六つございます。第1条による改正の新旧対照表は7ページから37ページまで、第2条による改正は38ページ、39ページ、第3条による改正は40ページ、41ページ、第4条による改正は42ページ、43ページ、第5条による改正は44ページから46ページ、第6条による改正は47ページから49ページとなっております。

なお、関連する改正につきましては、一括してご説明をいたします。また、法改正等に伴う条項ずれによる改正及び字句の改正につきましては、説明を省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承ください。

2 ページをお開きいただきたいと思います。まず、浪江町税条例の一部改正でございます。特にお断りしない限りは、第1条による改正ですが、関連する部分については、第2条から第5条の改正も合わせてご説明申し上げます。町民税の改正になります。第24条第1項、第2項、附則第5条の改正は、給与所得控除、公的年金控除を10万円引き上げるとともに、基礎控除を同額の10万円引き上げることに伴いまして、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件について、現行の125万円以上を135万円以下とするものでございます。

また、均等割非課税限度額、所得割非課税限度額をそれぞれ10万円引き上げるもので、平成33年1月1日から施行となります。参考といたしまして、個人住民税の基礎控除額が現行の33万円から43万円に改正されるものでございます。

次に、第34条の2、第34条の6の改正は、基礎控除に2500万円以下の所得要件を創設するもので、創設に伴い、調整控除も2500万円以下とするものでございます。次に、第36条の2第1項の改正は、年金所得に係る配偶者特別控除において、所得で新設された源泉控除対象配偶者の適用を受けた場合は、住民税においても確定申告不要とするものでございます。

次に、第48条第2項、第3項、こちらは、法人町民税の改正でございます。海外の租税回避地、いわゆるタックスヘイブンへの子会社設立などによる租税負担の不当な軽減に対応するため、国税において諸制度が整備されたことに伴い、外国子会社が支払った税について、法人税などから控除しきれなかった分を法人町民税から控除するというものでございます。

3ページをお開きください。次に、第48条第10項から第12項の改正でございます。資本金1億円以上の法人等の法人町民税の申告について、電子申告を義務化するものでございます。

次に、第52条第2項、第3項、第5項、第6項、法人町民税の納期限が延長された場合の延滞金の規定に係る改正でございます。法人町民税の申告後に減額更正がなされ、その後、さらに増額更正等があった場合に、増額更正等により納付すべき税のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算するものとしてございます。

また、確定申告書提出後、1年以上経ってから修正申告をした場合及び納期限が延長された場合の計算規定についても、これを適用するものでございます。

次に、たばこ税に関する改正です。第92条でございますが、これは、町たばこ税に製造たばこの区分を新たに創設するものであります。次に、第93条の2、加熱式たばこについて、製造たばことみなすこととするものです。

4ページをお開きください。第94条第3項でございますが、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方式について、現在は、重量を紙巻きたばこに換算する方式ですが、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式へと変更するものです。これは、平成30年10月1日から5年間かけ、5分の1ずつ段階的に移行いたします。次に、第95条でございますが、町たばこ税の税率を平成30年10月1日から



平成33年10月1日までの3段階で引き上げを行うものでございます。たばこ税の改正については、年度ごとに1000本当たりの改正の表に記載させていただいております。現行の5262円が平成30年10月1日からは5692円と改正となり、430円の増額。それ以降についても、同様の増額となります。平成32年10月1日からは6122円、平成33年10月1日からは6552円に改正されることとなります。

なお、引き上げの税率については、国及び地方たばこ税率に一本当たり3円の引き上げとなりますが、消費者、小売店等への影響に配慮しまして、平成30年10月1日から一本当たり1円、一箱当たり20円ずつ3回に分け、段階的に実施するものでございます。ただいまご説明申し上げました、たばこ税の税率改正を表に表したものでございます。

また、旧三級品や手持ち品課税につきましては、後ほど、第6条による改正の平成27年の改正条例の附則の改正のところで、今回の改正附則のところが出てくるものですが、ここで、合わせてご説明申し上げます。表の上側から横の行ごとに1行ずつご説明してまいります。まず1行目、一般品のたばこにつきましては、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日にそれぞれ段階的に引き上げとなります。1000本当たりの税率は、ご覧のとおりとなっております。次に、2行目の旧三級品、わかばやエコーなどの6銘柄がございしますが、こちらは、平成27年の改正で特例税率の廃止が決まっていたものでございます。この特例税率廃止による引き上げの時期が今回、半年延長となり、平成30年10月1日となりました。また、その税率についても、特例廃止により、一般品と同じ税率となるものですが、一般品の税率改正が先ほど1行目でご説明したように、その1年前にありますので、その分、引き上げ額も加算されているものです。次に、3行目の手持ち品課税についてでございます。税率引き上げ時に生ずる小売業者の仕入れと販売の税率差について、益税とならないように手持ち品に課税を行うものですが、一般品、旧三級品のそれぞれの引き上げ時期に引き上げられた額が手持ち品課税されることとなります。

次に、最後の行ですが、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方式について、重量のみによるものから、重量と価格によるものへ変更となりますが、5分の1ずつ段階的に移行するものでございます。このように冒頭で説明いたしましたが、税率が段階的に引き上げとなることなどから、施行日も異なるため、今回の6条立ての改正となっております。

5ページをお開きください。固定資産税に関する改正でございま

す。附則第10条の2でございますが、固定資産税において、公共料金の抑制、公害対策の充実等の政策的見地から固定資産税の負担が大きな障害とならないよう課税標準の特例が設けられているものでございます。特例の割合は、いずれも地方税法の参酌基準の割合で規定してございます。

次に、附則第10条の3、第11項でございます。バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税について、3分の1を2年度分減額する措置が平成32年3月11日まで講じられたことにより、規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございます。

次に、附則第11条の2でございますが、固定資産税において、評価替年度の翌年度及び翌々年度の地価が下落し、地区内で著しく均衡を失う場合は、固定資産税の課税標準を修正可能とする特例の延長でございます。

次に、附則第12条、附則第13条でございます。固定資産税の宅地及び農地等に係る負担調整措置を3年延長するものでございます。

次に、附則第15条でございますが、特別土地保有税の課税の特例を3年間延長するものです。

6ページをお開きください。6条による改正でございますが、平成27年9月定例会で可決いただきました平成27年の浪江町税条例の一部を改正する条例の一部改正となります。町たばこ税についてでございます。

内容としましては、先ほどご説明申し上げた内容となりますが、旧三級品の平成27年改正での特例税率廃止における経過措置について、経過措置の期限を平成31年3月31日から平成31年9月30日まで延長することにより、特例税率の廃止が平成31年9月30日となるものでございます。また、これにより、特例税率廃止に伴う、手持ち品課税につきましても、仕入れ期間を平成31年10月1日前のものまで、申告期限を平成31年10月31日まで及び納付期限を平成32年3月31日まで延長になるとともに、一般品と同じ税率まで引き上げるため、引き上げ額を1692円に改正するものでございます。今回の改正条例の附則では、まず施行日を規定しております。また、町民税、固定資産税、町たばこ税に関する経過措置を規定しており、さらに、たばこ税の手持ち品課税を行う規定、並びにその経過措置を規定しております。施行日でございますが、この改正は、平成30年4月1日から原則的な施行となります。一部の規定は、平成30年10月1日、平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月

1日、平成34年10月1日から施行することとなっております。

なお、資料の2ページから5ページの各改正条の右側にそれぞれの施行日を記載させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第11、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等が改正されたことに伴い、浪江町国民健康保険税条例の一部改正をするものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、承認第10号資料によりご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことにより、浪江町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容をご説明いたします。

1点目は、第2条第2項及び第23条、課税限度額の引き上げでございます。医療分について、現行の54万円を58万円に引き上げとさせていただくものでございます。

2点目は、第23条でございますが、軽減判定所得基準額の5割軽減及び2割軽減の世帯の基準を拡充する改正でございます。浪江町国民健康保険税の応益割部分、加入者一人当たり負担額の均等割額及び一世帯当たり負担額の平等割額について、一定の所得以下の方については、減額するという制度でございます。

まず、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を現行の27万円から27万5000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を現行の49万円から50万円に引き上げるものでございます。

2ページをお開き願います。3点目でございますが、第24条の3第2項ですが、これは字句の改正となります。施行日でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行となります。この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以

後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第53号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第53号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、教育次長。

○教育次長（柴野一志君） それでは、議案第53号資料を基に説明させていただきます。

1 ページをお開きください。始めに趣旨でございます。家庭的保育等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準について所要の改正をするものでございます。

2 ページをお開きください。第6条の改正事項でございますが、第2項を追加しております。家庭的保育事業者等につきましては、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われること等のために保育内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿の設定の三つの事項について連携協力を行う保育所、認定こども園等、いわゆる連携施設を確保して実施することとしているところでございます。このうち代替保育の提供については、第2項第1号及び第2号の要件を満たす場合において、保育所、認定こども園以外の事業者から確保できるという例外規定を、本改正により設けたものでございます。

1号につきましては、家庭的保育事業者と連携協力を行う者の間で代替保育にかかわるそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確にされていること。

2号につきましては、連携協力を行う者が代替保育を行うことにより、本来の業務に支障がないようにするための措置が講じられていることとしております。

次に、3ページに移ります。第16条の改正ですが、家庭的保育事業等を行う場合、食事は、自園調理を義務づけておりますが、今回、

第2項第4号に家庭的保育事業者等に食事の搬入を行うことができる施設として、連携施設とされている保育所や認定こども園等が調理業務を受託している事業者のうち、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分認識し、衛生面や栄養面等に適切に遂行できる能力があると定められた事項に適切に応じることができると市町村が認めるものである場合について、搬入できる施設として追加しております。

4ページをお開きください。附則第2条ですが、第2項を追加しております。家庭的保育事業者に義務づけをしている自園調理、調理設備の設置、それから調理員の配置について、家庭的保育事業者の認可を受けた施設については、設置を必要としないこととする経過措置を設けるものであります。施行期日となりますけれども、公布の日から施行するものであります。

最後に、本改正の対象となる事業者であります家庭的保育事業者等につきましては、現在のところ、浪江町内には事業を行っている者はありませんが、本条例が整備されておりますので、基準となります厚生労働省の改正に伴い、速やかに改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、浪江町国民健康保険税条例の一部改正をするものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第54号資料によりご説明申し上げます。

主な改正内容ですが、第2条、課税額の定義の変更でございます。国民健康保険事業の都道府県単位化に係る規定の整備となります。地方税法施行令等の一部改正に基づき、国民健康保険税の課税目的が、これまでの国民健康保険事業に要する費用等に充てるために課するものから国民健康保険事業費納付金に要する費用に充てるために課するものに改正されたことに伴い、規定の整備を行うものでござ

ざいます。

次に、第2条第2項から第9条の3、資産割の廃止及び税率の変更をする改正でございませう。これは、国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県に変更となることに伴い、平成30年度から国民健康保険税の賦課方式を福島県が示した標準的な算定方式、3方式に変更する改正を行うものです。これまで、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの所得割額、資産割額、均等割額、平等割額を合計して税率を算定する4方式による算定方式を採用しておりましたが、平成30年度から資産割を廃止し、所得割額、平等割額、均等割額を合計して算出する3方式に変更するというものでございませう。

資料2ページをお開き願います。これに伴う税率の見直しでございませうが、まず、基礎課税分でございませうが、所得割額を現行の8%から7.8%に引き下げ、均等割額を現行の2万7000円から2万5000円に引き下げ、平等割額を現行の2万3500円から2万2000円に引き下げ、資産割額を廃止とするものです。

次に、後期高齢者支援金等分ですが、所得割額を現行の3.15%から3%に引き下げ、均等割額を現行の1万600円から9500円に引き下げ、平等割額を現行の9400円から8500円に引き下げ、資産割額を廃止とするものです。

次に、介護納付金分ですが、所得割額を現行の3.15%から3%に引き下げ、均等割額を現行の1万4700円から1万1600円に引き下げ、平等割額を8400円から6600円に引き下げ、資産割額は廃止とするものです。

なお、2ページの表にはございませうが、条文の中で詳細な部分としましては、特定世帯及び特定継続世帯の均等割額及び、平等割額につきましては、それぞれの軽減に応じた額で改正をしようとするものでございませう。

次に、3ページをご覧ください。第23条、国民健康保険税の減額の改正でございませうが、均等割額、平等割額の7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減する額につきまして、先ほど申し上げた額にそれぞれ7割、5割、2割の率を乗じた額として改正するものでございませう。

附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日からと定めるものでございませう。

なお、条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること

となります。

説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第55号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第55号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町営大平山霊園の設置及び管理の方法等について変更するため、浪江町営大平山霊園条例の一部を改正するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案第55号資料をご覧ください。

2の主な内容、第1条の趣旨、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により被災した方が使用対象でありましたが、津波被災の要件を外し、広く浪江町民が使用できるように改正するものであります。施行期日は、平成30年9月1日からであります。対照表をご覧ください。第1条中「に伴う津波」を削り、「被災し、当該地域において墓地の設置が困難な者」を「被災した者」に改めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、議案第56号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第56号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地集会所の供用開始及び平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により半壊の被害を受けた公営住宅集会所について用途を廃止するため、所要の改正を行うものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、議案第56号資料によりご説明をいたします。

2の主な内容でございます。第2条、名称及び位置について、幾世橋住宅団地集会所の名称及び位置について追加をいたします。続きまして、解体予定であります中上ノ原公営住宅集会所及び酒田公営住宅集会所について削除をいたします。新旧対照表をご覧ください。右側の旧の方でございます。第2条の表中、中上ノ原公営住宅

集会所と酒田公営住宅集会所について削除をいたしまして、新の方をご覧ください。こちらに幾世橋集合住宅集会所の下に幾世橋住宅団地集会所を追加いたします。

施行期日につきましては、平成30年8月1日から施行するものがあります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第16、議案第57号 工事請負契約の締結について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第57号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった有限会社浪江電設 代表取締役 阿部雅彦と契約するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 本事業でございますが、再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業補助金を活用して、いこいの村なみえに太陽光発電設備を設置するものとなります。では、議案でご説明申し上げます。

契約の目的でございますが、いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事、工事箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額7992万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額592万円。

契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地有限会社浪江電設 代表取締役 阿部雅彦。

工期、議会の議決を得た日から平成30年12月26日までとなっております。

議案第57号資料の図面をご覧ください。いこいの村なみえの北側、コテージ棟の敷地付近の図面となっております。コテージ棟の西側の空き地に赤枠で囲んでいるところがありますが、ここに太陽光パネルを設置いたします。

数量につきましては、285Wのパネルを108枚設置しまして、計30



kWの発電設備となります。また、管理棟、青枠で囲んでありますが、こちらに蓄電池を2基、計33kW/hの設備を整備するものとなります。黄色の枠が電力の使用場所でございます。発電した電気は、コテージ棟、また管理棟に供給することとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、議案第58号 工事請負契約の締結について（請戸地区水産加工団地造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第58号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、請戸地区水産加工団地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明申し上げます。

契約の目的、請戸地区水産加工団地造成工事。

施行箇所、浪江町大字請戸字古川地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、16億5240万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1億2240万円。

契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

工期、議会の議決を得た日から平成31年12月25日。

資料1をご覧ください。場所については、浜街道と高瀬から請戸に抜ける町道堀内新町線の交差点の北東部の角に当たります。面積は3.8haでございます。資料2として、平面図を付けておりますのでご覧ください。

以上、よろしく申し上げます。

---

○議長（紺野榮重君） ここで10時30分まで休憩します。

（午前10時15分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前10時30分）

---

○議長（紺野榮重君）　ここで、住民課長から訂正の申し出があります。  
これを許可しますので、ご了承を願います。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君）　先ほど、承認第9号の説明の中で、訂正したい箇所がございますので、まず、第9号資料2ページの第24条第1項、第2項、附則第5条の説明におきまして、給与所得控除、公的年金控除を10万円引き上げる改正と申し上げましたが、10万円引き下げる改正の誤りでございます。

それから、個人住民税非課税の前年所得額について、現行を125万円以上と申し上げましたが、125万円以下の誤りでございます。資料の5ページですが、附則第10条の3第11項の説明におきまして、新たに設けられた減税措置の期限が、平成32年3月11日と申し上げましたが、平成32年3月31日の誤りでございます。

よろしくお願いいたします。

[何事か呼ぶ者あり]

---

○議長（紺野榮重君）　休議します。

（午前10時32分）

---

○議長（紺野榮重君）　再開します。

（午前10時33分）

---

○議長（紺野榮重君）　日程第18、議案第59号　工事請負契約の締結について（町道尻合大和久線道路災害復旧工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君）　議案第59号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道尻合大和久線道路災害復旧工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社　代表取締役　鈴木仁根と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君）　詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君）　議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、町道尻合大和久線道路災害復旧工事。

2、施工箇所、浪江町大字下津島字大和久地内。  
3、契約の方法、指名競争入札。  
4、契約金額、5616万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額416万円。

5、契約の相手方、浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年2月28日。

資料をご覧ください。A3、5枚刷りの資料となっております。工事数量について申し上げます。施行延長1254.7m、幅員3.45から7.5m、表層工8011.8㎡、上層路盤工2464㎡。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

**○議長（紺野榮重君）** 日程第19、議案第60号 工事請負契約の締結について（町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 議案第60号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

**○議長（紺野榮重君）** 詳細説明、まちづくり整備課長。

**○まちづくり整備課長（三瓶徳久君）** 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事。  
2、施工箇所、浪江町大字小野田字堂前地内。  
3、契約の方法、指名競争入札。  
4、契約金額、7776万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額576万円。

5、契約の相手方、浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社 代表取締役 鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年2月28日。

議案第60号資料をご覧ください。

工事の主なものをご説明いたします。施行延長は361.7m、幅員が3.15mから7.59m、表層工1813.1㎡、上層路盤工1220.1㎡、グラウンドアンカー工34本、吹きつけ法枠683.8m。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第20、議案第61号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第61号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による、指名競争入札により、落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字北迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億1860万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2360万円。

5、契約の相手方、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2 横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年11月30日。

資料をご覧ください。工事の数量についてご説明いたします。

道路改築工事としまして延長は234.5m、道路幅員は車道が7.5m、歩道が3.5m、切土工が3144㎡、盛土工が3万1388.6㎡、表層工が989.7㎡。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第21、議案第62号 工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第62号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者

となった株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書により説明いたします。

1、契約の目的、町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字北迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億2400万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2400万円。

5、契約の相手方、浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から平成31年11月30日。議案第62号資料をご覧ください。道路改築工事施工延長が347m、切土工が3万5762.6m<sup>3</sup>、盛土工が1万5361.6m<sup>3</sup>、表層工が2876.1m<sup>2</sup>であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第22、議案第63号 公有水面埋立てについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第63号 公有水面埋立てについてご説明いたします。

本案は、公有水面の埋立てに関し、福島県知事から意見を求められ、これに同意したいので、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明申し上げます。

1、埋立て工事施工者、福島県福島市杉妻町2番16号、福島県知事 内堀雅雄。

2、埋立ての場所及び面積、福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保53番地、110番地、88番地、同大字請戸字川原71番地、72番地及び73番地の地先、公有水面2万9273.64m<sup>2</sup>。

3、埋立地の用途、漁港機能施設用地、工作物用地。資料をご覧ください。場所は、請戸漁港の旧港の部分に当たります。図面にあ

りますように、第1工区、第2工区に分けて施工する予定となっております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 日程第23、議案第64号 土地の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第64号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧ください。取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり、福島県双葉郡浪江町大字棚塩字穴田33番地ほか7筆、合計5971.37㎡。取得予定価格は1380万4117円。

取得の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字棚塩字町田96番地、安倍正義氏でございます。

なお、別紙資料としまして、土地取得予定箇所を表示した平面位置図と裏面に現在までの買取状況一覧を付けてございますので、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第24、議案第65号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 議案第65号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7198万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を334億1698万7000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、主な内容につきまして、予算書、事項別明細書によりご説明いたします。

8 ページをご覧くださいと思います。まず、歳入でございます。

款9 地方交付税、項1 地方交付税 1 億6304万1000円の増。これにつきましては、主にため池放射性物質対策工事や小熊田・宮田線改築工事施工等に伴う特別地方交付税補助裏措置分の増でございます。

次に、款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金 5 億1905万5000円の増。これにつきましては、ため池放射性物質対策工事や小熊田・宮田線改築工事施工に伴う、福島再生加速化交付金 4 億7134万1000円の増、並びに泉田川ふ化施設等測量設計業務に伴う、東日本大震災復興交付金4771万4000円の増でございます。

次に、款14 県支出金、項3 委託金、目2 教育費委託金250万円の増につきましては、小中学校教育カリキュラム充実支援等に係る福島県教育復興推進事業委託金の増でございます。

続いて9 ページ、款16 寄附金、項1 寄附金、目5 労働費寄附金 200万円の増につきましては、食料品メーカーによるいこいの村なみえ事業への寄附金でございます。

次に、款17 繰入金、項2 基金繰入金、目2 浪江町復旧・復興基金繰入金462万7000円の減につきましては、主に水産共同利用施設建設工事施工に伴う繰入れ増、請戸住宅団地整備事業継続費設定に伴う繰り入れ減などによるものでございます。同じく、目3 東日本大震災復興交付金基金繰入金302万6000円の増につきましては、主に復旧・復興基金同様、水産共同利用施設建設工事施工に伴う繰り入れ増、請戸住宅団地整備事業継続費設定に伴う繰り入れ減などによるものでございます。同じく、目8 浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金 2 億1312万1000円の減につきましては、主に請戸住宅団地整備事業継続費設定に伴う繰り入れ減でございます。

次に歳出でございます。10 ページをご覧くださいと思います。

まず、款2 総務費、項1 総務管理費、目7 企画費 3 億488万9000 円の増につきましては、主に積立金 3 億327万8000円の増で、浪江町復旧・復興基金積立金6100万9000円の増につきましては、小熊田・宮田線改築工事、泉田川ふ化施設等測量設計業務等に係る補助裏特交措置分の積み立て増でございます。東日本大震災復興交付金基金積立金4771万4000円の増は、泉田川ふ化施設等測量設計業務に係る震災復興交付金の積み立て増、浪江町帰還環境整備交付金基金積立金 1 億9455万5000円の増は、小熊田・宮田線改築工事等に係る福島再生加速化交付金の積み立て増でございます。

続いて11 ページ、款3 民生費、項3 災害救助費、目3 住宅被害等

認定調査費525万円の増につきましては、帰還困難区域内特定復興再生拠点区域を対象といたします、住家被害等認定調査委託料の増でございます。

次に、款5労働費、項1労働諸費200万円の増につきましては、主に野外ベンチなど、いこいの村なみえ備品購入費の増でございます。

続いて12ページ、款6農林水産業費、項2農業土木費、目1農地保全管理費2億662万2000円の増につきましては、ため池放射性物質詳細調査委託料306万6000円の増、対策工事費2億301万6000円の増でございます。

次に、項4水産業費、目1水産振興費2億1369万7000円の増につきましては、主に水産共同利用施設施工監理業務委託料ほか委託料6577万7000円の増、水産共同利用施設上架施設整備等に係る工事請負費1億3772万円の増などによるものでございます。

続いて13ページ、款8土木費、項4都市計画費、目3公園費776万9000円の増につきましては、丈六公園整備に係る基本構想策定業務委託料の増でございます。

次に、項5住宅費、目2復興公営住宅費4億3170万円の減につきましては、請戸住宅団地整備事業について継続費設定に伴い、次年度に係る施工監理業務委託料及び造成工事費を減額するものでございます。

続いて14ページ、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費300万円の増につきましては、なみえ創成小・中学校校歌作成委託料の増でございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費1億3000万円の増につきましては、なみえ創成小・中学校クラブハウス新築工事施工監理業務委託料446万円の増、新築工事費1億2554万円の増でございます。

続いて15ページ、項5社会教育費、目1社会教育総務費3442万9000円の増につきましては、図書館、公民館などとして利用再開を計画しておりますコスモス保育園整備並びにふれあいセンター浪江運動公園整備等に係る地域公共施設整備事業計画策定業務委託料の増でございます。

最後に、款14予備費893万4000円の減は、財源調整による補正減でございます。

続いて5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費の追加でございます。表に記載の3事業につきましては、その履行に複数年を要するため、継続費として事業費総額及び年割額を定めるものでございます。まず、事業名、水産加工団



地造成工事施工監理業務、事業費総額701万7000円について、平成31年度までの2カ年事業として年割額を定めるものでございます。以下記載の2事業についても、同様に平成31年度までの2カ年事業として事業費総額、年割額を定めるものでございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第25、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 同意第1号 農業委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、農業委員会委員の任期が、平成30年7月7日で任期満了となることから、新たな農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

今回、同意を求める農業委員会委員については、若月芳則氏、中野弘寿氏、宮田芳信氏、小澤英之氏、佐々木茂夫氏、岡洋子氏、山本幸一郎氏、石井絹江氏、前田一石氏、柴野正夫氏、原田良一氏、今野美智雄氏の12名の方であり、長年に渡る農業経営の実績又豊富な経験及び知識等を有することから適任であり、農業委員会委員に任命したいと考えておりますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第26、報告第1号 平成29年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 報告第1号 平成29年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成29年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した、継続費に係る予算の繰越について、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、継続費、2枚目にございます繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午前 11時00分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 11時00分）

---

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、繰越計算書をご覧くださいと思います。事業名、水産共同利用施設電気設備工事、金額5594万円、全額を翌年度へ繰り越すものでございます。この事業は、平成29年度、平成30年度の2カ年工事として継続費を設定し、現在、施工中でございますが、工事の進捗状況から平成29年度の支払いが発生しなかったため、平成30年度へ繰り越すものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第27、報告第2号 平成29年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 報告第2号 平成29年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成29年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

繰越明許費繰越計算書をご覧くださいと思います。まず、事業名、携帯電話等エリア整備支援事業、繰越設定額、1億5953万1000円、うち翌年度繰越額1億5872万1000円。

主な内容は、設計監理委託料及び工事請負費等でございます。

次に、北産業団地整備事業、金額3億8492万6000円、繰越額3億8297万2000円。内容は埋蔵文化財調査委託料等でございます。

次に、棚塩産業団地整備事業、金額20億4167万6000円、繰越額20億896万4680円。内容は棚塩産業団地整備業務委託料でございます。

次に、幾世橋住宅団地集会所整備事業、金額4341万8000円、繰越額4241万4000円。内容は集会所建築工事費等でございます。

次に、道路橋梁施設災害復旧事業、金額5162万円、全額繰り越し

いたします。内容は災害・復旧工事費等でございます。

最後に、棚塩揚水機場ほか災害・復旧事業、金額1831万円、全額繰り越しでございます。内容は災害・復旧工事費でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第28、報告第3号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 報告第3号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成29年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した、繰越明許費に係る予算の繰越について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名、下水道災害復旧事業、内容は樋渡地区ほかの公共下水道災害復旧事業費です。金額が1億2178万9000円で、平成30年度への繰越額が1億2087万9000円です。財源内訳は、国庫支出金が1億734万円、一般財源が1353万9000円であります。

なお、国庫支出金につきましては、事業完了後、額の確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

質疑については12日に行うこととし、本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は、8

日及び11日で、総務常任委員会は第1委員会室、産業・建設常任委員会は第2委員会室、文教・厚生常任委員会は第3委員会室で、それぞれ開催します。時間は、いずれも9時30分からです。なお、関係課長等につきましても、委員会への出席要求があったときは、出席願います。

12日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

---

**◎延会の宣告**

**○議長（紺野榮重君）** 本日は、これで延会します。

なお、このあと午後1時30分から全員協議会を開催しますので、全員協議会室にご参集ください。

（午前11時06分）

平成30年6月	8日	(金曜日)	委員会
平成30年6月	9日	(土曜日)	休日
平成30年6月	10日	(日曜日)	休日
平成30年6月	11日	(月曜日)	委員会

6 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成30年浪江町議会6月定例会

議 事 日 程 (第3号)

平成30年6月12日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町一般会計補正予算  
(第9号))
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町文化及びスポーツ振  
興育成事業特別会計補正予算(第2号))
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町国民健康保険事業特  
別会計補正予算(第5号))
- 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町国民健康保険直営診  
療施設事業特別会計補正予算(第4号))
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町公共下水道事業特別  
会計補正予算(第5号))
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町農業集落排水事業特  
別会計補正予算(第4号))
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町介護保険事業特別会  
計補正予算(第5号))
- 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度浪江町財産区管理事業特別  
会計補正予算(第2号))
- 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて  
(浪江町税条例等の一部を改正する条例の  
制定について)
- 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて  
(浪江町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例の制定について)
- 議案第 53号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部改正につい

- て
- 議案第 5 4 号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 5 5 号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正について
- 議案第 5 6 号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正について
- 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）
- 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について（請戸地区水産加工団地造成工事）
- 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について（町道尻合大和久線道路災害復旧工事）
- 議案第 6 0 号 工事請負契約の締結について（町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事）
- 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（2工区））
- 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））
- 議案第 6 3 号 公有水面埋立てについて
- 議案第 6 4 号 土地の取得について
- 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 1 号 農業委員会委員の任命について
- 報告第 1 号 平成 2 9 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 2 9 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成 2 9 年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について



出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	宮口勝美君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------

書

記  
小 澤 亜希子

書

記  
鎌 田 典太朗

---

### ◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決案件ではありますけれども、若干、議案調査しまして、どうしても確認しておきたいという点がありますので、質疑をしたいと思います。

まず、8ページの法人町民税、119万円補正です。補正後が1億3000万円。これは、滞納繰越分ということで、補正減の専決処分ということですが、当初予算を見てみましましたら20万円なんです。でも、その後補正額ということになったと思うんですけど、減額補正前、いわゆる専決前の滞納繰越はいくらあったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、9ページには款3、款4、款5、款7の専決が行われております。これは、ページには載っていないんですけども、地方消費税交付金が、当初で2億6132万円の予算、その後補正があったかもしれませんけれども、今回3月期までの歳入だとすれば、計上されてしかるべきだと思いますが、未計上です。これは、何か理由があるのか。地方消費税交付金、歳入処理がなされていないのは、どういう理由なのかということです。

それから、11ページに国庫支出金、総務国庫補助で1億1100万円の減額補正です。説明欄では、節に2つほど出ていますけれども、復興再生加速化交付金が1億200万円の減額になっています。最終的ではないと思うんですけども、専決前の復興再生加速化交付金の総額は、いくらだったのかということについて、お聞きをしたいと思います。

それから、20ページ、歳出に入ります。20ページ、目2老人福祉費委託料で2647万4000円の減額です。この件に関して、説明欄に一樹、それからサンシャイン、それから復興公営住宅等の委託料が上がっておりますけれども、多分このところの3つが大きな金額を占めると思うんですが、それぞれの減額の内訳について、お示しをいただきたいと思えます。

それから、目3になりますが、老人保護措置費が補正ゼロです。それで、その他で1万4000円、一般財源と組み替えになっておりますが、1万4000円組み替えの理由は何かということについて、お尋ねをしておきたいと思えます。

それから、21ページで、目7臨時福祉給付金で1232万6000円の国庫返還金、国庫返還だから精算と言えば精算ということになると思うんですが、1232万6000円返還の理由は、支給上の緩和なのか、それとも、入った出たとの関係で差額なのかということですね。返還の内容について、お示してください。

それから、22ページに行きます。ここに賠償支援事業385万3000円の減額専決です。これは、このとおりということだと思えますけれども、賠償支援事業にかかわって説明会場でもいろんな意見出ましたけれども、賠償請求の時効が、民法は3年だけれども、東電賠償は10年だというやり取りがありました。賠償支援事業に絡んで、未請求者の実態把握をしているかと。実態把握に際して、東電は情報提供しているかと。これは、答弁によっては、次の時効との関係で追いかけていきたいと思いますけれども、そういう問題があるということです。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

法人町民税の滞納額でございますが、148万9600円となっております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、9ページの各種交付金の精算の中に地方消費税交付金がないという件でございますが、地方消費税交付金の決定時期が3月専決後ではなくて、確か3月補正で精算したと記憶でございます。

次に、再生加速化交付金の補正前の額ですが、補正前の額は177億9100万円になります。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 私の方は、20ページの目2老人福祉費の節13委託料の内訳ということで、申し上げます。一樹サポートセ

ンター運営管理委託料は1896万8000円の減、サンシャインサポートセンター運営管理委託料は1080万1000円の減、復興公営住宅サポートセンター運営管理委託料は336万5000円の増であります。

次に、その下の目3老人保護措置費の1万4000円の減ですが、これは、個人で入所費を納めておりますので、実収入に合わせた1万4000円減で調整であります。

次に、21ページ、目7臨時福祉給付金事業費の節23償還金利子及び割引料の国庫返還金については、内訳申し上げます、事業費の返還分が984万円、事務費の返還分が248万6000円、3月の確定通知により計上して支払っております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。

未請求等の対応ということでございますけれども、平成27年度、平成28年度でございますが、75歳以上の方を対象に意向調査等を行って、職員と東京ホールディング社員で訪問調査を行いながら、賠償請求の支援を行っているところでございます。その中で、未請求の方についても対応しているところでございます。今現在、あわせて意向調査の確認を行っているところでございまして、未請求等があって、その請求書を書けないという方がいると困りますので、その辺の解消のために今、委任状をとりながら、町でもお手伝いをしていくという対応を考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 法人滞納繰越分は、専決後、法人税滞納が148万6000円ということですが、減額補正が119万5000円。なおかつ148万6000円の滞納があるということは、繰越分と整合性が無い、減額補正専決が119万5000円だと。それ以外の滞納が148万6000円があるということは、滞納分の今回の補正減の理由はどのような理由なのかという確認をしておかないと、内容的には確認できなくなると思っておりますので、お尋ねしたいと思っております。

それから、地方消費税交付金については、歳入時期が3月末なので、今回の専決には間に合わなかったという説明でしたよね。既に3月定例会で、そうですか。ほかの交付金等についても、先ほど言った3つは3月交付される。もちろん性格が違うから、歳入時期は別々だとは思いますが、地方消費税交付金については、もう既に3月定例会提出の補正で処理済ということですが、そうすると、今回の専決分については、それ以後、歳入処理された。したがって、専決ということなんでしょうか。どこの時点で専決の

線引きをしたかということにもなるわけですね。

それから、復興再生加速化交付金については、分かりました。

それから、20ページの老人福祉費についてですけれども、2647万1000円減額の内訳としては、2つあわせて2890万円、復興公営住宅分が300万円だから、差し引きすると2600万円という計算上は分かりました。そのうえで、一樹サービスの1800万円の減額専決というのは、これは、見込み違いと言えれば見込み違いということになると思うんですけれども、これほどの多額の減額専決は、なぜなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、サンシャインサポート事業の1000万円というのも、私は、今の時期、当初予算の設定が課題だったのか、そういう意味では見込み違いということになるのか。金額は分かりましたから、減額専決の理由についてお示しをいただきたいと思います。

それから、老人保護措置については、財源組み替えの理由は、個人で老人保健施設の入所費を負担したもので、その他の財源と一般財源相殺をしたということですが、逆に一般財源、その他1万4000円というのは、個人で負担したということでしょう。個人で負担した分は、単純に考えると歳入の増ということになると思うんですが、個人負担増というのと、今回の組み替えの行った来たの関係について、分かるようにご説明をいただきたい。

それから、国庫返還金については、分かりました。

賠償支援事業、東電ホールディングスと一緒に訪問して、未請求の方に対してフォローしているということです。今、意向調査をしているからということですがけれども、平成29年度までで未請求件数、分かっている分について、お示しをいただきたい。そのうえで、先ほども触れましたけれども、民法上は3年だと、それから東電賠償は、東電の判断でこれは時効10年としたと。説明会場では、その後はどうなるか不明というのが弁護士の説明でしたけれども、基本的には、原賠法でも過失責任という決まりになっております。

したがって、東電賠償10年で時効消滅というその東電の対応は、現在未請求者もいるということから考えると、大いに問題があるのではないかと。今後、町としては、時効消滅との関係で、もちろんできるだけ1件でも多く請求をするということだと思っただけですけれども、亡くなった人もいます、成年後見人の問題も色々あると思うけれども、今日、その問題は触れません。したがって、未請求件数と東電賠償10年という問題では、今後、町の取り組みが大きな影響をもたらすのではないかと考えております。その点で、あわせて未請求の件数と町のその後の対応について、お聞かせいた

だきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 8ページの法人町民税の補正減の理由ということでございます。予算的には120万円ほどございましたが、実質納入された額は5000円でございます。120万円の補正につきましては、納税相談を行いながら、納入の見込みがあるということで計上させていただいておりますが、納入の見込みがなくなり、次年度に繰り越すことになったために、このような減額ということでさせていただいたというのが理由でございます。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 9ページの各種交付金につきましては、3月議会後に県から正式な交付決定通知がきたということで、今回専決させていただいた次第でございます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 20ページの委託料についてですが、3件ともに当初の予定で委託の人数、施設の専門員の人数を予定したわけなんです、思うように資格者を採れなかったということで、主に人件費の減額と聞いております。

その下の1万4000円分ですが、10ページの款11、項1、目1民生費負担金に、歳入で1万4000円の減ということで、この分の補正が載っております。

個人からの負担金が152万5200円ということで歳入がありましたので、この分を予算組み替え、個人の分の実収入に合わせた組み替えをしました。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。

賠償の訪問支援活動については、これまで451件ほど対応してまいりましたが、そのうち、未請求についてどの程度対応してきたかというのは把握しておりません。それで、平成29年度までの未請求件数についても、東京電力から情報の提供がないということもあって、件数の把握はできていません。それで、今現在、先ほども言いましたが、未請求損害の解消に努めるべく、本人の意向を確認して委任状をとりつつ、開示を求めていくという段階でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 終わりの方から、東電では、未請求件数の情報を提供してくれないということですが、これまでも町としては、財物賠償の際に、町の固定資産税台帳等、資料を提供するなど、そう

いう意味では、請求者の立場で相互協力関係をとってきたわけです。今回、そういう流れからしても、東電が協力しないということは、はっきり言うと理解できないという以上に、対応が不当だと私は思います。それで、ここから先、ここでやり取りしていてもしょうがないんだけど、東電が提供できない理由は、どういう理由でだめですと言っているのか、確認をしておきたいと思います。

それから、20ページの老人保護措置について、個人で入所費負担したと、その分が152万円という再々質問に対する答弁だと思います。そうすると、その他の1万4000円の減額と、一般会計での1万4000円の増というのは、152万円個人負担があったことによって1万4000円の財源組み替えということなんでしょう。だから、課長説明だけでは、個人負担152万円との関係で、老人福祉会計だから、それ以外の人もいるのかもしれないけれども、入った出たとの関係では何か合わないなと思うんですけども、分かるように説明してください。

それから、先ほどの老人福祉の委託料2647万1000円の減額についてですけども、一樹サポートで1896万8000円、それからサンシャインサポートで1080万1000円、それから復興公営住宅で336万5000円の増ということで、概略計算すると、プラスマイナスで2600万円。減額補正も2600万円だから、これは、2600万円という大きなところでは合うんですけども、もし今、言われた金額だけだとすれば、速算で計算した結果、7万円合わない、こういうご指摘もありましたので、再度確認をしておきます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 東京電力が賠償の状況を提供できない理由ということでございますが、個人情報であるためという理由でございました。

したがいまして、現在説明会の中でもご案内しておりますが、未請求の損害を解消するためには、ご本人から委任状をもらうか、もしくは直接ご本人が東京電力に確認する方法しかないということで、意向調査でそちらを記入していただいた方について、様々、どちらかにするかの支援を、町としてもしていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 委託料です。すみません、私の字の書き間違いで、サンシャインサポートセンターの訂正です。減額分が1087万1000円です。1087万1000円の減額です。

あと、老人保護措置費の1万4000円分ですと、私の理解ですと、



先ほど申しあげました10ページの款11、分担金の1万4000円の分が、この分の当初の153万9000円がこの老人保護措置費の分に充当されております。この分で、個人分の積算を、当初では153万9000円だったところを、実収入で今回計上したところ152万5000円だったということで、1万4000円の減額分を一般財源で補填したという形になっております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第1号は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第2号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、承認第3号は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、承認第4号は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。
- これより質疑を行います。質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
- これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。
- 採決は、起立により行います。
- 本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
- よって、承認第5号は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第6号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題とします。
- これより質疑を行います。質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
- これより討論を行います。討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
- これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。
- 採決は、起立により行います。
- 本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
- よって、承認第6号は、承認することに決定しました。

### ◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決7号について、1点だけ質疑をしたいと思えます。

9ページに款3地域支援事業、目2の任意事業ですけれども、115万8000円の減額です。減額後51万7000円ということで、説明欄にいろいろ今回の減額の内訳は書いてありますが、問題は、成年後見申立ての取り扱いがあったのかどうなのかと。あったとすれば何件かということと、まずお聞きしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 今回の減額分は、成年後見制度の利用支援事業ということで、要綱を町で定めておりますが、この分の利用する方がいなかったということで、事業量を落としました。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 任意事業は、そうすると、成年後見申立て以外の何か任意事業があるのかどうなのかということと、いやそうではないと、今後最終決算まで発生するかもしれないということで、必要最小額を残したという町の対応なのか、51万7000円補正残の理由について、お聞きしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） お答えします。

任意事業については、ほかに介護予防事業等ありますが、この任意事業については、町自治体でそれぞれやりたい事業を、自分たちで要綱を定めて起こすようになっております。この分については、平成29年度の事業としてなかったため、補正で不用残減をしました。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） それ以外でも任意事業としてやりたい事業があるという答弁だから、そこをこちらで忖度すれば、成年後見人事業については、今のところ予算対応の必要はないと考えているという理解でよろしいのかどうか。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） この任意事業は、ほかにも事業別にあるんですけれども、この任意事業の中で、成年後見分の事業につい

て今回、落とした形になっています。申し訳ないですけれども、このほかの任意事業に関しての資料、今、持ちあわせておりません、すみません。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は、承認することに決定しました。

---

#### ◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算（第2号））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第8号は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決9号について、資料で説明がありました。

説明で分かった部分と不十分な部分がありますので、質疑をさせていただきます。

第1点でありますけれども、資料の2ページに給与所得、それから公的年金控除それぞれ10万円を引き下げて、住民税の基礎控除を10万円底上げすると、非課税限度については、125万円以下だったものを135万円以下、10万円引き上げするということでもありますけれども、地方税法改正という国の法律制定に基づくものではあっても、直接、町民の生活にかかわる問題でありますので、お尋ねしたいんであります。まず第1点は、今、申し上げたように給与所得、公的年金控除それぞれ10万円減額しました。しかし、そもそも給与所得なり、公的年金所得というのは、まったく性格の違う所得だと。それなのに、それぞれ引き下げて、基礎控除で10万円上げると、どうも割に合わない。一言で言えば、この仕組み1つだけでも庶民増税になると考えるわけですが、この仕組みについて、こういうやり方では町民増税になると考えているか、いやそうではないと考えているか、お聞きしたいと思います。

それから、ここに給与所得収入換算では変わらないと書いて、町民税の黒ポツ2つ目、給与所得控除10万円引き下げておいて、収入換算では変わらないという意味は分かりません。これは、どういうことなのか。しかも、給与収入に関しては、この法律改正によれば、資料によれば、給与所得控除の上限を、給与収入1000万円であったものを850万円に所得控除の上限を引き下げたわけです。そして、結果150万円の引き下げになれば、給与所得者は増税になるということになると思うんですが、この給与収入換算では変わらないという意味と、今回の税制改正による控除上限の引き下げ、それによる増税負担について、結果どういうことになるかお聞きしたい。

それから、関連して今回の給与所得、あるいは公的年金控除額10万円引き下げということになれば、所得によって算定される様々な税金額、例えば国保税、例えば介護保険料、例えば後期高齢者医療保険料、保育料、児童扶養手当などにも影響してくるのではないかと。今回の税制改正と、そうしたその他の税目に対する増税負担の

関係について、どういうふうになるか、お聞きをしたいと思います。

それから、資料2ページで、34条の関係について、ちょうど真ん中あたりですけれども、前年の合計所得金額に応じて控除額を引き下げ、2500万円以下の所得要件を設置するとともに、これに伴い、調整控除も2500万円以下とする。要するに、税務用語でわけの分からないことを書いてありますけれども、2500万円超えれば基礎控除が適用されなくなるという仕組みではないかと思えます。ということで、この税制改正と説明資料について、私の理解でよろしいのかどうかお尋ねをしたい。

それから、資料の3から4ページで、たばこ税についていろいろ書いてあります。これも一言で言うと、段階的に増税ということです。いろいろ禁煙の問題が起きておりますので、たばこに対する社会的な批判はあるにせよ、税制は税制の問題、結局、段階的な増税であると言わざるを得ないと思うんですけれども、これも間違いないかどうか。

それから、5ページ、固定資産税のことについて書いてあります。附則第10条の2、固定資産税ということで、固定資産税の負担が大きな障害とならないよう課税標準の特例が設けられているので、地域防災づくり、再生可能エネルギー、特定地熱発電、特定バイオマス、1000kW以上の特定太陽光発電、20kW未満の特定風力発電、企業主導型保育事業用固定資産うんぬんかんぬん、どうもこれを読むと、もちろん国で法律改正したからだけれども、直接町民が、あるいは町が、この優遇措置というか、それを受けられる対象がないのではないかと私は判断をしました。

したがって、今回の固定資産税改正の、町に、あるいは町民に及ぼす影響は、今回の税制改正で町民にどういう影響が出ると考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、資料2ページの町民税の関係でございます。増税になるか、減税になるかというご質問かと思えますが、まず一般的な給与収入所得、それから公的年金だけの方につきましては、それぞれの10万円減額となりまして、逆に基礎控除10万円増という部分となりますので、プラスマイナスゼロでございますので、収入換算では変わらないといった記載をさせていただいております。

それで、増税部分となりますと、まず所得で申し上げますと、850万円を超える方から徐々に負担が増加してまいります。これは、国の所得税、それから住民税も同じ形となります。

それから、2500万円超の方につきましては、現行33万円、基礎控除がございますが、こういった方につきましては、この改正では基礎控除がなくなるということになります。

それから、2400万円超2450万円以下の方につきましては、現行の33万円の基礎控除から29万円ということで、基礎控除が減る形となります。

それから、2450万円超2500万円以下の方につきましては、現行の基礎控除33万円が改正されますと、15万円ということで、こちらも基礎控除額が減ってくるといった内容となります。

それから、他の税との関係ということでございますが、国保税等々になるかと思えますけれども、所得割というのがございますので、そちらでは影響が出るのかなと考えてございます。

それから、たばこ税の関係でございまして、資料の4ページに表がございますけれども、一般費の税目から加熱式たばこの換算方法を変更まで段階的に引き上げていくという、こういった改正となっております。

それから、資料の5ページになりますけれども、固定資産税の関係でございまして、この附則10条の2の関係につきましては、当町においては、現在のところ該当するものはございません。その他につきましても、町民との影響という部分で言いますと、影響は特になく考えております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 分かりやすくお答えいただいた最後の方から、今回の地方税改正に伴う町税条例一部改正で、固定資産税の問題では、あれこれ優遇措置が示されているけれども、当町では該当なしということですよ。したがって、もう、はしごでも届かないようなそういうランク、あるいは大きな事業に対してのみ優遇措置が適用される制度改正だということが、今の答弁で確認されました。

それから、たばこ税については、段階的増税についてはそのとおりだというお答えがありました。

それから、34条関係で、要するに2500万円超は、基礎控除が適用されなくなる仕組みだということもお認めになりました。これは、もちろんこのランクがいるかどうかは別にしても、基礎控除が適用されなくなるということについては、間違いなく増税負担だという法律改正、条例改正だと。

それから次、給与所得控除の上限も、これまで1000万円だったと、それが850万円に引き下げたわけですよ。これは、増税になるのではないかと私はお尋ねしたんですけども、お答えは、増加するとい



うお答えでした。どうも質問の中身と答弁の中身が、私としては整理できないんだけど、今回の給与所得控除に伴う上限150万円引き下げについては、増加するという事よりも、こういう仕組みであれば増税になるということではないか、ということをお尋ねをしたいと思えます。

それから、今回の基礎控除の給与所得とか、公的年金控除それぞれ10万円引き下げて、基礎控除10万円引き上げた、結果、その他の税目に影響するのではないかというお尋ねをしましたが、いろいろ説明されましたが、所得割があるので、課税ベースに影響すると、要するに増税負担になるということもお認めになったと思えます。

課長の説明で、これまた理解できなかったのは、私は一番最初に取り上げた問題ですけども、給与所得控除、公的年金控除それぞれ10万円引き下げたわけですよ。浪江町で、給与所得と公的年金控除は、ダブル受給者もいると思う、あるいは別々の人もいると思う、どれだけいるかということは、あとで調査することにして、今は聞きません。その上で、こういう制度改正、改悪になれば、いくら基礎控除10万円引き上げたところで増税になるのではないかということについては、はっきり理解できる答弁がありませんでした。そこで、今一度お聞きしますけれども、今回の制度改正で、給与所得は給与所得、ダブル所得の人もいると思うけれども、それはそれ、公的年金所得の人はそれはそれ、まったく所得、収入の性格は違うものですよ、これね。そこは、お認めになると思う。それをごっちゃにして引き下げて、基礎控除では共通するんですよ。頭で20万円切って、尻で10万円だけ、こういう税法改正、税条例改正だよ。

したがって、結果、増税になるのではないか。なおかつ、まったく性格の違う所得をごっちゃにして控除額を引き下げるとするのは、あまりにも税制改正、あるいは税条例改正として乱暴なやり方ではないかと思うんですけども、いかがお考えになられるかお尋ねをします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、34条の関係ですが、850万円の今、お話いただきましたが、こちらにつきましては、今回の改正では、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げとなります。ただし、子育て等に配慮する観点から23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族などを有する者などに負担増が生じないような措置を講ずるということとされております。850万円を超

えますと、負担は増加と言いますか、増額となります。

それから、控除の関係、給与所得、年金の関係につきましては、議員お質しのとおりではございますが、こちら、所得税の、国税の改正と合わせた形となつてございまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 反対の討論をいたします。

今、課長、最後に地方税法改正、あるいは所得税の改正で、給与所得控除、公的年金控除10万円減額になったという所得税改正によるものだという答弁はされましたけれども、まったく性格の違うものを10万円も頭はねておいて、基礎控除だけ10万円引き下げるということは、やり方自体が極めて問題だと。一言で言えば、庶民増税の見本みたいなものです。これは、認めるわけにはいかないと私は思います。

しかも、今回の、基礎控除だけ10万円引き上げるというやり方によって増税になる、住民税や所得税だけが増税になるのかということではないと。課長もお認めになったように、国保税や介護保険料や後期高齢者医療保険や保育料や児童扶養手当にも影響するということは明らかであります。まさに、税制改正による今回の地方税法改正、それに基づく町の税条例改正は、極めて問題だと言わざるを得ません。

それから、34条関係で、850万円超については、給与所得で195万円引き下げると、しかも、その他の親族等については影響が出ないようなそういう配慮もなされているから問題ではないというご答弁がありましたけれども、2500万円超については、基礎控除が適用されなくなる仕組みですから、これは、もう根本から問題であり、増税負担になる仕組みづくりだと。

それから、たばこ消費税については、もう段階的増税。

それから、固定資産税については、まったく町民や町には関係ない。

したがって、こうした庶民レベルで考えれば、誰もが分かるような地方税法改正が、なぜ行われたのかということです。私は、3つあると。1つは、安倍政権による三本の矢ではないけれども、様々な形で優遇措置を図る。その1つが、今回の地方税法改正による固

定資産税に減税の優遇措置だということです。町民、庶民には関係のない優遇措置だと。それから、今1つ、合計所得2500万円以上については、給与所得がなくなるとか、あるいは給与所得者の限度額を引き下げるとかということは、こういう問題は、どこから来ているのかというと、個人所得課税の見直しだけではないと。働き方改革による使いやすい、働かせやすい、増税しやすい、そういう、それこそ三本の矢の仕掛けによる税制改正だと言わなければならないと思います。

たばこの問題では、たばこそのものの社会的な問題はあるにせよ、要するに町民増税という点でも、とりやすいところからとるという税制の改正で、一事が万事、受け入れられるものではないということを確認して、反対の討論にしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第9号は、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 現在、福島復興再生特措法によって、国保税は減免措置されておりますけれども、今回の国保税条例改正そのものは、引き上げ改正だと思います。その上で、例えば、減免なしでやった場合、第2条の2項、あるいは第23条でこの4つの区分で引き上げになると、例えば、基礎控除が54万円から58万円、4つではなくて3つだな、3項目で改正されております。後期高齢者は、限度額は同じということでありましてけれども、仮にこの引き上げ条例そのもので計算した場合、国保加入者の増税分は、いくらになるかということをお尋ねしたいと思います。

それから、この条例でいうと以上の点をお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

ただいまのご質問のありました基礎限度額54万円から58万円に引き上げの改正に伴い、影響のある方につきましては、青天井、いわゆる58万円を超える方ですが、63世帯でございまして、増える額が252万円、それから54万円から58万円の間にくる世帯が14世帯、保険税にしますと21万8000円の増、あわせまして273万8000円の増と見込んでおります。なお、これは、今年度の資産ベースで試算をしてございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 専決10号について、反対の討論をいたします。

今、やり取りで明らかになったとおり、対象世帯、あるいは件数そのものは、それほど多いとは言えないにしても、いずれにしても、基礎課税分で58万円に引き上げになると。単純計算で273万円ということですが、ベースに先ほど言った地方税法改正があり、併せて国民健康保険税の引き上げの税条例改正だということを明らかにして、反対の討論にするものであります。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、承認第10号は、承認することに決定しました。

---

○議長（紺野榮重君） ここで10時35分まで休憩します。

（午前10時19分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 10 時 35 分）

---

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第53号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第54号について、若干ご質疑をいたします。

今回の改正は、ようやく資産割をなくすという改正を伴うものがあります。補足しますと、医療保険で資産割あるというのは、国民健康保険だけなんです、いくつか医療保険制度があるけれども。それほど重い課税だということだったんですけども、これをなくすということについては、私は大変結構なことだと思います。

しからば、払いきれない国保税という問題が解消されるのかというと、そうではないということも明らかにしておかないと、この議案の審議は核心に触れないと思うんです。そういう意味で、議案、分かりやすく理解するために、まず浪江町の国保の加入世帯と、被保険者は何人なのかということです。

そのうえで、改正に基づく1世帯平均の国保税、あるいは1人当

たりの国保税はいくらになるのかと。もちろん現在は、減免措置は受けておりますけれども、通年ベースでやった場合、この税条例改正でどうなるのかというのが、改正の核心だと私は思うんです。そういう意味で、お尋ねをしたいと思います。

それから、国保会計のところで質疑してもよろしいんですけれども、国保税そのものが県単一運営に変わりました。浪江町が、国保会計で赤字になるという場合、もちろん基礎自治体が税額を算出するということになるわけですが、赤字が続いた場合、その軽減措置はどうなるのかということも、この議案審議では重要なポイントだと思いますので、お尋ねをしておきます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、1人当たりで試算させていただいております。平成30年度、今回の改正ベースでやらせていただいておりますが、約10万円を見込んでございます。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 国民健康保険の加入世帯ですが、平成29年度末現在で6908世帯となっております。被保険者数ですが、現在6862名となっております。失礼しました。加入世帯数は3751世帯、加入者数が6862人でございます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 赤字の部分につきましては、基金などの取り崩しによりまして、対応させていただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 赤字の補填については、当面は基金取り崩しということですが、基金取り崩しで、今、減免だから、それはちょっと先の話になるけれども、制度の問題として基金対応がそんなに続くわけではないと。一般会計繰入れで赤字補填をするということが求められると思いますけれども、今回の国保税条例の改正と町国民健康保険会計運営の問題で、一般会計繰入れについて、どういうふうにご検討されるか、お尋ねをしたいと思います。

それから、1人当たりになると国保税は10万円だということですが、世帯当たりも当然出ているわけです。均等割、平等割ということを出て、所得割も出てきます。ということで、世帯平均どれくらいになるのかということについて、再度お尋ねをいたします。お答え願います。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、世帯でございますが、1世帯当たり約16万6000円と見込んでおります。

もう1点のご質問でございますが、ただいま国保の財政基金が15億円ほどございますので、そちらを活用しながら、なるべく一般会計からの繰入れを入れない形でやらせていただければということで考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 赤字補填については、当面は基金活用ということですが、県単一運営という仕組みに変わりました。その場合、県全体でプールするということがあり得るのかどうかというのが第1点。

それから、1人当たりになると10万円、世帯当たりになると16万6000円ということは、課税総額そのものが小さいということと、あと加入世帯が多いから割り返せば小さくなるという単純計算はできるわけけれども、今の医療給付費を、これも単純計算ですが、1人当たりにした場合、あるいは1世帯にした場合、もちろん仕組みが変わっているから、そのまま単純計算に移行するということではないにしても、医療費との関係でどうなるかということが非常に重要な判断材料だと思います。もし、試算されていれば、お答えをいただきたい。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） まず、基金の関係でございますが、町で持っている国保の財政基金につきましては、こちらは確認しておりますけれども、町で基金は持っていて良いということになってございますので、県に一旦上げてプールすると、そういったことはございません。

それから、県でも基金というのは持っておりまして、急激な保険税の上がる場合には、激変緩和ということで基金を活用するといったようなことで、ルール決めとなっております。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 1人当たりの医療給付費でございますが、平成29年度は42万711円となっております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第54号については、これまで全国町村会や

議長会、あるいは社会保障関係の市民運動の各団体が、極めて国保税は重い税制だと、負担が重いと、その1つに他の医療保険にはない資産割があると、それを見直すべきだとかこういう意見がずっと出されてきて、ようやくそれが見直されたという点では評価できると思います。

しかし、それで払いきれない国保税の問題が解決されたのかというと、そうではないと。資産割はなくなったけれども、均等割、平等割、これも、ほかの医療保険にはないんです。加入者に応じて医療保険を計算するというではないんです。あくまでも、収入に賦課するということです。

したがって、他の保険制度と比べると、資産割はなくなったけれども、課税の仕組みそのものが非常に負担が重いと、しかも、加入している人というのは、先ほど浪江町の実態お答えになりましたけど、加入世帯で3751世帯、加入人数で約7000人ということです、6862人。そうすると、7500世帯あるとすれば、半分以上、国民健康保険に加入しているということです。その割に加入者数が少ないというのは、高齢者1人暮らし、2人暮らし、あるいは自営業者、あるいは1人暮らし、本当に収入が不安定な人たちが、この制度に加入しているという現実があるわけです。にもかかわらず、通年ベースで1世帯にすると16万6000円という国保税は、文字どおり重くて払えない、そういう医療保険だと、さらなる改正を、議会も行政も挙げて取り組んでいく必要があると、そういう課題も提起して、今回の税条例改正については、明確に反対の態度を示しておきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第55号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてを議題とします。



これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号 浪江町営大平山霊園条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第56号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号 浪江町営住宅等集会所条例の一部改正についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第57号 工事請負契約の締結について（いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第57号 工事請負契約の締結について（いこいの村  
なみえ太陽光発電設備設置工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第58号 工事請負契約の締結に  
ついて（請戸地区水産加工団地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第58号 工事請負契約の締結について（請戸地区水  
産加工団地造成工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第59号 工事請負契約の締結に  
ついて（町道尻合大和久線道路災害復旧工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第59号 工事請負契約の締結について（町道尻合大

和久線道路災害復旧工事)を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(紺野榮重君) 日程第1、議案第60号 工事請負契約の締結について(町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事)を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第60号 工事請負契約の締結について(町道鳥喰後畑線道路災害復旧工事)を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(紺野榮重君) 日程第1、議案第61号 工事請負契約の締結について(町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事(2工区))を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第61号 工事請負契約の締結について(町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事(2工区))を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第62号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第62号 工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第62号 工事請負契約の締結について（町道大平山来福寺東線道路改築工事（1工区））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第63号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第63号 公有水面埋立てについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第63号 公有水面埋立てについてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。
-

### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第64号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第64号 土地の取得についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第65号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 予算書14ページ、款、教育費で、目で言うと学校管理費及び教育振興費、12月議会で一般質問をしたものですから、この点について、まずはお伺いしたいと思います。

また、あわせて次の、同じく款、教育費で、学校管理費の点についてもお伺いいたします。

まず、委託料、校歌作成委託料となっていますが、この委託先というか、どのような校歌を考えていらっしゃるのか、委託先にはどういうふうにお伝えするのか、お伺いいたします。

次に、なみえ創成小・中学校クラブハウスの工事請負ということで、額が1億2500万円とかなり高額になっていますが、どのような工事概要を考えているのか、まずはお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問に、まず校歌についてお答えをいたします。何回かご質問いただいてございました。学校再開のとき、新しい学校をつくる前にいろんな会議をしまして、できるだけ子供たちや、かかわる方々の思いを校歌に反映させたいということで、今年までそういう方向だけは確認しましたが、残念ながら動いては

ございませんでした。基本的には、子供たちを中心に、できるだけ学校にかかわるいろんな方々、ご父兄とか、あるいは浪江町の子供と言いますと、こちらだけではなく避難先にもおられます。あるいは、もしかすると区域外就学の子供たちにも何かの方法があるかもしれません。できればその辺まで広げて、子供たちの思いなどをすくい上げるようなことを試みたいと、そういうことをしながら、詩をまとめていくということを考えてございます。もちろん、大変複雑な作業になりますので、できれば専門的な方のお力添えなどもその過程ではいただきたいと、そんなふうにして詩をまとめまして、その後で曲の問題がございしますが、曲につきましても、同じように例えば、浪江中学校の避難先で良い歌をつくったという実績があります。音楽の教諭の力を借りながら、その辺もできるだけ自前でやりながら、最後は専門家のお力をいただくことが適当だろうと、そんなふうにご考えてございます。

今回お願いしました補正の額は、そういった可能性を考えながら、どのくらいの方をお願いするかは、これからの問題でございしますので、その可能な枠を大きく確保させていただいたと、そういう考え方で、これから取り組んでまいります。

校歌については、以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 私からは、クラブハウスの新築工事ということで、ご説明させていただきます。

4月に開校いたしました創成小・中学校の敷地内、認定こども園と体育館の間の位置になりますけれども、そちらにRC造平屋建てで約220平米程度のクラブハウスを設置するという予定であります。内容といたしましては、用具室、それから更衣室、談話室等々を予定しておりまして、それから外構、そのクラブハウス活用するための駐車場を予定しているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 校歌についてですけれども、教育長から、子供の思いをすくい上げる詩をつくり上げたいと、あとは、曲は自前であるべく、ただ、最後には専門家をお願いしたいということでしたが、12月の議会の私の校歌に関しての質問の議事録を今日持って来まして、教育長は、校歌についてどういうふうにつくるんだということをお伺いしたところ、新しい学校に在籍する子供たちの思いなども大切に、みんなでつくり上げることが望ましい、という意見をいただいております。つまり、これは、小中学校に係る検討委員会や教育委員会、事務局、または校長会で組織する検討委員会

そのような意見をいただいたと。つまり、このとき、私は、校歌はみんなで作るんだと思っておりました。今の答弁では、最後は専門家ということで、例えば、詩に関しては添削をするとか、例えば、もう完成したところをちょっとだけ添削してもらうのか、そういう思いを伝えて詩を専門家をお願いするのか、校歌って非常に重要なので、私は、みんなで作るののであればみんなの考えを、それを詩にするのが、ましてや町民の皆さんから募ったりすれば良いのかなとは思っていたものですから、その辺については、どうなのかと。

あと、その時期についてですけれども、私は、開校式に間に合えば良いのではないかと12月の段階では申し上げましたが、無理だということで、今、6月にもなっております。つまり、当初でなぜ計上しなかったかとも思っております。その理由について、なぜ6月の補正なのか、この辺についてもお伺いいたします。

あと、クラブハウスについては、一昨日、全国植樹祭が南相馬市であったときに、教育長に、子供たちの、小中学生の今の状況などを雑談の中でいただきましたが、中学生の1人がバスケットをやっているということで、小高中学校に参加していると、地区大会に参加できるような状態だということをお伺いしました。まず、クラブハウスをつくるには、部活がなければクラブハウスの意味もないし、ただ談話室という意味では、例えば、前であれば、地域の人たちと何かコミュニケーションの場をつくりたいんだということもお伺いしていましたが、部活についての立ち上げは、どのように考えているのか。また、今の部活に対してどのような状況なのかお伺いします。あわせて、完成時期の目途をお伺いいたします。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 校歌につきまして、まずみんなで作るということでございますが、これから基本的なことを、ある程度固めなければならないことがあります、例えば、創成中学校、小学校と中学校が一緒に今、おりまして、将来的な学校づくりの方向としては一貫教育ということを目指したいと、そんなことを考えておりますので、そういったことも含めて校歌をどうするかという基本的な考え方を、例えば、小中学校一緒に校歌にするとか、別にするとかとか、そういったことも基本的なところを、ある程度、例えば、先ほどお話がありました会議、今ある会議としては校長会など等のものがありますが、できればもう少し広い方々に参加いただく会議の中で、基本視点を考えたいと。その上で、先ほど申し上げました子供たちの言葉、あるいは教職員、あるいは町民の方々の言葉をどう

いう形でまとめるかと、これもまた、今、申し上げた会議の中で基本的なところは考えたいんですが、私が今、思っていますことは、一緒に集まっているいろんなことをするワーキンググループみたいなものですかね、そういったもので思いを出しながら、それを、できれば専門家の方々に取りまとめていただくみたいな形で最終的に仕上げられれば良いかなと、そんなふうにございます。

完成の時期ですが、できれば開校のときというお考え、十分理解をしていますが、今、申し上げたような学校の子供たちの状況を得ながらということで、今年度にずれ込んだわけですが、遅くとも年度内にはつくらなければならないと、できれば、少しでも前倒しはしたいなどは考えてございますが、今、申し上げたような手続きがございまして、年度内には最終目的で、できれば少し早めに繰り上げることができればと考えてございます。

当初予算にという、なぜかということですが、今のようないろんな基本的な要件を、例えば、新しい学校の子供たちの数であるとか、そういったことにつきましては、最後まで色々流動的なことがございました。そういったことを踏まえて動き出すということ、要件があったものですから、当初にはお願いしないで、現在に至ったというのが経緯でございます。

それから、部活動ですが、今、中学校には2名おりますが、お1人は普通の形での部活には適さないような状況にありますので、1人のお子さんが部活動しています。今、中体連などのいろいろなご理解をいただきながら、今回バスケットなんです、浪江と小高の合同チームという形で出させていただいたというのが経緯でございます。子供たちが増えていけば、いろいろな希望を持っている子供がおりますので、当面は、人数が少ないと、避難先では1人でもできるバドミントンなどが主流になってございましたが、それから、今のバスケットのような子供の例が出たら、また近隣の町村、南相馬市が現実的になると思いますけれども、今回の一つの実績がありますので、将来的にそういう必要があれば、それもまた考えながら子供たちの希望を生かしていければと、そんなふうにございます。

私からは以上でございます。

○議長（紺野榮重君） 教育次長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

教育次長。

○教育次長（柴野一志君） 先ほどの答弁の中で、私RC造と申し上げ



ましたけれども、正しくは鉄骨造となります。発言の訂正をさせていただきますと思います。

あとそれから、完成の時期でございますけれども、今年度中の完成を見込んでおります。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 校歌に関しては、一貫教育を見据えるのであれば、小中学校が一緒の校歌がということも検討に値すると、そういうふうに私も思います。

そこで、例えば、体育館とかに校歌が書いてあって、作詞誰々、作曲誰々と載るわけです。この際に、作詞誰々は、委託先の名前なのか、その辺どうなるんですか。みんなの思いがあるのであれば、委託先の名前は、私はおかしいと思っております。その辺について、細かいですけどお伺いします。

あと、部活動に関しては、要望ですが、今の小学生が中学生になって、例えば、サッカーをやりたいんだと、小高中学校のサッカー部の皆さんを逆に浪江の方に呼び込んで、あの綺麗な人口芝で部活動をやってもらうのも、一つの良い方法かなと思いますので、近隣の中学校と連携し合いながら、有効にあのグラウンドを使っていたきたいし、クラブハウスも使っていたきたいと思います。これは、要望です。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 校歌について、どなたの作品とかなるのかということですが、先ほどお話しましたが、基本的なことについてどういう段取りでするかということ、まずきちんと決めた上で話になりますが、私が先ほどお話したように、例えば、歌詞は皆さんのいろんな考えでできたとなると、その場合には、例えば、校歌策定委員会でもいいし、何でも一つの名前があって、そこが中心にやったけれども、最後の補作というんでしょうか、専門家の方が補ってくださるということがある場合には、その内容にもよりますけれども、そういった併記ということも、状況に応じてはあるのかなとそんなふうに考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号 平成30年度浪江町一般会計補正予算（第1

号)を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山本幸一郎君の退場を求めます。

[11番 山本幸一郎君退席]

---

○議長(紺野榮重君) 暫時休議します。

(午前11時17分)

---

○議長(紺野榮重君) 再開します。

(午前11時17分)

---

#### ◎同意第1号の質疑、採決

○議長(紺野榮重君) 日程第1、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(紺野榮重君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第1号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、個別に、起立により行います。

まず、若月芳則氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、若月芳則氏については、同意することに決定しました。

次に、中野弘寿氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(紺野榮重君) 起立多数であります。

よって、中野弘寿氏については、同意することに決定しました。

次に、宮田芳信氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、宮田芳信氏については、同意することに決定しました。  
次に、小澤英之氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、小澤英之氏については、同意することに決定しました。  
次に、佐々木茂夫氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、佐々木茂夫氏については、同意することに決定しました。  
次に、岡洋子氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、岡洋子氏については、同意することに決定しました。  
次に、山本幸一郎氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、山本幸一郎氏については、同意することに決定しました。  
次に、石井絹江氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、石井絹江氏については、同意することに決定しました。  
次に、前田一石氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、前田一石氏については、同意することに決定しました。  
次に、柴野正男氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
- [起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、柴野正男氏については、同意することに決定しました。  
次に、原田良一氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、原田良一氏については、同意することに決定しました。  
次に、今野美智雄氏について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、今野美智雄氏については、同意することに決定しました。  
以上、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、山本幸一郎君の入場を許可します。

[11番 山本幸一郎君着席]

---

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

(午前11時21分)

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

(午前11時22分)

---

#### ◎報告第1号の質疑

○議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第1号 平成29年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

---

#### ◎報告第2号の質疑

○議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第2号 平成29年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

---

#### ◎報告第3号の質疑

○議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第3号 平成29年度浪江町公共

下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
以上で、報告第3号を終わります。
- 

### ◎散会の宣告

- 議長（紺野榮重君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日は、これで散会します。  
明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。  
ご苦労様でした。

（午前11時24分）

6 月 定 例 町 議 会

( 第 4 号 )

平成30年浪江町議会6月定例会

議 事 日 程 (第4号)

平成30年6月13日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 町長馬場有君の退職の件
- 日程第2 請願・陳情審査報告
  - 請願第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求め  
る意見書提出の請願について
- 日程第3 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求め  
る意見書(案)
- 日程第4 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	宮口勝美君	副町長	本間茂行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	根岸弘正君
総務課長	山本邦一君	企画財政課長	安倍靖君
二本松事務所長兼 生活支援課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農 業委員会事務局長	清水佳宗君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	柴野一志君
会計管理者 兼出納室長	佐藤祐一君	住民課長	中野隆幸君
健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君	介護福祉課長	木村順一君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	横山秀樹	主幹兼次長	吉田厚志
------	------	-------	------



書

記  
小 澤 亜希子

書

記  
鎌 田 典太朗

---

**◎開議の宣告**

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

**◎議事日程の報告**

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**◎町長馬場有君の退職の件**

○議長（紺野榮重君） 日程第1、町長馬場有君の退職の件を議題とします。

まず、事務局長に申出書の朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（横山秀樹君） 辞職願、紺野榮重議長宛。

私儀、かねてより体調復調を願っておりましたが、今回のドクターの見分けでは、日常生活を果たすのが非常に困難という所見がまとまりました。

ついては、町民の皆様、町議、町関係者各位には、これまで以上のご心配とご迷惑をかけてはならずと、ここに重責を解いていただきたく、ここに申請いたします。

復旧・復興の道半ばで、このようになったことは残念至極であります。

なお、今後の町政進展をご祈念いたします。

平成30年6月30日 浪江町長 馬場 有。

平成30年6月13日提出。

---

○議長（紺野榮重君） ここで、全員協議会を開催しますので、暫時休議します。議員各位には、直ちに全員協議会室にご参集願います。

（午前 9時01分）

---

○議長（紺野榮重君） 再開します。

（午前 9時19分）

---

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

先ほど朗読のとおり、馬場有町長から、本年6月30日をもって退職したい旨の申出書が提出されております。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、町長馬場有君の退職に同意することに決定しました。

---

### ◎請願・陳情審査報告

○議長（紺野榮重君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。

---

### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

付託中の委員会から、お手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） ただいま、朗読のとおりです。

所管委員長から、趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、平本佳司君。

登壇をお願いします。

〔産業・建設常任委員長 平本佳司君登壇〕

○産業・建設常任委員長（平本佳司君） 報告させていただきます。

請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について、説明させていただきます。

福島県では、若年層を中心とした労働者が県外流出の傾向にあります。これに歯止めをかけ、県内の労働力を確保するためには、最低賃金の引き上げにより、一定の賃金水準を確保する必要性があると思います。

よって、委員会で判断させていただきました。本請願については、その趣旨を十分に理解できると思い、事務局長朗読のとおり、採択すると決定したものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いします。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 一つだけ質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

この最低賃金なんですけど、最低賃金が上がるということは、メリットとデメリットがあるわけなんです。メリットというのは、何かと言うと、非正規職員、要するに任期付職員、アルバイト等々の賃金が上がることによって、正社員との格差がなくなってくるということがメリットだと思うんです。

デメリットは、何かと言うと、要は賃金が上がるということは、物価が上がるということだと思うんです。大きな企業なんかは、賃金が上がっても、何とか危機を解除することができるのかと。ただ、中小企業、零細企業にとっては、なかなか死活問題で、経営が厳しくなると。その中で、どういう対策を取るかということになると、物の値段を上げるということで、その賃金をうまく調整するようになってくると思うので、それは、物価が上がってしまうということになってくると思います。

さらには、現在、福島県内のハローワークで推奨している正社員の月給というのは、労働時間とか、有給、社会保険、雇用保険等々の、そういったいろんな附帯のものを掛けた係数でいくと、確か16万2800円だと思うんです。今、浪江町の現状は、どうなのかということになってくると、現在の時給は大体平均1000円、ちょっと高いところだと1200円。それを月給に換算すると17万円から21万円ぐらいになってしまうというのが、実は現状だと把握しております。そうなってくると、正社員の給料よりも非正規職員の給料の方が上がってしまうという逆現象があるんですね。最低賃金を上げることによって、福島県のほかの各地域は、それなりにはということはあるかと思うんですけど、浪江町だけを考えると、これが上がってしまうと、また今の現況の時給が上がってしまうというような効果があるのかと思うので、産建で、その辺の協議は出たのかどうかということをご質問します。

○議長（紺野榮重君） 委員長。

○産業・建設常任委員長（平本佳司君） 質問ありがとうございます。

今の問題でございますが、福島県全体のことを、産建では調査をさせていただいております。その中で、先ほど8番議員から質問ありましたように、非常時の中で町内においては、時給1000円換算されると思いますが、福島県内で見ますと、どうしても昨年2017年においては、平均賃金が748円と、1000円にまだまだ満たないという話でございます。

なおかつ、全国平均で見ましても、昨年で848円ということですので、100円ほどの差が開いているということですので、県全体で賃金を上げるべきだということで、当委員会では

審査したところでございます。

○議長（紺野榮重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を  
求める意見書提出の請願についてを採決します。

採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長報告は、採択です。

この請願について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君  
の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、請願第2号については、採択することに決定しました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第3、発議第1号 福島県最低賃金の引き  
上げと早期発効を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） 提出者から、提案理由の説明を求めます。

提出者の平本佳司君。登壇でお願いします。

7番、平本君。

〔7番 平本佳司君登壇〕

○7番（平本佳司君） ご説明申し上げます。

本件は、先ほどの福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める  
意見書提出の請願についての審査結果に基づき、意見書の提出が妥  
当と認められることから、ご提案申し上げております。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を  
求める意見書（案）を採決します。  
採決は、起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。  
よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

- 議長（紺野榮重君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査又は調査  
の申出についてを議題とします。  
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集  
特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中  
の継続審査又は調査の申し出があります。  
お諮りします。  
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付  
することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。  
よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。  
以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。
- 

◎副町長あいさつ

- 議長（紺野榮重君） ここで、副町長から発言を求められております  
ので、これを許可します。  
宮口副町長。
- 副町長（宮口勝美君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあ  
いさつ申し上げます。  
議員各位におかれましては、去る6月6日の定例会開会以来、熱  
心にご審議いただき、提案しました全ての議案についてご賛同をい  
ただきましたこと、厚く御礼申し上げます。  
審議の過程でいただきましたご意見・ご提言につきましては、今  
後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。  
特に、議案第58号 請戸地区水産加工団地造成工事の請負契約の  
締結、議案第63号 公有水面埋立て、また、水産共同利用施設建設  
工事費等を含む議案第65号 平成30年度一般会計補正予算について  
ご承認をいただきました。

これにより、現在進めている請戸漁港の市場建設工事と一体となった、請戸地区の面的再生の姿が見えてくるものと実感しております。こうした姿を、町民の皆様を始め、町外に発信していくことが、今後帰町される町民の皆様の大きな希望になるものと考えております。

また、この夏には、8年ぶりとなる相馬野馬追の騎馬行列が町内で行われる運びとなりました。この伝統行事が再開されることは、ふるさとを思い起こす町民にとっての希望であり、再開を決意された標葉郷騎馬会の皆様に対しまして、多大なる敬意を表したいと思っております。

さらに、イノベーションコースト構想における水素製造拠点施設の整備につきましては、用地の造成工事を計画どおり進めており、いよいよ7月には水素製造プラント建設が着工いたします。

引き続き、国・県と連携を密にし、関連企業の誘致を始め、新しい産業の創出、新しい浪江の創建に向けて取り組んでまいります。

さて、只今は、馬場町長の辞職の申し出について、ご同意をいただきました。

馬場町長は、1日も早い健康回復を願い、治療に当たっておりますが、医師からの許可が出ず、この6月定例会にも出席できませんでした。

町長としての10年6カ月の間、その大半を震災・原発事故からの復旧復興に立ち向かい、先頭に立って取り組んでこられました。

特に、昨年3月末の一部避難指示解除に当たっては、大変な重圧の中、解除の判断をされました。それから1年、ようやく復興の果実が実り始めたときに、健康を害し職務の執行ができないこととなりました。まさにこれからというときに、職を辞さなければならぬこととなり、どんなにか無念であったらうとお察しいたします。それでも、町民を始め、多くの方々にこれ以上の迷惑をかけることはできないとの判断の下、今月末をもって辞職することとなりました。

これまでの、ご苦勞に感謝申し上げますとともに、1日も早い回復を願うばかりであります。

明日からは、新町長誕生までの間、私が職務代理を務めさせていただきますが、馬場町長が進めてきた復興のスピードを遅らせることなく、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては、これまで同様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今後予定される町長選挙等の執行予算につきましては、専

決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承の程よろしくお願いたします。

結びに、議員各位におかれましては、梅雨を迎え、健康には十分留意されまして、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつといたします。

平成30年6月13日、浪江町副町長 宮口勝美。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年浪江町議会6月定例会を閉会します。

（午前 9時40分）



上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 石 井 悠 子

署名議員 高 野 武

署名議員 半 谷 正 夫